

令和4年12月12日（月） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	重松 朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原 幸雄	〃	上村 和子

○欠席委員

委員	小口 俊明
----	-------

○委員外出席者

陳情者	酒井 信孝
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	健康まちづくり戦略室長	橋本 和美
副市長	竹内 光博	(兼)新型コロナウイルスワ	
教育長	雨宮 和人	クチン接種対策調整担当課長	
		新型コロナウイルス	古川 拓朗
政策経営部長	宮崎 宏一	ワクチン接種対策室長	
市長室長	吉田 徳史		
政策経営課長	簗島 紀章	生活環境部長	黒澤 重徳
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰	(兼)防災安全担当部長	
		(兼)健康福祉部参事	
行政管理部長	藤崎 秀明	教育部長	橋本 祐幸
総務課長	津田 智宏	教育施設担当課長	島崎 健司
建築営繕課長	近藤 哲郎	(兼)新学校給食センター	
(併)新学校給食センター		開設準備室調整担当課長	
開設準備室整備担当課長		教育指導支援課長	市川 晃司
文書法制課長	吉田 公一	学校給食センター所長	土方 勇
(兼)新型コロナウイルス		(兼)新学校給食センター	
感染症自宅療養支援室主幹		開設準備室事業担当課長	
法務担当課長	妹尾 祥		
(併)教育部主幹			
職員課長	中道 洋平	選挙管理委員会事務局長	玉江 幸裕
防災安全課長	松平 忠彦		
健康福祉部長	大川 潤一		
地域包括ケア・健康	葛原千恵子		
づくり推進担当部長			

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第26号 新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所に関しては、市教委と防災安全課がよく話し合った上で決定したと認識しているが、そうであるならば、どのような議論が行われて防災備蓄倉庫の設置場所を1階に決定したのか、行政学的アプローチに基づく政策決定・意思決定プロセスの検証を行いたいため、会議録・会議メモ等のエビデンスがそもそも論として国立市に存在するのか確認を求めるとともに、新給食センター浸水発生予見時における防災備蓄倉庫内の備蓄品の移動にかかる現行運用オペレーションは危機管理学的観点から危険要素が多く、安全性が担保できていないため、オペレーションの改善・再構築を求めるとともに、防災備蓄倉庫に備蓄される備蓄品の内訳の公開を求めることに関する陳情
- (2) 陳情第28号 国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底解明・再発防止を求める陳情
- (3) 第48号議案 国立市個人情報保護に関する法律施行条例案
- (4) 第49号議案 国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- (5) 第50号議案 国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- (6) 第51号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- (7) 第52号議案 国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- (8) 第53号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- (9) 第54号議案 国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
- (10) 第56号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算（第10号）案
(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金)

2. 報告事項

- (1) (仮称) 国立市DX推進計画（素案）について
- (2) 損害賠償請求事件について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について
- (4) くにとたちの学校給食食育ビジョン（案）について
- (5) 投票区見直しの修正案について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第26号	新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所に関しては、市教委と防災安全課がよく話し合った上で決定したと認識しているが、そうであるならば、どのような議論が行われて防災備蓄倉庫の設置場所を1階に決定したのか、行政学的アプローチに基づく政策決定・意思決定プロセスの検証を行いたいため、会議録・会議メモ等のエビデンスがそもそも論として国立市に存在するのか確認を求めるとともに、新給食センター浸水発生予見時における防災備蓄倉庫内の備蓄品の移動にかかる現行運用オペレーションは危機管理学的観点から危険要素が多く、安全性が担保できていないため、オペレーションの改善・再構築を求めるとともに、防災備蓄倉庫に備蓄される備蓄品の内訳の公開を求めることに関する陳情	4.12.12 採 択
陳情第28号	国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める陳情	4.12.12 継 続 審 査
第48号議案	国立市個人情報情報の保護に関する法律施行条例案	4.12.12 原 案 可 決
第49号議案	国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	4.12.12 原 案 可 決
第50号議案	国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	4.12.12 原 案 可 決
第51号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	4.12.12 原 案 可 決
第52号議案	国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	4.12.12 原 案 可 決
第53号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	4.12.12 原 案 可 決
第54号議案	国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案	4.12.12 原 案 可 決
第56号議案	令和4年度国立市一般会計補正予算（第10号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金）	4.12.12 原 案 可 決

午前10時1分開議

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

この際、御報告いたします。小口俊明委員より欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

議題に入ります前に、去る11月1日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

令和4年11月1日付人事発令によりまして、市長部局の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

行政管理部でございます。議会事務局次長と兼任になりますが、行政管理部主幹、古沢一憲でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第26号 新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所に関しては、市教委と防災安全課がよく話し合った上で決定したと認識しているが、そうであるならば、どのような議論が行われて防災備蓄倉庫の設置場所を1階に決定したのか、行政学的アプローチに基づく政策決定・意思決定プロセスの検証を行いたいため、会議録・会議メモ等のエビデンスがそもそも論として国立市に存在するのか確認を求めるとともに、新給食センター浸水発生予見時における防災備蓄倉庫内の備蓄品の移動にかかる現行運用オペレーションは危機管理学的観点から危険要素が多く、安全性が担保できていないため、オペレーションの改善・再構築を求めるとともに、防災備蓄倉庫に備蓄される備蓄品の内訳の公開を求めることに関する陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第26号新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所に関しては、市教委と防災安全課がよく話し合った上で決定したと認識しているが、そうであるならば、どのような議論が行われて防災備蓄倉庫の設置場所を1階に決定したのか、行政学的アプローチに基づく政策決定・意思決定プロセスの検証を行いたいため、会議録・会議メモ等のエビデンスがそもそも論として国立市に存在するのか確認を求めるとともに、新給食センター浸水発生予見時における防災備蓄倉庫内の備蓄品の移動にかかる現行運用オペレーションは危機管理学的観点から危険要素が多く、安全性が担保できていないため、オペレーションの改善・再構築を求めるとともに、防災備蓄倉庫に備蓄される備蓄品の内訳の公開を求めることに関する陳情を議題と致します。

当局に対して質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 それでは、何点か質疑したいと思っておりますけれども、陳情事項をそのまま確認したいと思っております。陳情書の2ページ中の2ページの中段及び陳情事項の1で、どのような議論が行われて防災備蓄倉庫の設置場所を1階に決定したのか。つまり、誰がどのような発言をして意思決定が下されたのかまず確認したいと思っております。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。施設整備に関する要求水準を作成するに当たり、

教育委員会と防災安全課が協議いたしまして、本施設は指定避難所ではないことから、災害の際に指定避難所への物資の搬出、新給食センターでの炊き出しを想定いたしまして、防災備蓄倉庫に物資を直接搬入し、また、速やかに搬出できる施設とすることに致しました。これを基に、速やかな物資の搬入及び災害時の搬出を考慮し、防災備蓄倉庫を1階に整備することとなりました。最終的な要求水準書の決定につきましては、決裁により行ったものでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 それでは、陳情事項2の最終的な要求水準書の決定段階ではなくて、その途中の教育委員会と防災安全課で協議した経過について、会議録や会議メモ等はございますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。教育委員会と防災安全課の会議を行った際の防災備蓄倉庫に関する打合せ、こちらを内容と致しました要点をまとめた記録がございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 要点をまとめた記録、あるいは職員の作成したメモであっても、職務上作成して組織的に用いるものとして保有されているものであれば、情報公開の対象になるということでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 そのように認識しております。

○【重松朋宏委員】 それでは、陳情事項の1と2は、本日この場で確認されたのかなと思います。

そこで、陳情事項の4に先に行きます。陳情事項の4の防災備蓄品の内訳、これがまずどういうものを想定されているのか。6月議会の陳情審査の際には、まだ具体的に決まっていないということでしたけれども、来年夏開設で、当然、新年度の予算に入ってくるものだと思いますので、そろそろ大体決まってきたのかなと思いますので、伺います。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。現時点で、食料品、水、トイレの備蓄を想定してございます。内容が確定いたしましたら、新給食センターより公表を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 ということは、陳情事項の4についても、今後、内容が固まり次第、市民に公表するということです。具体的に何をどれだけというところまではまだ公表される段階ではないのかなとも思うんですけれども、そもそも、市内全域の防災備蓄品のマネジメントってどうなっているんでしょうか。決算特別委員会資料No.7で、各小中学校の避難所の防災備品一覧が出ていましたけれども、備蓄倉庫って、各小中学校にあるものだけが国立市の防災備蓄品ということでしょうか。たしか地域の防災センターにも一定程度備蓄品があったようにも記憶しているんですけれども、国立市として管理しているものというのは、どこにどれだけあるのかというのは把握されてますでしょうか。

○【松平防災安全課長】 お答えします。各指定避難所と、今委員がおっしゃいました防災センター、あとプラザのほうにも各備蓄品を置いてございます。そちらのほうの備蓄品も一覧にしまして、防災安全課のほうで管理をしているところでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 小中学校以外にもあると。それらを、どの防災備蓄品はどういう場面でどこで使うというようなことについての防災備蓄品全体のオペレーションといいますか、マネジメントというのはされているということでしょうか。

○【松平防災安全課長】 お答えします。まず、各指定避難所にあります備蓄倉庫につきましては、その避難所で使っていくものでございます。あとは、各防災のセンターですとかプラザに置いてあるところにつきましては、各指定避難所のほうですね、応援というか、物資の搬送拠点というふうに

考えてございますので、そちらのほうを持っていくという考え方でございます。また、災害規模によりますけれども、持っていくことにはしないで、避難所後方施設というような形で開設していく場合もございますので、そちらのときには様々使っていくのかなと考えてございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 では、新給食センターに設置される備蓄倉庫の備蓄品というのは、どういう場面でどこでどのように使われる想定でしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 新給食センターに備蓄する備蓄品の使い道というところでございます。大前提と致しまして、災害の発生時には一人一人の安全の確保が第一であると考えております。災害には、浸水以外にも地震災害も想定されるかと考えております。地震災害時には、防災備蓄倉庫が1階であることから、倉庫開口部に車両を接続し、速やかに車両に物資を積載して指定避難所に運搬することができると考えております。

また、災害時に炊き出しを実施する際にも、調理場フロアは1階でございますので、防災備蓄倉庫に保管する食材、こちらを速やかに使用することができると考えております。浸水を想定した場合の対応と致しまして、事前に災害発生を把握できる場合も想定され、安全性を考慮した上で、SPCを含めた対応の検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 浸水が想定される場合にどうするのかということについては、6月議会の陳情のときには2階に上げるというような答弁でしたけれども、その点についても、2階に上げると決めたわけではなくて、今後の検討だということによろしいでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。移動ということも可能性としてはあるかなと考えているところでございます。また、現在、水ぬれ防止を要する物資を浸水想定以上の高さに保管するために防災備蓄倉庫内に棚を設置する、そういったことについてもSPCと協議を行っているところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 分かります。2階に上げると決めたわけではなくて、可能性の1つとしてそういう場面もあり得るということですね。というのも、3月議会の総務文教委員会の資料で詳細な平面図が出ているんですけれども、防災備蓄倉庫の中に移動式の回転釜が2基、そこに書かれていまして、確かに備蓄倉庫は階段の脇にあるんですけれども、回転釜を階段を持ち上げて2階に上げるというのは極めて非現実的ですし、エレベーターを使って2階に上げようとする、一旦外に出て、事務スペースのほうから入って上げるということになるので、必ずしも2階に上げるというのは、本当に現実的なのかなという疑問を思いました。

特に2019年の台風19号レベルの浸水をするかもしれないし、しないかもしれないというような台風というのは、これから何年に1回は来ると思うんですけれども、そのたびに一々2階に上げるのか、あるいは、よっぽどなことでなければ2階に上げることはしないというふうになると、今度は逆に2階に上げないということになっていこうかと思えますし、国立第三中学校にも校舎の外に備蓄倉庫ありますけれども、その備品も一々校舎に避難させるのかということもありますし、上に上げるというよりは、むしろ浸水が想定される場合もあるけれども、今ある中でまだ対処できることがあるんじゃないかなと思うんです。

その1つとして、止水板、浸水したときに水が中に入らないような止水板を、今の設計だと地下に入っていく斜路と入り口のところに設置するという事なんですけれども、場合によっては、備蓄倉庫の周辺にも50センチメートル程度の、しっかりした止水板でなくても、簡易型のものであっても設置するという事も検討してはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。最後に1点だけ。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。止水板につきましては、私どものほうでもＳＰＣ及び設計会社のほうと話をした経過がございます。その中で、止水板を使っても室内に、例えば複数の開口部、窓ですとか、通気口ですとか、そういったことがあるということで、完全に浸水を止めるというのはなかなか難しいという回答を受けているところでございます。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 今、重松委員の質疑で、陳情項目がそれぞれ可能だということが確認されたと思うんですけども、私のほうも、陳情項目の１項目めにある１階に決定した経過について、今も答弁ありました。市教委とそれから防災安全課がよく話し合っただけということなんですけど、その議事録はあるということですね。それは出せるということなんですけれども、そもそも１階に市教委なり防災安全課の認識を変えたというのは、どういう議論で変わったんでしょうか。

○【橋本教育部長】 認識を変えたということは、ちょっと誤解があるのかなと思います。議論の中で１階にしたということでございますので、最初が２階だったということではなくて、議論の経過で、震災、要は地震のほうを想定して、その有利さを取った、そういうふうな経過でございます。

○【高原幸雄委員】 以前の総務文教委員会で、たしか、かなり２階の設定の中では、私も質疑しましたし、実際に移動が大変だという話も出ましたよね。あのときの市の意思というのはどういうことだったんですか。まだ途中経過ということだったんですか。

○【橋本教育部長】 そのとおりでございます。経過の中で、最終的に議論をした結果、調整した結果、１階という結論を得た、そういうふうな状況でございます。

○【高原幸雄委員】 そうすると、ここでも言われているように、その経過についてはきちっと議事録があるわけだし、それは明らかにできるということでよろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 議事録ございまして、情報開示請求の対象になると考えているところでございます。

○【高原幸雄委員】 それから、陳情項目の３番目のところに、ここで言っているように、備品の移動に関していろいろ危惧を持たれているんですけども、防災の専門家の意見も頂戴しながら考案し、市民にその内容を公表するとなっているんですけども、これは市民の意見だとかそういうものを聴く、市としてはそういう考えは持っていますか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。災害発生時の対応につきまして、現在、ＳＰＣと運営に関する協議を実施しておりまして、その中で緊急時の対応マニュアルを整備していくということを考えております。担当部局とＳＰＣによって緊急時のマニュアル案を作成いたしまして、組織横断的な検討を行うために、国立市立学校給食センター整備運営に関する庁内検討会において検証を行いまして、検討会には防災の担当にも参加してもらうということを想定しております。その上で、決定したものについては、新学校給食センター、こちらからの通信や市ホームページ等を活用して広報を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 それは経過としていつぐらいまでに完了するんですか。まだめどが立っていないですか。

○【橋本教育部長】 今やっている最中で、なかなかいつというのをこういう公の席で言いにくいんですが、ただし、当然、２学期、来年、令和５年の２学期からやるんですから、少なくともその何か月前かにはしっかりと整理をしていかなきゃいけない、そういうふうな思いを持って今、整理をしているという状況でございます。

○【高原幸雄委員】 分かりました。それはそれでしっかり市民の意見も聴きながら、より効果的な

対応という点では当然そうなるだろうと思いますけれども、その辺は要望しておきたいと思うんですが、そこで、あの地域の位置というのは、災害が発生した場合の、多摩川が仮に決壊した場合の避難想定の上水というものは3メートルとなっていますよね。そのところの議論が、1階に決定したということで見ると、その辺はどういうふうクリアされたんですか。

○【橋本教育部長】 50センチから3メートルと記憶はしております。それで、そもそもこれは給食センター、この間の様々な議論の中で、場所がどうなんだという御質疑も頂いております。ただし、いろんな状況の中で、なかなか場所の中ではあそこがというところの、要は浸水地域であるんだけど、様々な条件下の中で、準工業地帯の中で探さなきゃいけなかったということもございましてあそこに決めさせていただいて、承認を頂いているという経過がございます。

そういう状況の中で、どこを優先してどういうふうな必要なことを考えていくかという中では、まずは、使うとしたら地震のときにしっかりと使えるようにしていこうと。浸水時については、今2階という議論もあったんですけど、安全性をしっかりと考慮した中で、例えば棚の置き方を工夫するか、様々調整しながらそこは今やっている、そういうふうな状況でございます。

○【高原幸雄委員】 そうすると、依然として、現実的に浸水想定水域が50センチから3メートルという中で、最高水位の3メートルということはなかなか、これはあくまでも被害想定の上水ですから、現実的にそう起こるということも分からないし、起こらないということも言えないわけですよね。その辺のクリアがどうもまだ不十分なんじゃないかと思っているんですけども、それは当局としては、そういうことで1階に決定したということで、それはみんな市教委も、あるいは防災安全課も、そこで議論は落ち着いたということですか。

○【島崎教育施設担当課長】 先ほど教育部長のほうからもお話をさせていただきましたとおり、限られた敷地条件の中で、盛土を行うですとか、基礎高を高くするですとか、止水板を近くの入り口については設ける、そういった形で、可能な限りで限られた敷地条件において浸水対策としているところでございます。その中で、様々な災害に対応するということを前提と致しまして、物資の搬出、これを可能な限り素早く行うという観点から1階に設置をさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 最後に1つだけ、今、想定地域の中での、1階に備蓄倉庫の機能を持ってきたということになると、それが今課長が言われるように、有効に活用できるようにということがありましたけれども、それは果たして棚の対応だとかということだけで十分なんでしょうかという疑問が当然生まれるわけですよね。その辺はどうなんですかね。

○【橋本教育部長】 様々な御指摘というのはあろうかと思います。それで、そこをどうやって、これはなかなかベストというところがどこなのかということもあるんですけど、よりベターなところを我々としては考えていく。ですから、その対応をしっかりと今、協議をしているという状況でございます。

○【高原幸雄委員】 その対応を協議しているということですから、その対応についてはしっかりと、そうすると結論が出るわけですよね、協議中ということになると。それはいつぐらいまでに結論を出すんですか。

○【橋本教育部長】 先ほどちょっと答弁させてもらいましたが、今、なかなかいつまでというところを明確には言えないんですが、繰り返しになりますが、当然、令和5年の2学期からという何か月か前には結論を出していく、そういうことは必要だと思っているところでございます。

○【上村和子委員】 質疑します。本陳情者は連続して、浸水想定地域に新給食センターを建てることの安全性について質疑されているんですけれども、今回も長いタイトルの中に全て言いたいことが入っていると思うんです。9月のときにも言いましたけど、やはり危機管理、国立市の危機管理能力はどうかという質疑にこれは当たると思うんですよね。そういう意味では、まず、国立市における危機管理というのはどういうものでありたいというふうに、危機管理に関する例えば方針とかガイドラインとか、危機管理能力を高めていくための何らかの方策というものをやっているのかやっていないのか、そこからまずちょっとお伺いいたします。

○【黒澤防災安全担当部長】 方針といったものはないんですけれども、まず、これ、地方自治体の責務としては当然、市民の生命と財産を守ることが第一でございまして、様々訓練はやっております。図上訓練といったものなんですけれども、先日も庁舎の避難訓練の際に、災害対策本部の運営訓練等を行っておりまして、基本的には図上訓練といったものを年に数回やっております。そのほか様々、避難所参集訓練等、実動部隊の訓練もやっているようなところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 じゃあ、ちょっと端的にお伺いします。危機管理とは何ですか。

○【黒澤防災安全担当部長】 端的にというところが難しいんですけれども、結局、災害対応時というのはトップダウンで判断を下す指揮命令系統でなければ機能しないといったことがございます。ただ一方で、現場全てにトップがいるわけではありません。防災のトップは、市長と私もおりますけれども、現場にいる者が迅速に判断をしなければならない、そういった場面も多いと考えております。したがって、私自身は防災を預かるトップとしましては、部下の力量を見極めて、部下を信頼して、何かあったら私が責任を取ると、そういったようなことを強く意識しているところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 人の動きとか、訓練とか、それから、いざといったときの責任体制というのは分かりました。危機管理というのはリスクマネジメントという言われ方をします。いろんなことを、災害とかトラブルを想定したときにどういうリスクがあるのかということを考え、そのリスクを最小限に行おうとするために、考えられるだけの考えを平時からつくっておくと。体制を整えておくと。それはどういうことかという、想定外のことが起きたときの混乱を最小限にしていくと。それを想定してやるものだと解釈しておりますが、それでよろしいですか。

○【黒澤防災安全担当部長】 おおむねよろしいかと思うんですけれども、一方、ゼロリスクというのはまたちょっと違うと考えてございまして、大事なことはゼロリスクではなくて、リスクとベネフィットもあることを理解して、その上で考えて備えることであると、そういうふうに考えております。

○【上村和子委員】 私はゼロとは言っていないで、最小限にしてと言いました。この1つのやり取り、私はリスクを最小限にしていこうというのがリスクマネジメントだと言いました。しかし、部長はそれを、リスクをゼロにすることはあり得ないと答えたけれども、これ、かみ合っていないですね。リスクを最小限にする努力をやっていくことがリスクマネジメントの基本ではないかと思うわけです。そのときに、リスクとベネフィットの中でとおっしゃって、この調整した結果が今回のこれだと解釈をしていいんだと思うんですけれども、それでは、私自身がずっと言っているのは、いざといったときに市役所は何をするのかとか、まさしく現場は何をするのかとか、そういうことが分かっていること。災害時における給食センターの役割は何なのかということを今日ちょっとお話ししていただきましたが、そのときに最大の動きができるように、今現状から最悪の状況を想定して整えなければいけない、これが原則ですよね。この原則がまず共通化しているかということを確認します。

○【橋本教育部長】 今質疑委員さんがおっしゃったように、想定の中でしっかりとどういう状況が起こるかというのは、今質疑委員さん、最悪という言葉を使われましたけど、そういうことを踏まえた中でどういうことができるのか、どういうふうなリスク管理の中でできるのかというのは、これは議論していく必要があるのかなと思っております。

○【上村和子委員】 それでは、給食センターのこの位置で起きる最悪の事態とは一体何でしょうか。どういうふうに想定されていますか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。最悪の事態、地震については、どういうことがあるかということもあるかと思いますが、浸水については、最大浸水想定3メートル未満となっておりますので、3メートル未満の浸水があるということが想定されるかと思います。

○【上村和子委員】 何回も繰り返していますが、最悪の3メートルの水深、多分、新給食センターは耐震においては万全を期しますので、ある程度大きな地震が来ても倒壊するおそれはないと思っています。最悪の想定は浸水です。それで、最大級の浸水となった場合、3メートルとなっています。その最悪の3メートルが起きたときに、今、土盛りとかいろいろおっしゃっていますけれども、1階部分はどれくらい水につかるという想定でしょうか。全くつからなければクリアです。

○【島崎教育施設担当課長】 3メートルの浸水が来た場合については、調理場フロア、1階フロアの高さは1.4メートル、前面道路から1.4メートルでございますので、そのとき1階部分については、フロアは浸水するということを想定しております。

○【上村和子委員】 最大の危機が来たときには1.4メートルの浸水が想定されると、1階部分。じゃあ、そのときに想定の時間、その浸水になる時間、これは想定時間と書いていますけれども、一番早く3メートルが襲ってくるときを想定したらどれくらいで危機が、雨でも地震でもいいです。想定以上のものが来るという判断ができるのが、その1.4メートルになるまでの間、どれくらい時間の猶予がありますか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。国土交通省が提供されております浸水の想定ソフトがございまして、そちらのほうで私どものほうでも検証を致しました。そうしましたところ、1時間以内には浸水が来るという結果でございました。

○【上村和子委員】 最悪の事態を想定すると、1時間以内に1階でも1.4メートルのものが最悪の場合想定できる。1時間以内でもじわじわ来るわけですから、突然ぴゅーっと1.4メートルが、小河内ダムが崩壊したら、決壊したらそうなのかもしれないけれども、来たときに今のシミュレーション、オペレーションと書いていますけれども、浸水発生予見時というのは、今このパターンです。最悪の1時間以内に1.4メートル浸水するということが想定できたときに、防災備蓄倉庫内の備蓄品を移動すると。そのときに夜とかいろんな場合が想定できますけど、確実に1階に置いてあるものを、夜中ですよ、早朝ですよ、最悪の事態を思ったときに、移動できるんですか。体制動けるんですか。

○【橋本教育部長】 1時間という中で、これ、安全性を考えればそんな、しかも夜ということも可能性ありますので、我々が議論していますのは、動かすとしたらですね……（「動かすとしたらね」と呼ぶ者あり）当然、想定ができる。要は、浸水というのは、ある程度前から予見できる部分もありますので、当然、1日、2日前の中でどういうことができるかというのは、これは考えていかなきゃいけない。そういうことは我々としても議論しているところでございます。

○【上村和子委員】 その議論の仕方がリスクマネジメントとしてどうなのかということが問われるという陳情なわけですよ。こうしたらとかああしたらじゃなくて、あくまで危機管理能力というのは、

最悪の事態を想定して最小限の混乱にとどめていくというためにやるものですから、当然そこに関して、こうだったら、ある程度時間の猶予ができたらか、だったらというのは、危機管理のときには一番禁句なんじゃないですか。で、一番最悪のこと、最悪のことを想定したときに考えたら、1時間で来るこのことで、だからこの陳情者が書かれているとおり、現行運用のオペレーションは危機管理学的観点から危険要素が高く、安全性が担保できないとおっしゃっているじゃないですか。私、そのとおりだと思います。これ、9月の時点でもう分かっていた。

だから、せめて、だからせめてですよ、この陳情者は、そのオペレーション、手順の改善とか、再構築とか、それをしたらどうですかという陳情ですけど、私、これ極めてやらなきゃいけないんじゃない。常に手順について、1時間以内に来たときに、国立市はこの備蓄倉庫が機能しなくてもいいと思っていますか。この備蓄倉庫は、何が何でもその次の段階で、一番最悪の事態のときに一番役に立ってほしい倉庫なんじゃないですか、中に入れているものは。答えてください。

○【橋本教育部長】 地震とまた浸水という、これ、場面場面においてなかなかそこをどういうふう
にこの施設を使うというのは、また違った議論をしっかりとそれを想定しながらしなきゃいけない。そういうふうな中で、今まさに1時間ということを質疑委員さんおっしゃるんですけど、そんな1時間前に動かすなんていうのは、これは我々としたってそんなことをするつもりはないという中で議論は進めております。ですから、確かに2階に移すということを9月の議会の陳情の中でも言われまして、そこはどうなんだろうという委員会の中で意見もございましたので、今そこを踏まえて対応を整理している、協議しているというような状況でございます。

○【上村和子委員】 これ今、リスクマネジメント、危機管理を言っているの、ここをずらさないでほしいんですね。私の質疑は、最悪の事態、この給食センターに被る災害のところの最悪の事態を想定した出来事が起きたときに、今ここに備蓄しようとするものは、そのときに一番欲しい、守りたい、残したいものが入っているんじゃないですかという質疑なんです。それはイエス・オア・ノーで答えてくださいよ。

○【黒澤防災安全担当部長】 イエス・ノーでお答えするような問題ではなくて、市全体で様々なところに備蓄を配備しておりますので、それを全部、全てを有効活用したいというのは当たり前でございます。

先ほどから委員がおっしゃっていることは、さきの陳情の、2定だと思うんですけど、そのときにもうきちんと申し上げています。私のほうで申し上げております。水害だけを意識しているわけではないんですよ。地震があった場合には、運搬の利便性があるので1階のほうスムーズに運べるといったことをそのときにも申し上げております。ですから、それが1つ、1階に置く利点です。先ほど申し上げたベネフィットのほうです。一方、先ほどから最悪の事態とおっしゃっているそのリスクも当然あるんですよ。それを勘案して、実際どの辺りの対策をするのかといったところで、さきにも教育委員会が申し上げましたが、高い棚を置いて、もともと上のほうに置いておくといったようなことも現在考えているところでございます。

これもさきに申し上げましたが、これが例えば給食センターではなくて、市の防災備蓄倉庫そのものであれば、それは3メートル以上のところにかさ上げするといったことも当然判断としてありますけれども、これはあくまでも給食センター内の備蓄倉庫でございますので、そういった震災、地震災害とかのベネフィットも考えた上で現実的な対策を取るといったことを考えております。以上です。

○【上村和子委員】 これ、9月からの水かけ論なんですよ。そういう考えをずっとしているから、

この陳情者の不安がずっと抜けないんだと思うんですよ。今日、私、かなり限定して聞いています。この給食センターのここがですよ、一番リスク的に最悪の事態はどこで起きますかと、そのときに、今日の質疑は危機管理能力のところから言っていますから、危機管理というのは総合的にとか、バランスを取ってとか、調整してとか、そういう話じゃないですからね。エリア別にどういう課題を持つかということで、エリア対応がちゃんとできていなきゃいけないわけですよ。その中で1個でも自分たちが甘く考えたところとか、総合的に考えたりとか、優先順位をつけたりとかして後手に回したものが、それおかしいんじゃないですかという指摘が来たときに、真摯に議論しなければ、1個でもリスクを減らしていく、混乱を減らしていくということが危機管理能力だと私は思っています。

だから、その危機管理が9月議会から引き続き、今回もこれだけ陳情者がタイトルに長く書かなきゃいけなかった。何でこんなに長くなっていくんですか、タイトルが。伝わっていないからでしょう。1人の陳情者の不安を皆さんたちは今解決できていないんですよ。この陳情者は無鉄砲に毎回同じことを陳情されているかといったら、決してそうじゃないです。陳情者はちゃんと議事録を読んでいると思う。毎回の議事録を読んだ上で、残る不安について書いてこられているんですよ。だから絞られてきているんですよ、陳情が。

危機管理能力、給食センターにおける備蓄倉庫の配置に見られる危機管理能力について見直せというんじゃなくて、オペレーションの改善、再構築を求めると書いています。棚をつければという話になりましたけど、これほど私は現実的でない提案というのではないと思っています。備蓄倉庫の中で1階部分1.4メートルの水が入ってきたとき、入りそうになってきたとき、棚の上に置いたものが本当に役に立つのか。本当にそれを持って出られるのか。これ、危機管理の面だと、私はよく分かりませんけれど、どんなに言われても、対症療法ではあるけれども、だから安全だと言えるかといったら、私は、いや、だったら2階に移しておいて、最悪のことを想定したら2階に持っていくというのが普通の発想なんじゃないですかと思いますよ。

でも、絶対1階から動かさないという理由は何かといったら、地震想定だと言った。地震想定こそ、ほかのところがいっぱい機能していくわけですよ、ほかのところも。だから、地震のほうを優先させて、実利的にあまり想定できない最悪の事態よりもという形で総合的に勘案してというのが国立市の危機管理の方針なんですか。最終的にここだけ市長に聞いておきます。これで、現行このまま行くということですか。

○【永見市長】 まず、どこからお話ししたらいいかちょっと悩むんですけども、1階に設置することについては既に決定がされていると。これは変える余地はないと考えております。その上で、どうやってこの機能を有効化させるかということを今検討していると。まだ最終案は私のところに来ておりませんし、最終的な考え方の判断も求められておりませんが、最も機能する方法を、今後もオープンまでには検討していくということだろうと思っています。

○【上村和子委員】 私の質疑が分かりにくいのかな。もう一遍言いますよ。市長に聞いたかったのは、1階に設置することを決めていると言っているけれど、リスクマネジメントといったときには、これが間違ったときには迅速に変えなきゃいけないんですよ、起きてないときに。決めてしまっただけいけないということを言いたいわけですよ。国立の危機管理ってそうなんですかということ。常に常に検討して、リスクを1個でも減らしていく。そして、事が起きたときの混乱を最小限にしていく。危機管理って置いておくものじゃないですよ。常に状況は変わっていくわけだから。だから、そういう意味での、国立市はもう1階に決めたという、そのことで危機管理としていいんですかという質疑

をしたんですよ。そのことで市長は、じゃあ、それでいいですよと言ったということですか。

○【永見市長】 1階が、あらゆることを想定する中で、ベスト——ベストではないですね。ベターな選択であるということを用意決定しているということです。（「ベターだということですか。すみません、ちょっと、ちょっと待ってね。ごめんね」と呼ぶ者あり）

○【上村和子委員】 私は危機管理のときには分かりやすく、イエス・オア・ノーじゃないと言ったけど、危機なほどイエスかノーなんです。逃げろか逃げるなか、どっちかなんですよ。だから中途半端な、私は通常はこういう質疑はしないですよ。柔軟にいくけれども、私が知りたいのは、もしも1階って決めているけれども、まだ危機管理上、今後こういう想定をしたときに、2階に上げたほうがやっぱりいいって判断をしたときの猶予はあるよねという、そういう検討は続けるよねという、それがリスクマネジメントなんじゃないかと。平時は常に常に更新していかなくちゃいけないんじゃないかという、そういうものなんじゃないですかということ聞いています。

国立市の危機管理はそうではなくて、あらゆるものを想定したときのベターなチョイスをしていくと。ベターなチョイスをしていくと。ベターだったらどの段階でベストだと言えるのか。ベストの選択をしなきゃ駄目でしょう。それが危機管理だと思うわけですよ。だから今日、何回も何回も危機管理とは何ですかと質疑したのは、その意味です。

最終的にもう一遍聞きます。ということは、市長の中では今、ベターな選択を現状しているし、今後については、検討の余地はあるのかないかとか、危機管理上これがベターだけど、よりベターなものが出てきたら当然、変わると思っているかどうかというのを最後、最終確認します。

○【永見市長】 質疑の趣旨がいまいち分からない。よりベターなものが出てきたらという意味がよく分からないんです。（「分からないんだ」と呼ぶ者あり）ええ。よりベターなものが出てくるというのはどっから出てくるのか、何がよりベターと判断するのかというのが、想定が分からないので何とも言えませんけれども、現状で今建設をします。その中でよりベターなものがあれば、それがチョイスする余地があればチョイスするというのは当たり前のことだと思っています。（「当たり前ですよ。ちょっと待って。ごめんね」と呼ぶ者あり）

○【上村和子委員】 私、自分の中で一貫しているんですよ。今日、私の、多分議事録をもう一遍見ていただけると分かるように、リスクの最小限化ですよ。リスクの最小限化を常に目指していくというのがリスク管理じゃないかと言っているわけです。危機管理能力というのは、常にリスクを最小限化していくという努力を怠らないことだと思っているわけですよ。現状の中で、こういう一市民からであっても、こういう指摘があったら真摯に取り組む。それで2階に置けないのかと考えていくというふうに、そういう中でベターだったら、よりベターなという意味が分かりませんとおっしゃったけれども、その努力を続けていくということが危機管理ではないですかという質疑をしたわけです。そこで私の質疑が分かっていたらと思います。もう答えなくてもいいですけど。ありますか、何か。そういう意味で答えていただいたらいいですか、市長。

○【永見市長】 よりいい方向性の、今やっていますけど、いい方向性のものがあれば、それはチョイスする余地もあると思っています。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点かお伺いします。多くの委員が丁寧に質疑していただいたので、何点かに絞らせていただきたいと思います。先ほど委員の質疑の中で、これから緊急時の対応マニュアルはS P Cと協議してつくっていくというお話がありました。それは、今言われている浸水時の対応とかというものとどういう関係性にあるものなのかお伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 S P Cとは昨年の11月に緊急時の協定を結んでおりまして、その中で災害が発生した際の具体的な行動ということをマニュアルによって詰めるという形としています。ですので、先ほどお話をさせていただきましたとおり、施設の稼働前までに、緊急時に具体的にどのような行動をするのかというところを詰めるという趣旨のマニュアルとなっております。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。その中に事細かな、地震災害のときはどう動きますよとか、浸水災害のときはどう動きますよとか、それについて例えばS P Cは何を担当しますよとか、市は何を担当しますよみたいなものがその中に全部入り込むという理解でいいんですね。

○【島崎教育施設担当課長】 そのように想定しております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、その中には、それを策定していく中には専門家の意見、ここの陳情の中にあります防災の専門家という意味ですね、とかの御意見とかというのはその中に入っていくのかどうかお伺いいたします。

○【橋本教育部長】 当然、我々も知識というものは一定、積み重ねたものがあるんですけど、やはり必要に応じて、その中で専門家のスーパーバイズみたいなところがあるならば、そこはやっていくべきかなと思っているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そのマニュアルをつくって、それを実際に市としては動かしていくといったときに、そのマニュアルをさらに細分化して何か市としてつくるみたいなことがあるのかどうかお伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 一旦マニュアルをつくりまして、その上で、例えばさらに細かい決まり事が必要だということになりましたら、それは内部のほうでも議論させていただいて、必要に応じて細分化していくという形かと思えます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、そのマニュアル自体をつくっていく中で、S P Cとともに対応マニュアルをつくって、先ほど御答弁にありましたけれども、オープンの前までにはそれがちゃんと公開されてということで、広く伝わっていくんだという理解でいいのかどうか確認させていただきます。

○【島崎教育施設担当課長】 そのように考えております。

○【稗田美菜子委員】 ただ、それをつくっていく中で、今決めている、例えばこれまでの定例会の中で出てきた御回答とかということが変わってくることも中にはあるんですね。

○【島崎教育施設担当課長】 災害に関する対応と致しましては、地震、浸水、そういったことがございますので、相応の対応のためのマニュアルですので、お答えさせていただいたことと大筋で変更というのは想定していないところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。最後の質疑ですけれども、実際には市の職員さんの中でどの方がどうやって対応しますかと、細かなことまではマニュアルの中には多分入れ込みづらいと思うんです。マニュアルというのは、こういう想定が起きたときにこういうふうに動きますよということがマニュアルですよ、恐らく。つくり方にもよるのかもしれませんが。じゃあ、それを誰が担当するのか、どういうふうに動くのかみたいな、時系列みたいなものまで含めた対応というのは細かな規定が必要なのかなと私なんかは思いましたので、先ほど市で必要なものがあれば、さらに詳細な部分の規定をつくるんですかと聞いたら、必要があればつくりますという御答弁を頂きました。その詳細な部分の規定については、市民に対して公表ができるのかどうかお伺いいたします。

○【橋本教育部長】 これはどういうふうに対応していくかというのは、しっかりとまた市民の皆様とも情報共有しなきゃいけない部分があるかと思いますので、それは最大限、つくった部分については公表していく、そういう姿勢でやっていきたいなと思っております。

○【藤江竜三委員】 それでは、簡単に何点か伺いたいと思います。3番について、「現行運用オペレーションは」というような形で書かれていますけれども、現行オペレーションというのを決定したようなものというのはないのかなとも思っていたんです。そもそもそれが存在しているのか存在していないのかというところをちょっと確認したいというところを伺いたいと思います。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えさせていただきます。今現在で具体的にオペレーションという形で整備したものというのはございません。以上になります。

○【藤江竜三委員】 それじゃ、現行運用オペレーションというのは、今のところ、前回答弁していただいたところは、検討段階で1階から2階へ移すかもしれないとか、様々あったと思うんですけど、検討段階ということですね。

そういった中で、私としては別に1階に、水害のときに防災用品で使えなくなるものも当然あり得るだろうとも思うし、地震のときのために取っておくような使うものをいっぱい置いておく、そういうのがリスク管理であって、別に全部、できるだけリスクを最小限にするという話はまたちょっと、他の委員がおっしゃる考え方というのは違うのかなと思いました。例えば、リスクを完全に最小限にするのは、そもそも防災——防災センターじゃなくて、給食センターを建てなければいいという話であって、しかし、ベネフィットを得るため、給食を安全に提供するというベネフィットを提供するために、その選択ができないかリスクを取りながら給食センターを建てるということになって、給食センターを建てるに当たっては、なるべくでかい平野があって、地盤が強固で、水も全く来ないところがいいとなるけれども、当然そういった土地もないので、リスクを取ってあの地域に建てる。ただ、リスクを全部取るわけにもいかないんで、少しかさ上げしたり、止水板というものを用意したり、取れるリスクと取れないリスクをうまく勘案しながらリスクをコントロールするというのが、私はリスクマネジメントなのかなと考えているところなんです。そういった観点で当局もいるのかなと考えているんですけれども、どちらのほうの考え方としては近いのでしょうか。

○【黒澤防災安全担当部長】 私、先ほど申し上げたとおり、委員さんのおっしゃったほうのリスクとベネフィットを勘案した結果ということを認識しております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午前10時56分休憩



午前11時10分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。意見、取扱いに入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 本陳情については、不採択の立場で討論させていただきます。

これまで多くの委員が数々質疑を投げてくださいましたし、そもそもこの陳情の提出者につきましては、これまで給食センターの水害については丁寧に、どうやって考えたらいいのかといったことをいつも繰り返し問うてくださっている方だと私も認識しております。その中で、やっぱり今回も陳情者

の方は水害時の対応を懸念し、出されているものだと思います。

陳情事項につきましては、一つ一つが今回の質疑の中で明らかになったものがほとんどだと思います。すし、これから先、市民へ公表していくものも明らかに今回の質疑でなったと思います。なので、一つ一つについては殊さらに意見を述べるものではなくて、きちんと時期が来たら市民に分かりやすく丁寧に、また、協力を求めることも必要かもしれませんので、きちんと丁寧に説明をしていただきたいと思います。

その中で1つ申し上げておきたいのは、今回、市当局の中では、あらゆる想定の中でSPCとの緊急時の対応マニュアルを作成していくといったことで、今議論の途中なんだと思います。その議論の途中だからこそ、今回の議会はとても重要だったなと私は思いますけれども、よく私、危機管理なんかで昔言われて思い出すのは、ロケットとか、月に着陸したロケットですね。あのときに帰還まで何とか……（「アポロ」と呼ぶ者あり）アポロですね。すみません。アポロ13ですね。アポロ13号のときですね。重大な事故が起きて帰ってくるときの、あの帰ってくる時のマニュアルが実は存在していたと。つまり、想定をしていたといったことが分析の中で出てきたというような書籍があります。

つまり、あらゆる想定って、そのレベルの想定も、あそこの、アポロ13、月まで行くということになると、これは給食センターですけどね、月まで行くといったことになるとそこまで想定するわけですよ、命を守っていくために。ましてや、宇宙船というのは持っていくものが限られますよね、持っていくものが。だから、これは例えば、何かの緊急時に必要だから持っていくというものは積めないんですよ。重た過ぎて飛び立つことができないから。全てを計算してこれは何に使えるのか、緊急時にはどういった転用ができるのかみたいなものを全て計算して月に行ってきたというような書籍があります。

それを私、ここの今議論の中でふと思い出したんですけれども、もちろん総合的に考えて——総合的にじゃないですね。地震のこともそうですし、水害のこともそうです。考えて、今想定をしているのは分かります。ただ、お話を聞いている限りの中では、1時間後、1時間したら浸水が来るのではないかと想定されていますとか、既に想定条件があるんですよ。分からないじゃないですか。外からの浸水、外から来る外部浸水については1時間後かもしれない。だけれども、30分たったら、もしかしたらその水害については、内部の浸水のほうから来るかもしれませんよね、下水から上がってきちゃって。そういったことを想定しているんですとか、そういうことなんだと思うんですよ、この陳情は。あらゆることを想定しなきゃいけないのが、そこが苦しいですけれども行政の立場だと思います。役目なんだと思うんです。地震においてもそうです、火災においてもそうです。特に火災になった場合には、大きく燃えるものがたくさんある施設になります。近隣への被害だったりとか、甚大な被害になってしまいますよね。ですから、全ての災害において、全ての危機管理マニュアルをきちんと想定した上でつくっていかなくちゃいけない。その作業を今しているんだと私は理解をしています。

ですので、想定が3メートルだからとか、1時間後だからというのは何の役にも立たなくて、どこまで頭を柔軟に市当局、まあ、教育委員会ですね、教育委員会さんとか、あるいはSPCの会社の方たちがどれだけ議論が深められるかということが試されているんだと思いますので、それはきちんと議論をして、これなら大丈夫というものを胸を張って緊急時対応マニュアルとして出していただけると私は理解しておりますので、きちんとお出しいただくことを要望いたしまして、本陳情につきましては、4点について全てが解明できたと私は理解いたしましたので、不採択とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 確かに陳情事項1、2は、本席上で陳情者の願意は達成できたと思いますし、

3、4につきましても、陳情者の大体考える方向で今後市のほうでは対応し、公表していくという旨の答弁がありました。陳情者の願意は、陳情事項だけ見ますと大体達成されてきているなと思うんですけれども、そもそも陳情者がこういう形で、繰り返し何度も何度も浸水想定区域に防災備蓄倉庫つきの給食センターを建てることについて陳情を出してきてくださったおかげで、私たち議員も、あるいは市当局もこの問題にしっかりと向き合っていくことができました。そのことに敬意を表しまして、私は本陳情、採択したいと思います。

この委員会で、リスクマネジメントをどう考えるのかということについて非常にたくさんの議論がなされました。本来であれば、議員間討議をやってもいいくらいの問題かなとも思ったんですけれども、私の考えはリスクを最小限にすること、リスクゼロを目指すことがリスクマネジメントではなくて、答弁にあった、確かにベネフィットとのバランスも考慮しながらリスクを最小限にするとともに、それでも残ってしまうリスクに、あるいは想定できないリスク、事態が発生しても対応できるようにしておくことがリスクマネジメントなんじゃないかなと思います。

それは、備蓄倉庫を1階にするか2階に上げるかというだけの話ではなくて、単に水害時の備蓄品が浸水しないことを目指すというのであれば、そもそも給食センターに備蓄倉庫を置かないで、別の場所に同じものを備蓄しておけばいいというだけの話になってしまうんですけれども、むしろ1階に置くとしても、様々な場面に実際に対応できるように備えておくことが大事なんじゃないかなと思います。それは浸水するといっても、3メートル浸水するか浸水しないかという二者択一の問題ではなくて、50センチメートル程度の浸水であればどうか、1.4メートルを超えて備蓄倉庫内に水が入ってくるときどうするのか、あるいはそれが2メートルを超えて水没し始めた場合どうするのか。様々な想定できない事態も含めてどうしていくのかということ、詳細なマニュアルをつくるというよりも、行動シミュレーションや訓練で対応できるようにしていくことが大事じゃないかなと思います。

そもそも、給食センターや防災備蓄倉庫が浸水するということは、恐らく予見できないんじゃないかなと。1.4メートルを超える浸水をするというのは、多摩川が堤防を越えて越水するというレベルではなくて、決壊するというレベルですから、あらかじめ、多摩川が決壊しそうな台風が近づいてきている、接近しているというのは恐らく予見できませんよね。決壊しそうだと言見できるときはもう増水して、まさに越水してきているような状態なので、そのときに予見して備蓄倉庫の1階の備品を2階に上げているような場合ではなくて、そもそも避難しておかないといけないような状態で、これは備蓄倉庫が2階にあったとしても同じことです。1階か2階かという話ではなくて、実際に起こり得ることにどのように動きも含めて備えておくのか。中の備蓄品の配置や、それこそ具体的なオペレーションをどうするのかということを本当に真剣に考えていく必要があると思いますので、ぜひ、本陳情の特に3の項目、具体的に検討をしていただきたいと思います。

以上の理由から、本陳情は全項目採択としたいと思います。

○【上村和子委員】 採択の立場で討論いたします。

9月議会でも同じような議論をしたなと思うんですけれども、今回、陳情者が再度出した中に、そもそも教育委員会と防災安全課がよく話し合った上で決定したと思っているけれども、その決裁過程と行政学的アプローチと、それから会議録等はあるのかということで、あるということが分かりましたけれど、その中でこの陳情をめぐる議論のことは、果たして議論されているのかなというのが私の疑問に残りました。結果、不採択になったから議論してないとかということはないのかな。いろいろ私たち委員として言いましたけれども、簡単に言うと、私が言ったことについて1回でも検討したの

かと。そういう議事録は残っているのかと。ここで聞き捨てて、そのまま何もしないまま行っているんじゃないか。自分たちのやっている方法でいいという形で収まってないかということが私は一番知りたかったです。しかし、今日もまた同じような回答をされた。9月と同じ回答です。じゃあ、この9月から12月までこの件は検討しなかったんだなと思いました。したんだったらちゃんと答えられるはずです。その答えがありませんでした。そこで私は今日また同じ議論をしなくてはいけなくなりました。

今回、危機管理の面から、国立市の危機管理とは一体何なんだということを質疑いたしました。本来、もう行政の中に私は危機管理対策室というのができてもいいと思っています。それは個人でもいいけれども、これは防災だけではありません。これから行政は裁判も含めて、いろんな形での危機がやってきます。そういうときに、この危機をどうやって乗り越えていくのか。コンプライアンスだけではもう賄い切れない分野が発生してくると私は思っているわけです。そういう意味では、市長の一番近いところに危機管理がちゃんとできる人がいて、様々な視点、防災の視点、それから裁判、訴訟の視点、様々な視点で、経営もあるでしょう。そういう視点での危機管理というもののガイドラインをつくって、しっかり最悪の事態を想定する癖をする。

危機管理では最悪の事態を想定します。最悪の事態です。この給食センターに関して、新給食センターの備蓄倉庫を最悪の事態を想定したかということなんです。最悪の事態というのは、今日出されましたけど、3メートルの浸水、1.4メートルの1階部分が水でなると。そこに備蓄倉庫を置いていると。これでいいのかという単純な問い立てです。これ問題でしょうというのが一番先にありきです。単純に1.4メートルつかると分かっているところに防災の備蓄倉庫を置くというのはナンセンスです。だから当然、ここの問い立てがまずある。そこに対して議論をたくさんしたということでした。今日の結論です。すごく乱暴に言いますね。めったに起こらないだろう。めったに起こらない。起こる頻度が高いのは地震のほうだろう。だから地震のときに対応できるという、こちらを優先したというふうに聞こえます。これが危機管理上どうなのかということです。

なおかつ、最悪の事態の発生時間を予見したときに、人がいる時間帯じゃない。夜中に起きたとしましょう。物の移動はできません。そのような異常なというか、想定を超える大災害が発生したら、まず最初に、一義的にやるのは人の命を助けることです。命を助ける行動は全部向かっていきます。物の移動なんていうのは二次的なものなんです。物の移動が始まるのは、最初の被災、最初で死んだ人はもうそこで終わりなんです。生き残った人たちの暮らし、その二次的なものをどうするか二次の動きなんです。そこで備蓄倉庫が活躍するんです。だから、そこまで備蓄倉庫は守らなきゃいけないわけです。発生時に、発生時とか予見したとかいうときに物を移動しているなんてナンセンスなんです。大雨が来るって分かったら命を守るんです。職員は全部それに向かって動くわけ。全職員、人の命を守るために動くんです。物なんかどうでもいいんです。そのために通常から物においては絶対安全なところに置いておくと。しまっておくと。これがリスクマネジメントじゃないですか。

だから一体、国立市は新給食センターで最後まで絶対守りたいものは何なのかということが見えないじゃないですか。最後まで、二次的に、極端に言うのですよ、周りが、このエリアが全部3メートル浸水した。それでも生きている人たちがいる。そうしたら、あの建物、あそこのエリアの中で給食センターは、給食は使えない、全滅だから。だけど、せめて備蓄のものがある。ここだけは守りたい。私はそれが、その気概が欲しかったんです。優先順位は何なのか。この備蓄倉庫が役立つのはどのときなのか、どのタイミングなのか。そう考えたときに、発生時じゃなくて、発災の次の段階で有効

となる備蓄倉庫は絶対安全な場所に置いて守るというのが危機管理の第一の要因ではないかと思って質疑いたしました。

今日は全部並列的に捉えられている。優先順位を決める、総合的に勘案する、そして、それで結果こうなる、人がまるで物を動かせるような感じでおっしゃいますけど、リアルな想定を超える災害、そのイメージがどこまであるのか。想定を超えるということは、人の動きがパニックになります。そのときに職員に一番伝えたいものは何ですかということから入るんです。命を守る、そのための動きだけやってください。物よりも命ですって。そこを徹底するための備蓄倉庫は二次的に守るのが私は危機管理能力だと思う。そういう視点でもう一度本気で、たかが、たかが備蓄倉庫だと思ってほしくない。対症療法が効く世界ではないです、災害のときは。だから真剣にベターな、よりベターであれば考えると市長は言った。問題は、私が今日長々、皆さんの貴重な時間を費やして言ったことを、どうか1回は検討してほしい。議事録で、無駄だと思ったらやる必要ないですけども、大事だと思うならば、ぜひ今日の議会の、私だけじゃなくてほかの委員のやり取りも、もう一回当局は議論してみてください。これだけ強く要望して、採択と致します。

○【藤江竜三委員】 本陳情は不採択の立場で討論いたします。

1、2、3、4ともに、陳情者の求める中心的な部分は実現されるのかなとも思います。それと、陳情項目3については、「現行運用オペレーションは」との記載があるんですけども、ただ、現行運用オペレーションの確固たるものは決定したのではなく、また、検討段階においても、危険要素が多くとか、安全性が担保できていない、そういうことが断定できるものではないと私は考えません。したがって、本陳情は不採択の討論と致します。

○【高原幸雄委員】 私のほうは、陳情項目1から4まで、市のほうとしても対応できるということが確認できましたので、この陳情については採択と致します。

給食センターそのものをあの地域に建築するかどうかということの議論もありますし、ただ、そういう中でも、選択としてあの地域に建設するということで、その際の災害にどう対応するかということでの備蓄倉庫の在り方ということが議論されましたけれども、いずれにしても、備蓄倉庫は給食センターの中に設置されるわけです。地域の住民のためにこの備蓄倉庫が設置されるということでありますから、その機能が十分果たせるように、災害時の水害想定が3メートルということになっておりますから、これをどういうふうにクリアできる対応をしていくのかということが行政に求められていると思います。

検討課題という部分もありますけれども、ぜひ、そういう意味では、備蓄倉庫の備蓄品も含めて、今後十分にこの機能が活用されるように、しかも、その際の水深想定が3メートルを十分にクリアできる、こういうことでの対応が望まれているわけですけども、経過としては、教育委員会と防災安全課がよく話し合って現状を確認したということでもありますから、この備蓄倉庫というのは、市民の生命財産を守るという意味での大きな役割を担っておりますので、そういう意味で十分な対応ができるよう、さらに市としても、市民の意見も聴きながら進めてほしいということを要望して、賛成討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

◇

議題(2) 陳情第28号 国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底解明・再発防止を求める
陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第28号国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底解明・再発防止を求める陳情を議題と致します。

ここで陳情第28号について、お手元に配付してありますとおり、陳情者より陳情訂正願が提出されておりますので、先例に倣い、本会議の承認を得ることを前提に審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決します。なお、文中の訂正箇所は、陳情訂正願のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔によりしくお願いを致します。

それでは、陳情者どうぞ。

○【酒井信孝陳情者】 お時間を頂き、ありがとうございます。陳情第28号の趣旨を説明させていただきます。

議員の皆さんも市長も、選挙で選ばれてここにおられるわけですが、選挙は間接民主制の根幹です。選挙の信頼がなければ成り立ちません。だからこそ、それなりの予算をかけ、人も時間も労しているわけですから、厳正に執行されているものと誰もが信じています。非効率的で不経済に見える古典的でアナログな手続も、長年にわたり培われてきた歴史に裏づけされた一つ一つに意味があるはずです。新しい技術を導入したり、時代に即して変えたり改良することも必要ですが、当然のことながら、選挙の信頼を失うようなことがあってはなりません。

投票箱は、投票所では投票立会人等、複数人の監視下にありますが、投票所で投票箱が施錠された後、期日前投票所であれば翌日開錠するまで、投開票日であれば開票所で開錠するまで、その間、投票箱が不正に開閉されていないことが証明できなければなりません。そのための手法は自治体によって多少の違いはありますが、国立市の選挙執行規程は、少し大まかではありますが、それなりに定められています。

陳情書の冒頭に抜粋を載せておきましたが、私が本年7月にあった参院選、参議院選挙の開票作業に参加したとき、これらの規程はことごとく実行されていませんでした。開票所に搬入された投票箱のほとんどは、鍵は格別ではなくひもで連結して1つの封筒に入れ、封をしていないのが大半でした。封緘印はほぼ皆無で、封筒の表面には保管者の氏名の記載もありませんでした。運んできたスタッフが鍵を開票所スタッフに受け渡しているケースもありました。そもそも封すらしていないので、当然ですが、鍵の封印の異常の有無の検査は一切していませんでした。開票所への搬入作業の一切に開票立会人を立ち会わせていませんでした。しかし、現場を指揮していた選管職員Aは、搬入作業が始まる前の会話の中で、投票箱の鍵は、投票所で立会人立会いの下、封をして、判こを押して投票箱と一緒に持ってきて、開票所で受け取ることにしていると概略を説明してくれました。にもかかわらず、全くそれが実行されていない状況を前にして、見て見ぬふりなのか、規程は建前にすぎないことが常態化しているのか、何のチェックもしていませんでした。全ての搬入が終わった後、選挙管理委員長、

事務局長、職員Aと一緒に集められた封筒を確認しましたが、封緘印を押していた事例は見当たらず、封をしていないものがほとんどでした。

11月15日に事務局長を訪ねたところ、「直近の都議選まではちゃんとやっていたと思う。それまで指導的立場にあったベテラン職員が病気で亡くなったため、行き違いが生じてしまった」と話していましたが、都選管に簡易な報告文書を提出しただけで、委員会の会議の議題にもなっていませんし、市長や議会への報告もしていないことが分かりました。都選管への報告文書に書かれていたことは、陳情書の2ページの下段に載せておきましたが、事務局長の話や報告文書を読む限り、実態を把握できていないばかりか、問題の深刻さを理解できていないのかもしれませんが。封印されていないものがあつた程度ではなく、ほとんどが封をしておらず、封緘印は皆無でした。生き字引がいなくなった程度のことで業務の継続性が失われたのだとすれば、明らかに内部統制の欠陥です。果たして、直近の都議選までもちゃんとやっていたのでしょうか。本来のやるべきことをちゃんと分かった上で言っているのでしょうか。確かに選管職員Aは、やるべきことをある程度分かっていたはずでした。やるべきことを平気でやっていなかったのは、執行規程の意味や必要性を理解していなかったからかもしれませんが、もし本当に意味をしっかりと理解しているのに、必要性を分かっているが、直近2回の選挙では故意に手を抜いていたのだとすれば、より悪質です。ですが、その可能性もあり得ます。

市議会の過去の会議録を検索すると、開票事務のスピードアップ、効率化が問題視され、改善を求められていました。そのための効率化の一環として、作業を意図的に簡略化していたのかもしれませんが。開票所スタッフが封をしていない封筒をわざわざ破って捨てていたのは、厳封されていたときの習慣なのではなく、証拠隠滅のためにそうすることが決められていたのかもしれませんが。一連の投票箱の搬入作業は、迷いもなく申し合わせているのに、慣れた様子で執り行われていました。個々人の問題ではなく、組織として意図的にやっていたのであれば、問題はより深刻です。

投票箱を投票所から開票所へ送致するのは投票管理者です。投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した人です。開示請求で入手した投票管理者への通知文書には、やるべきことの概略しか書かれていませんが、「投票管理者は、それぞれの投票所の最高責任者です」とある上、「勘や過去の経験に頼らず、常に法規等に基づき行ってください」とも書かれています。国立市選挙執行規程を遵守していなかったのは、投票管理者の落ち度なののでしょうか。また、開票立会人説明資料にも開票前に「投票箱と鍵の異状を点検していただきます」と書かれているだけです。そして、集合時刻は午後8時20分となっています。しかし、その時間には既に投票箱の搬入は始まっていました。選挙規程、選挙執行規程を遵守しなかったのは開票立会人の落ち度なののでしょうか。どちらにしても、選挙執行規程を実践するためには、さらに細かい具体的なマニュアルが必要です。選挙事務を管理し、選挙事務の専門家であるはずの選挙管理委員会が、一般の有権者が選挙における役割を担い、責任を全うできるようにサポートすることは重要な仕事の1つであるはずです。投票箱の鍵の管理方法を怠ったがために、運搬した投票管理者に不正がなかったことを証明することができなくなってしまいました。選挙事務に関わった善良な市民を守ることができないような選挙事務は破綻していると言っても過言ではありません。

公選法によると、選挙事務は市町村が処理することとされている事務です。国政選挙は第一号法定受託事務です。地方自治法によれば、その選挙事務を管理しているのが選挙管理委員会です。市長は市の事務の全般について統括し、これを代表しているわけですから、選挙事務に関しても当然に責任があります。その市長の知らないところで問題が指摘され、知らないうちに外部の都選管へ報告が出

されているのは、組織のガバナンスとしても問題だと思います。

そして、開示請求で出てきた行政文書を見る限り、そうした越権的な報告が当日の業務記録すらなく、実態把握や検証が一切なされずに選管内部のみで決裁されているのは、組織としての体をなしていないように思えてなりません。内部統制に欠陥がある、もしくはそもそも内部統制が整備されていないとすると、不適切な事務と言うにとどまらず、不正が付け入る隙だらけで、不正が横行している可能性すら危惧されます。

また、開票事務には大勢の市職員も動員されています。選挙事務が専門ではないにしても、目の前でやっていることのおかしさになぜ気づけないのでしょうか。選挙管理委員会だけの問題にとどまらず、国立市市役所全体に通底している問題があるように思えてなりません。少なくとも直近2回の選挙で、国立市の開票事務は市民の信頼を裏切ったわけです。選挙管理委員会の予算調製や市職員を外向させている立場でもある市長と選挙管理委員の選挙を行い、罷免権のある市議会は、市民を代表して実態を解明し、市民の信頼を取り戻してください。

陳情事項1、国立市長に対し、国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の実態を調査・検証し、再発防止策を策定するよう要請してください。不正検査の常識ではありますが、選挙事務は市の事務ですから、市は利害関係者です。利害関係のない不正調査の専門家による第三者委員会を設置することになるかとは思いますが。

陳情項目2、国立市議会として、不適切な開票事務の実態を調査・検証してください。議会の責任において調査権を用いて、公の場で実態を解明してください。

陳情項目3、調査・検証の結果、選挙管理委員としてふさわしくない者は市議会において罷免してください。議員は選挙管理委員の選挙人ですから、選んだ選挙管理委員の仕事をチェックし、職務上の義務違反や非行があれば罷免する責任があります。

陳情項目4、国立市選挙管理委員会に対し、責任の所在を明らかにし、適切な措置を講ずるよう要請してください。責任の所在がよく分かりません。どこにどんな責任があるのかを明らかにし、取るべき責任を取り、次の選挙に向けて早急に健全な体制を構築していただかなければなりません。以上、何とぞよろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 陳情を出していただきまして、さらに事前にも詳細な説明を頂きまして、本当にありがとうございます。

そこで一旦、本陳情は議会運営委員会の中で、取扱基準に抵触するのではないかとということで議長預かりとなったものが、その後修正されて、改めて議会に上程されているわけですが、その修正——訂正ですね、訂正の理由の中で、議会事務局に誤解されたという表現がありますけれども、これはどういうことなのか、1点、説明いただけますでしょうか。

○【酒井信孝陳情者】 付託というか、委員会への付託に関して議会運営委員会で話し合っていたときもそうでしたが、付託することから除外する取扱基準というのがありますが、その中で、個別の職員……。ちょっと今、文書を取っていいですか。

○【遠藤直弘委員長】 どうぞ。

○【酒井信孝陳情者】 委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準というところの第2条第2項第3号の「職員に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの」というものに該当するから、この陳情にもその項目があるので、それは付託、除外する基準に当てはまるというような話を委員会でもさ

れていましたし、事務局のほうでもそのような説明をされていました。ただ、この取扱基準を見たところ、個別の処分ということが明確に入っています。ただ、この「個別の」というものが入っていないでもいいと読み取れるわけですが、あえて「個別の処分」というものが入っています。

ここからしてみると、私が言っていること、ここにもともと書いていたものは、「責任の所在を明らかにして懲戒処分を行うよう」と書いていましたが、陳情項目には。その意図としても、誰々を個別に処分してくださいということは本文にもありませんし、この陳情項目でもそのようなことは言っていませんので、もともとこの項目に当てはまるはずはないと私は考えていました。にもかかわらず、それを事務局のほうからそういうような説明が、議運のほうの委員の人たちにもしたので、その誤解があったのではないかと私は捉えて、誤解されていること自体が私としては不本意であるわけですが、誤解をするようなそういう解釈をすることもあるのかもしれないので、誤解を受けるような文言は取り除いたと。訂正を求めたということであります。

○【重松朋宏委員】 なるほど。訂正前の陳情事項は、個別の処분을求めたものではないということなんですけれども、確かに委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準の個別の処分という文言をどう解釈するかについては、もともと議会の中でも詳細な検討はされておりませんでした。最初は2012年の議会運営委員会で提起されて、その後、2016年から2018年にかけて検討されて決定された取扱基準なんですけれども、細かな文言の、特に個別の処分と処分の違いのようなことについては、検討は確かにされておりませんでした。ただ、2016年4月27日の議会運営委員会で、どうしてこういう第3号のような項目を入れるかということについては説明がされておりまして、それが処分は人事に関わることであり、任命権者である市長、議長等において処理されるべきというような理由で、当時の議運の委員長案として基準が提案をされておりました。いずれにしても、この基準の第3号に訂正前の陳情が抵触するのではないかというふうに判断したのは、議会事務局ではなく議会運営委員会です。その責任は議会事務局ではなく、我々議会がきちんと負いたいと思います。

そこで、陳情事項の1は市長に、陳情事項の2、3は議会が、そして4のみ、選挙管理委員会に求めています。趣旨文の中にもあるんですけれども、相当選挙管理委員会に対する不信がお強いようですけれども、今の段階で、市長や議会が第三者として介入すべきとお考えでしょうか。

○【酒井信孝陳情者】 第三者として介入するというよりは、まず、選挙管理委員会の選挙事務というものが市の事務であるということがまずあるわけですね。市の事務の統括、それを統括し、代表しているのが市長であるということあれば、当然それに選挙管理委員会が行っていることに対しての責任も市長にあるだろうということで、市長としてこういう事実を知ったからには、ちゃんとその事実説明をして、取るべきことをしてくださいということが、まず市長に対してです。

議会に対しては、これも第三者というよりも、選挙管理委員を選んでいる立場ですから、選んでいる立場としてやっていることをちゃんと知らなきゃいけないし、おかしいことがあれば正していかなきゃいけないし、本当にその選挙管理委員自体に問題があるとしたならば、罷免することすら議会にちゃんと責任として備わっていると思うので、個々の責任をちゃんと果たしてくださいというようにここを書いております。

選挙管理委員会自体は、当事者として自分たちの行ったこと自体をちゃんと踏まえて、組織としての対応を当事者としてもしなきゃいけない。でも、それは当事者としてやるというのは当然ではありますが、それは検証したり事実説明したりということは当事者には限界がある。なので、一番、先ほど趣旨説明の中で言いましたが、市がやる場合は第三者委員会をつくるべきですし、議会がやる場合

は、議会は公の場で議員のちゃんと責任の下で、市民の代表者として公でやるわけですから、そういう利害関係のない立場でのちゃんと検証、事実解明を、それはやらなければいけないということです。

○【重松朋宏委員】 なるほど。分かりました。第三者としてというふうに私、先ほど発言してしまいましたけれども、第三者としてではなくて、市長、議会それぞれの責任の下でやるべきことをすぐやるべきだというお考えだということで、分かりました。以上です。

○【稗田美菜子委員】 本日は陳情ありがとうございました。丁寧に御説明も頂きましたし、今お話も聞かせていただきました。

お伺いしたいのは何点かだけあるんですけれども、今回のこの陳情というのは、一番大きな点というか、まず第1に、不適切だった開票事務においての徹底解明ですよね。問題があったことに対する徹底解明と再発防止を求める陳情となっていますけれども、これを最も求めているといったことでよろしいのかどうか。これを一番求めていると理解していいのかどうかお伺いいたします。

○【酒井信孝陳情者】 徹底解明、まず、何が本当に、私は現場で見ましたが、起きていること自体は、まさに市民の選挙に対する、民主主義に対する信頼を裏切ることが現にあった事実があります。ただ、それは見えたものはまさにそれなんです、それがどうしてそういうことが起きているのかというものをちゃんと解明しなければ、次また起こらないということが担保できない。失われた信用が取り戻せないということを一番危惧するので、まず事実、現に起きたことはもう見えたこととしてありますが、その背景までしっかりと、あと、いつからそれが起きていたのかとか、そういうことまでちゃんと検証をまずしていただきたい。その上で、再発防止策、体制づくりも含めて、今までの問題を踏まえた上で、再生するためにどうするのかということをしかりと策定していただきたいということです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。分かりやすくありがとうございました。起きてしまったことだけではなくて、それがなぜ起きたのか、それと同時にそれをきちんと解明しないと、失われてしまった信頼を取り戻すことがそもそもできないですよというお話。それから、加えて言うんだったら、それが例えばいつからだったのかとかということも含めて、細かな徹底解明ということで理解をしました。

それから、再発防止策については、きちんとそれを踏まえた上じゃないと再生することもできないし、信頼を取り戻すことができないといったことで理解を致しました。分かりやすくありがとうございます。

もう一点伺いたいんですけれども、陳情事項の中でちょっとお伺いいたします。陳情事項の中には陳情事項が4つありまして、3つ目の陳情事項についてお伺いいたしますが、議会は確かに罷免権を持っています。この罷免については、罷免そのものをお望みなのかどうか。それとも、何らかの対応を望んでいるということなのかどうかお伺いいたします。

○【酒井信孝陳情者】 罷免しなくてはならないような地方自治法の書き方としては、非行があったとか、先ほど説明の中で、職務上の義務違反があったとか、そういうことがあったならば、それは罷免しなければならないと思いますが、その罷免自体、罷免をしなきゃいけないということを確実に言うほどの事実も背景も私は今分からないんです。見えているものは、そういう不適切な、本来の規定どおりでない事実があったのは目撃しました。でも、それが誰によって、どこに責任があって、どういう背景でそうなったのかということが全く分からないので、分からない以上、罷免を目的とするということはないんですが、それを解明した結果、責任の所在が選挙管理委員にあれば、それは公職

ですから、公職にふさわしくない人は罷免すべきだと。それは市民のために罷免していただきたい、そこが原因ならばですね。そういうことです。

○【上村和子委員】 陳情ありがとうございます。陳情の趣旨文にも書かれているところでちょっと確認したいんですけども、選挙管理委員会というのがあって、選挙管理委員会は4人で構成されていて、その事務をやるということで選挙管理委員会事務局というのがあるわけで、地方自治法に則した選挙管理委員会が公正な選挙について責任を持ってやるという仕組みになっておりますから、そういう意味でちょっとお伺いするんですけど、本件に関して、選挙管理委員会と選挙管理委員長がどの段階でこの事実を知り、そして選挙管理委員長は自ら選挙管理委員会でこのことを議論したというような形跡、もしくは事務局のほうから、陳情者から指摘を受けて、この件で、選挙管理委員会で正式に議論をしたという形跡がないようにこの説明からは見当たるんですけども、それでよろしいかどうかちょっと教えていただければと思います。

○【酒井信孝陳情者】 選挙管理委員会の会議では取り上げられた形跡はありません。都選管への報告を上げる際に、選挙管理委員会の事務局が選挙管理委員会に報告をしたというようなことは聞きました。

今の御質疑、最初のことですが、私が7月10日ですね、開票所、ここの体育館ですが、そこで実際に鍵の扱いが乱雑な扱いというか、封筒にも入れずにという、そういう現場を見たときに、選挙管理委員長にもこれはどういうことなのかということを知りました。かつ、投票箱の搬入作業が終わった段階で、封筒が1つの袋に全部捨てられていたわけですが、それを持ってきてもらって、選挙管理委員長と事務局長とこの職員Aと一緒にその中身を確認しました。その際に見たら、一緒に見たら、ほぼ封はされていない。どういう状態が正しいんですかとこちらが聞いたら、折って見せて、こういうふうになっているのが正しいんですというふうに示していましたが、そのときにも選挙管理委員長はその場において見ていました。そのときの話の中では、選挙管理委員長も、私の責任がもしかして問われるかもしれませんが、そのうちしっかりとこのことを持ち帰って検討し、報告もしかるべき処置をするというようなことはその場で私には言っていました、その後の経過を見ると、しっかりとした対応をしたようには思えないので、全くちょっとこのままではいけないんじゃないかと思って陳情した次第です。

○【上村和子委員】 とてもよく分かりました。ありがとうございます。7月10日の時点で選挙管理委員長も分かって、目で見て、私の責任で、責任もあるということで持ち帰って、検討してしかるべき処置をして御連絡をしようと言ったけれども、その後の選挙管理委員会で議題に上ったり、もしくは自主的にそういうことが話された形跡はなかった。だから陳情を出したんだという、この解釈でいいということですね。最後、確認だけしておきます。

○【酒井信孝陳情者】 報告は、選挙管理委員会から私へのどうこうしてくださいということも、その場で目撃したときに求めてはいましたが、しばらくなかったので私のほうからしました。したところ、まだ都選管のほうに行った報告が総務省のほうに上がって、総務省のほうで公表されるのを今待っていますと。公表されたら連絡する予定でしたというような話がありました。

なので、結局いつまで待つことになったのかは、それは定かではありません。私から問合せをしたわけですけど、選管自体が、私が公開請求で都選管のほうへ出した報告書というもの——報告書は頂きましたが、その説明を受けたときに、選挙管理委員会の事務局から説明を受けたときに報告内容を見ましたが、その簡略な報告内容というものの自体がどのように決裁されたのかを知りたいと思って公

開請求しましたが、そこにはその文書しかありませんでした。それに附属した事実、当日の業務記録なり、指摘を受けたら、じゃあ、その背景をちゃんと検証したとか、こういうことがあったからこういうふうに報告するし、今後はこうしますと。再発防止に関しても1行、これからは徹底しますと書いているわけですけど、じゃあ、どう徹底するのかとか、そういう附属資料が本来ならば決裁するときにあってしかるべきだと私は思うんですが、それありませんでした。ということで、どう見ても中で、委員会の中でしっかりとこのことが捉えられているとは思えなかったのもので、このように陳情している次第です。

○【高原幸雄委員】 それでは、陳情者の方にお伺いしたいと思います。陳情、大変ありがとうございました。2項目めの国立市議会として不適切な開票事務の実態を調査・検証してくださいという、市議会に対する真相究明のこうした項目が挙がっているんです。実際に今まで陳情者から説明を受けていると、選挙の開票事務に関わる現場でそういうことを目撃して、選挙管理委員会のほうには幾つか指摘事項をされたと思うんですが、市議会に求めるという点ではどういう経過なんでしょうか。

○【酒井信孝陳情者】 経過としては、これが皆様に問題提起するということも含めて、そういう意味も込めて陳情しております。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいですか。（「なるほどね。分かりました」と呼ぶ者あり）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで質疑の途中ですが、休憩に入ります。

午後0時4分休憩



午後1時20分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。それでは、当局に対しての質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それでは何点か質疑していきます。まず、市の選挙管理委員会にお伺いします。陳情事項の中では、ちょっとあってはならないことが起きているということで、私も認識しました。本来守らなきゃいけないルールを自分たちでつくっているにもかかわらずということがここで問題提起としてされているので、そこについてちょっとお伺いしていきたいと思うんですけども、市の選管として認識している規程の違反というものについては、どういったものを認識しているのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 選挙管理委員会として、今回の件につきまして鍵の南京錠を開ける鍵のほうの管理について、規則にのっとって行っていなかったということでございます。

まず、規則に合致しない事項としましては、鍵が3個ありまして、サイドと上部とその3つの鍵を投票箱にかけるということになっております。その鍵を本来横の鍵と上の鍵を封筒を2つに分けて入れなきゃいけないところを含めて、鍵自体の管理を一つのものでつくっていたということです。封筒に入れるときもその一つをそのまま封筒に入れてたということが1点あります。

それとその鍵を入れた後、本来であれば封をして投票管理者の印を押してサインをしなきゃいけない、記名しなきゃいけないというところを、そこも封は一応するようになっていることにはしてはいたんですが、それもちょうとできてない部分もあったというところもありまして、それ以外にサインと氏名

についてはもともとされていなかったという。

それと、あと開票立会いについてのことなんですけど、開票立会人についてはちょっと説明が不十分でして、その投票箱自体の管理、確認もちょっと参議院のときは少し怠っていたという部分もありますけど、鍵そのものの確認ということは行われていなかったということは、規則に基づく中で行われていなかったということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ごめんなさい、今ちょっと聞き逃したかもしれませんが、投票管理者の名前と印についてもやっていなかったということではよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 投票管理者は封筒に、本来であれば封印をしなきゃいけないということになっているんですけど、それについては、行っていなかったということになっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。そうするとそこに至るまでに、そういうことを徹底するために、ルールを知らせるために投票管理者であつたりだとか開票の立会人だつたりだとかという人たちに対して、こういうルールですよといういわゆる選挙執行規程ですよ、これについては、どのように周知をされていたのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 周知は、投票管理者については心得とかそういうのを送っているんです。そこに対しては、そのことについては明記しておりませんで、前々からその辺のところの明記がなかったということであれば、周知はされていなかったのではないかなというふうには考えております。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 開票立会人については、先ほど鍵のチェックについてというのはどうやって周知をされているのか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 鍵の周知については、本来であれば鍵の開票立会人説明会を行っているんですけど、最近の開票を始める前に説明を行っている中でやっていくべきことだったんですけど、それについてはちょっと今回、それもちょっとおろそかになっていたということになっていて、そのままその会場で皆さんに説明が終わった後に、会場内を見てくださいということになっていたということで、あと鍵自体のものについては、特にチェックをされていなかったということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうしますとまず投票管理者については、周知がきちんとできてなかったということは認識をされていると。開票立会人につきましては、一番直近の参議院選挙で言えば事前の説明会はなくて、当日、説明をして、事細かな説明は特にしなかったけれども、その開票所内を回ってくださいというところまではお話はしてあるということで、鍵についての説明はきちんとしなかったという認識でいいのかどうかお伺いします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 鍵については、実際に開票立会いについてということで書面ではお知らせしていたんですけど、その場で説明というのがちょっと抜けていたかなということと、あと鍵そのものについては、特に認識、意識をしてない中で確認はしてなかった。その都度、開票立会いについては事前に説明をする中でやっていたことと、あと、開票作業の中でやっていただくものについては、その中で確認をしていただいているということになっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。その鍵というのがちょっと難しいところで、南京錠そのものを鍵と呼ぶときと、南京錠の鍵という、今問題になっているのは南京錠の鍵のほうですね、南京錠を開けるほうの鍵、開け閉めするほうの鍵については3個あるうちのもの、本来であれば南京錠を開けるその3個ある鍵をそれぞれ別の封筒に入れて管理しなきゃいけなかったのが、それはできてなか

ったという、開けるほうの鍵のことですよね。それが今回については、きちんとできてなかったということは認識をされているということで分かりました。

陳情書の中で都議選まではやっていたというふうにして、やっていたと思うというふうにして御回答されているというふうにあったんですけども、これ、そうやって本当に御回答されたのかどうかというのと、それは何をもって都議選までやっていたと言えるのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、私どもちょっと確認不足ということもあるんですけど、それまでベテランでいた、長年やっていた方も来ている中で都議選前までは手伝っていた中で、封筒については封印をするということはやっていたと思うんですけど、印を押すとかサインをするというところについては、前々からやっていなかったということで確認はしております。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。封入して、封を閉じるところまではやっていたということが分かっているけれども、そもそもそこに封緘の印をするとかということは、そこよりも前もやっていなかったということは認識をしているということで分かりました。

そうすると、その規程違反がどこから始まっているのかというのはそもそも分からなくなっているんですけども、分かった段階で対応はどのようにされたのか、どんな対応をしたのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 分かった段階というか、分かった段階というのがつまり確認できてなかったの、今までそういう形で来ていたということなので、こちらとしてもその部分が、かなり確認がおろそかになっていたというところでもありますので、印についてはやっていなかったということでございます。

○【稗田美菜子委員】 すみません、質疑がちょっと分かりにくかったですね。規程違反が陳情者さんの御指摘とかあるいはこの参議院選挙、7月10日の参議院選挙の開票のところでおかしいということは認識したわけですよね。その後、選挙管理委員会として何らかの対応をされたのかどうか、お伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それについてはこちらも規則を確認し、やはりできてなかったことについて、委員長もその場にいましたし、中では委員長には報告しましてかなり注意をされたということでございます。

それで、あと今後について改善していくということと、これはあれなんですけど、東京都のどうか総務省のほうの調査がありまして、総選挙の進行、管理執行上問題のあった事項というものが毎回報告がありまして、それについては東京都経由でこちらのほうから報告させていただくということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。委員長からはそういうふうに指摘を受けたと言いますけど、選挙管理委員会としてはほかの委員さんを含めた、あるいは市当局の例えば選挙開票のところには応援職員さんとかもいると思うんですよね。そういったところに対してどういうふうに対応したのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それについては、今のところまだ何も、職員については通知はしておりません。それと委員さんについては、その場にもいたということもありますので、一応そういうことがあったということは、記憶にはないんですけど、一応、報告というか、お話をさせていただいたという程度のことになっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。委員さんには説明したけれども、全庁的な周知にはまだ至ってない、まだやってないということは分かりました。

もう少し質疑させていただきます。期日前投票箱の取扱い、鍵、南京錠そのものについてと南京錠を開けるための鍵については、期日前投票箱についてはどういう取扱いをされているのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 期日前投票については、投票が終わった後、今度は開票が始まるまで、これについては地下の書庫に置いて保管をしております。鍵については、その鍵を封筒に入れて、封はして、それを今度はセロテープというかテープで投票箱に貼り付けて、そのまま鍵と一緒に地下の書庫に保管しているという状況でございます。

○【稗田美菜子委員】 テープに貼ってというのは、投票箱そのものにテープで貼ってという意味だと思うんですけども、封をしてあるのか、印は押してあるのか、押していないのかお伺いします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それについては期日前投票についても押してはおりませんし、サインもしておりません。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。もう一点、ごめんなさい、鍵の管理については同じですね、投票箱なのでサイドの2個と上の1個、その鍵が3つの袋になっているのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 鍵はやはり3つの鍵を一つにくくって、一つの袋に入れている状況でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。投票所と同じ鍵の扱いだけれども、最終的に違うのは鍵については普通の投票所で、一般の投票所と違う、投票日の投票所と違うのについては、鍵が入った封筒についてはテープで留めていたということだと思います。念のためもう一回お伺いしたいんですけど、テープで留めるというのは、すぐ剥がれるようなテープで留めているという意味ですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 すぐに剥がれるかどうかということになりますとあれですけど、投票箱があって、その上に鍵をつけてそれを2回ぐらいぱっとやって貼り付ける。要はどこかに行かないようにということを含めて、そういうふうに貼ってあるということです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。それでは、ちょっともう少し聞きたいんですけども、投票管理者とか投票立会人という方は、毎回同じ方を選任されているのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 投票管理者については、ほぼ毎回同じ方をお願いしております。特別何か都合が悪くなったりとか、そういうときはこちらのほうからまた選任をしますが、慣れている方というか、そういう方についてお願いをしている状況です。

立会いについては、明るい選挙推進委員の方を中心に、足りない部分は今までやってた方とか、そういうところをお願いをして、立会人を選任しているという状況でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。投票管理者については、大体事情がない限り基本的には同じ方をお願いをしていたといったことですね。そうしますと、投票管理者についての周知がなかなか徹底されなかったのは、どれぐらい前からかというのはもう既に分からないんですけども、いつもと同じようにという形で、もうほぼ説明がないみたいな形で進んでいたのかどうか、お伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 説明はそうですね、してはおりませんが、任命通知のときに投

票立会いについてということで説明の部分として1枚の紙に書いてあるんですけど、それは送らせていただいて、毎回心得ということをやっているということです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。説明はしてないけども、任命通知のときに紙を渡しているということでした。その紙の中には鍵の取扱いについて丁寧に書いてあるのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 鍵については、施錠については書いてあったと思うんですけど、鍵そのものの取扱い、開ける鍵の取扱いについては書いてはおりませんでした。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。分かりました。あと何点かだけちょっとお伺いします。効率化については、重さがそもそも置かれていたのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 合理化、効率化についてはほかの部分も含めてかなり早い開票というのを求められているところはあるんですが、その鍵の件について、それがそもそも効率化でそういうようなことで省かれたようなこととか、そういうことになってきたというのはちょっとその部分というのは確認できない状況です。

私どもとして、今までと同じようにやっていたということになってくるとすると、その部分でも、早くはなっているかもしれないですが、それが早くするためにやっているとかということではないというふうにはちょっと認識しております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。効率化については少しでも早くということはあるけれども、鍵について、そこに向けてということではないというふうに認識しているということで、今答弁は頂いたのは理解をしました。

これまでの中で、規程違反になっているということは幾つか認識されているということは分かったんですけども、その指摘は、内部の中でこれって本当はルールと違うんじゃないんですかとか、こういうふうにしたほうがいいんじゃないんですかという話はこれまで出てきたのかどうか、お伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 選挙自体が毎回とかかなり頻繁にという、年に1回、2回、多くて3回あるかないかという中で、なかなか1回選挙をやっているところでは、そのような指摘はやっぱり期間も空いていますし、また、リセットされてしまうという部分もあるので、なかなかそういう指摘はなかったということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それでは、法律のところでちょっとお伺いします。陳情事項の中で、市長に対して、国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の実態を調査・検証し、再発防止策を策定するよう、要請してくださいというのが①としてあります。国立市選挙管理委員会というのは独立行政委員会だと思うんです。これについて市長に要請するんですけども、これは法律としては、どのような解釈ができるのかどうかお伺いいたします。

○【妹尾法務担当課長】 それでは、御説明いたします。選挙管理委員会と市長との関係につきましては、地方自治法第138条の3が、「普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない」と定めております。この条文で言う所轄という言葉の意味について、総務省の資料によれば、2つの機関の間において一方が上級の機関であることを認めながらも、他方は、相当程度、当該上級機関から独立した組織であることを表す意味に用いられる語であるとされておりまして、したがって、所轄の関係にある限り、原則として普通地方公共団体の長が各執行機関、選挙管理委員会を含む執行機関の職務執行に対する具体的な指揮監督権は有しないと解されております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうしますとすごい難しくて、理解が追いついてないかもしれないんですけど、要するに、市長は選挙管理委員会に何もすることができないという解釈でいいんですかね。

○【妹尾法務担当課長】 市長が選挙管理委員会に対してできることにつきましては、地方自治法第180条の4第1項で、勧告というものが定められております。ただし、この勧告の対象になるものというのが事務局等の組織、「事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱」に限定されておまして、委員会が法令に基づいて行使する権限の内容にまで立ち入るものではないと解されております。

この点、大阪高裁、平成13年判決も、自治法上の市長の勧告権につきましては、「法令に基づいて独立して権限行使を行う地方公共団体の執行機関相互間で、内部管理事務を全体として合理化し、相互の間に均衡を保持するために認められたものであるから、その必要な限度で行われるべきものであって、職員の身分取扱についてみても、一般的な基準に関してはともかく、個々の職員の身分取扱に関して権限行使をすることは許されないと解される。また、権限行使の態様も、あくまで勧告にとどまるものであって、勧告の相手方に義務付けをしたり、相手方の行為の効力を否定したりするものではない」と判示しております。

このことから、市長は選挙管理委員会に対して、具体的な指揮監督権は有しないと解されております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。何かすごく難しかったんですけど、確認のためにお伺いします。勧告ということはできると、その勧告については、事務局に対して、選挙管理委員会の事務局の職員定数だったり身分取扱いについてはできるけれども、それ以外のところはできないということか、今のところ法の解釈としては有されると理解をするということで、確認のためにお伺いします。そういうことでいいんですか。

○【妹尾法務担当課長】 今委員が指摘されたとおりで、法律の解釈上も、また大阪高裁の裁判例からしてもそのように解されております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。法律上そういうふうになっているということで分かりました。ごめんなさい、あともう一、二点だけお伺いします。先ほど選挙管理委員会のほうに、選挙管理委員会事務局長が御答弁の中で、選挙の管理執行上の問題ということについては、総務省から東京都を通じて、東京都選挙管理委員会を通じて報告を上げているといったことでありました。そこについては、報告を上げたというふうにして先ほど理解したんですけども、それがホームページで公開されたりというのは今されているのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては提出はしているんですけど、今のところ、まだ公表はされていないんですが、多分半年ぐらいにたつのもうそろそろ出てくるのではないかなというふうには考えております。今のところは出ていないという状況です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それは陳情者さんが、これまでどういうふうになっているんですかというふうにして陳情の趣旨説明の中でありましたけれども、どういうふうになっているのかという経過説明については特になかったと。そこの中の回答として、選挙管理委員会の事務局長さんのほうでは、それが公表したら連絡をするつもりであったというような内容の趣旨説明がありました。それはそういうつもりでいたのか、経過説明をしなかったのは何でだったのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては実際に提出はしたんですけど、それが公表され

ない限り、実際に出したのかどうかということの判断というか、相手方のほうでちゃんと公表しましたということが証明することを前提にしたので、ちょっと遅れてしまったというところで、連絡をかなり遅れてしまったというところでは申し訳なく思っていますけど、そういう発表された後に、やはりこういうことでしたといったほうが確実なのではないかなという判断で、そういうことで遅くなったということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。私は以上です。

○【重松朋宏委員】 私からも何点か、都選管への報告の件についてなんですけれども、これはいつ頃、報告をされたんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 8月、7月……（「おおむねで」と呼ぶ者あり）おおむねで8月頃ではないかなというふうに考えております。

○【重松朋宏委員】 事件の発生が7月10日で8月頃に報告をして、陳情者のほうから問合せをしたのが11月15日で、自浄作用は期待できないとして、陳情が提出されたのが22日ということなんですけれども、この間、内部では報告をした後、どのように検討されていたんでしょうか。特に協議の選挙管理委員会の中では、何かこの件についての協議等はあったんでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 協議としましては、そのようなことはありませんが、今後の選挙に向けて、どのように改正していくかということは内部で話していました。ただ、選挙管理委員会には、報告という形で上げていないということでございます。

○【重松朋宏委員】 分かりました。また、協議の選挙管理委員会としては受け止め切れてない状態なのかなというふうに思うんです。これは選挙執行規程どおりされていなかったということだと思うんですけれども、もう1つ、公職選挙法施行令第43条で、投票箱を閉鎖する場合の措置という項目がありまして、投票箱の閉鎖時に、投票管理者は、投票箱の蓋を閉じ、施錠した上、一の鍵は投票箱を送致すべき投票立会人が保管し、他の鍵は投票管理者が保管しなければならないというのがあるんですけれども、ここには直接は抵触していないと見てよろしいんでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 投票箱を閉鎖した後、これを運搬するということでいきますと、投票管理者、立会人、あと警察官も含めて同時に移動して、こちら持ってきているので、そこまでのあれではないのではないかなと考えております。

○【重松朋宏委員】 投票立会人と投票管理者がそれぞれ保管していたことになるので、ここの規定には触れないだろうということでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 個々に保管ということであれば、そのところは微妙にはなってきますけど、一緒に行動しているんで、その中で一緒にいますので、それでいけば鍵と投票管理者、立会人が一緒に動いているということであれば、その点について適切ではないかもしれないですが、そこまではないのではないかなというふうには思っております。

○【重松朋宏委員】 投票立会人と投票管理者と別々に保管するようになっているというのは、そこまで厳密に施行令のほうで規定しているんだなというふうに思うんですけれども、そこで具体的に投票所で投票箱を、投票所が閉鎖されて投票箱を封印して、開票所に運んで開封する手続、何時の時点で誰が何をどのように動いているのか、説明いただけますでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 まず、投票所が8時に閉鎖されます。その上で、投票箱を一番最後の鍵を、投票箱を閉めて鍵をかけている。鍵をかけて、その上で投票録の整理をして、その投票箱と投票録を持って、あとほかの書類を持って……（「どなたが」と呼ぶ者あり）投票管理者と立会

人は2人いるうちの1人と、あと警察官とそこの投票所の主任がタクシーに乗って、投票所に、開票所に持ってくるということになります。開票所で大体8時30分とか、そのぐらいまでから早いですと20分ぐらいで持ってくるところもありますけど、そのぐらいに持ってきて、そこで投票箱を受け取るということで、職員が受け取っているということでもあります。

○【重松朋宏委員】 そうしますと、本来はどうでないといけなかったんでしょうか。開票の立会人の参集時間がたしか8時20分だったと思うんですけども、場合によっては立会人が到着する前に、投票箱のほうが先に来ている場合もあったと思うんです。その場で鍵を封から取り出して、施錠を解いたりする実態があったとすれば、本来は、開票所に封をして持ってきたものを封を開けない状態でまず並べて、立会人が全員いる中で確認しながら封を開けなければならないのではないかなと、素人目には思うんですけども、本来はどこでどうしていないといけなかったのが、いつの間にかどうなっていたのか、分かる範囲で。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 鍵、投票箱については、立会人がいるかいらないかというのもあるんですけど、本来であれば投票箱が到着して、投票箱を受け取って、鍵も受け取って、その上で鍵は全部そろった段階で例えば封がしてあるかどうかを開票立会人に確認をしてもらって、その上で最終的に開票が始まった段階で開いていくのが本来の筋で、流れではないかなと考えております。ただ、それが封もちょっと甘かったところも含めてであると、到着して、その後、開票が始まる前に鍵を出して、その鍵を投票箱の上に置いといて、そのまま開票作業に向かってしまったというのが現状です。以上です。

○【重松朋宏委員】 その現状になったのはいつから、なぜなのかというのは、やっぱり分からないということでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それは不明でございます。

○【重松朋宏委員】 そこで想定するに、開票を急ぐあまりとにかく早く開票所に投票箱を持っていかなければならないと。開票所に投票箱が到着したら、なるべく急いで早く開封して、施錠しているのを解かなければならないというふうになっていたのだとすれば、その間に省略してはいけない手続を省略していたことがあるんじゃないかなと思うんです。

そのことを考えると、この鍵の管理だけではなくてほかの事務についても執行規程どおり実態はされてないようなことがあるかもしれないと思うんですけども、そのことについての内部チェックというのはこの間されましたでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 その間のチェックというのは大まかにはしていますが、これは次の選挙に向けてやっていくことでもあるので、その中で今後も含めてやっていくというところでは、考えているところでございます。ですから、今後の選挙において準備する段階で、合っていること、合っていないことについてもう一度再度確認していくということでございます。

○【重松朋宏委員】 ということは鍵の管理だけではなくて、執行規程どおりされていないことがひょっとすると、次の選挙に向けて自己チェックする中で出てくるかもしれない。あるいは一旦内部でチェックした段階では、特にほかに不適切な手続というのはなかったけれども、もう一度、再チェックするというのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのように再チェックするというところでございます。

○【重松朋宏委員】 ちなみに執行規程のこの鍵の管理の、言わばかなりアナログなやり方だとは思いますが。アナログですけども、その代わりしっかり封をされていたら、不正が疑われないやり方

というのは、これはいつからの規程で、これは国立市独自あるいは基本大体どこの選管の規程にもあるものなのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これは多分初めからであって、その中で、各市ほぼ同じような形の規程にはなっているんじゃないかと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 特に昔からやっているものというのが、いつの間にかそうされていなかったりすると分からなくなる。いつの間にか規程どおりされなくなることが多いことなので、特に気をつけなきゃいけないことだと思うんですけども、これから4か月後に市議会議員選挙が行われますけれども、どうされますでしょうか。規程どおりきちんとチェックをしてしっかりやるのか、それとも、規程のほうを変えるというやり方もあり得ますよね。合理性、選挙の信頼性のほうを重視して、面倒な手続をするよりも、省略化してより効率的にするというのを優先するというやり方もあり得るんですけども、次の選挙以降、市選管としてはどのように対応されるのか伺います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 次の選挙に向けては、規程改正をするつもりは毛頭ありません。この規程を守って行うということでございます。それ以後も、基本的には変えていかないことにはなろうと思いますが、各市の状況を見たりとか法改正などあれば、例えば今押印が省略されてきている状況とかもあったりする中で、それが合致するとかそういうことがあったとすればそういうことはありますけど、今のところ、特別な理由がない限りは変える予定はございません。以上です。

○【重松朋宏委員】 今後はしっかりやっていくということだと思うんですけども、それを担保するだけのものを今後きちんと提示していただきたいと思います。

最後に、陳情事項の4の選挙管理委員の罷免についてです。これは委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときに、公聴会を開いて議決で罷免するという事なんですけれども、そのことでよいのかということと、実際に罷免された前例、国立市では恐らくないと思うんですけども、全国的にどうなのか。もし御存じなことがありましたら最後に伺います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 国立市ではないと思います。あとほかのところでも、多分、罷免ということでは多分ないというふうにはちょっと多分、全国を当たればあるのかもしれないんですが、ちょっとそこところは確認はしておりません。申し訳ありません。

○【妹尾法務担当課長】 法律上のことを補足いたします。この罷免の手続については、法律上罷免しか定められておらず、一般公務員に対する分限処分や懲戒処分の場合のように、戒告、減給、停職、降任等については一切定められておりません。ですので、罷免という最も重大な処分しか取り得ないため、議会はその判断を慎重に行うことが必要であるとされております。以上です。

○【高原幸雄委員】 さっき陳情者のほうから細かい説明もありましたけども、投票管理者になられる方へという選挙管理委員会から文書が出ていますよね。これは陳情者から資料を頂いたんですけども、いろいろ投票管理者立会いの下、従事者が行う事務ということで幾つかずっとこう並んでいるわけですよね。その中に特に投票箱、鍵、投票録、その他関係書類の選管への送致というようなことも入っているんですけども、投票所で投票が終わって、それが箱に鍵がかけられて、その鍵も封筒に入れて、警察官立会いの下に開票所に届くと。その際にこの管理者というのはさっきも答弁で質疑されていましたが、これは今まで大体同じような方を提案して選ばれているんですか、それを1つ確認したい。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 健康上とかそういうこととか御都合が悪いとか、そういうことがない限りは毎回同じ方というか、1人、2人入替えはありますけど、大体同じ方をお願いしている

状況でございます。

○【高原幸雄委員】 それともう1つ確認したいのは、開票立会人の方に投票箱を開票所に持ち込む際にいろいろと投票箱の持ち込まれた現状についてきちんと本来は確認するという事になっているわけですね、この事務の流れでいくとね。ところが、それが鍵の扱いだとか封筒の扱いだとかそういうものがしっかりされていないと。しかも開票立会人が時間的に招集される時間の前に投票箱が開票所に入っているという事態も生まれているということを聞いたんですけども、それは開票立会人にしっかり確認するという行為はされていないなかったということも、これも事実として明らかなわけですね。そのことは認めますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 開票立会人が、その投票箱が到着する段階でいるかいけないかというのは必須ではないというふうに思うんです。つまり開票立会人が投票箱がそろった中で、ちゃんと鍵がかかっているかどうかの確認と、あと鍵の確認をするということですから、それは集まった段階で確認してもらうということでもよろしいんじゃないかなというふうに考えておりますけども。

ですから、その中で例えば8時に投票が終わってすぐに来ていただいてやるということではないんじゃないか。それは今までそういう形でやっていたということでございますし、それも全部確認をしていただいて、開票立会人に問題がないかの確認をしてというと、そこを怠っていたということはそうですけど、多分その到着というよりは、その来た投票箱を確認してもらうところになってくるんじゃないかなと思います。

○【高原幸雄委員】 そうすると今の答弁ですと、要するに事前に入る段階での確認じゃなくて、立会人が集まった段階で、その投票箱例えば鍵で封印されて、それを封筒に入れてそれもさらに確認の印を押して、それで開票所に到着したということを確認してもらうという、この作業がやっぱり欠落していたということになるわけですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 その確認が怠っていたというところになります。足りなかったのかなというふうに考えております。

○【藤江竜三委員】 質疑いたします。東京都に対して報告して、総務省へ報告するために東京都を経由してという話だったんですけども、その報告したことに対してレスポンスみたいなことというのはあるのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これはあくまでも管理執行上の問題があった事項ということの報告なので、東京都から何かそれについてということは、内容について確認はされましたけど、それについてのことはありません。以上です。

○【藤江竜三委員】 それと確認したいんですけども、今回こういったことがあったわけで、選挙管理委員会ですっかりどうということがあって、今後どうしたほうがいいのかというのを検証して改善案みたいのをしっかりまとめる必要があるのかなと思うんですけども、そういった作業というのは既に終えているのか、それとも今後する予定があるのか。そして、そういった一定のものがまとまったならば、例えば総務文教委員会などに報告事項として報告していただくといったようなことは可能なのかといったことを確認したいと思います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 改善案とかそういうものについてはこれから作成していったら、今後、間違いのないようにしていきたいということもあるということとやっていくということとあります。ただ、その報告についてはこれは委員会の関係もあるので、委員会の中で委員長、委員会で報告した上で、その上でということと、その委員会の中の判断にはなるとは思いますけど、そのような必要

があれば、そういう形で報告させていただきたいと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 結構ほかの委員が質疑しているので、私としては、陳情書を読みまして、やっぱり一番気になったことは陳情者は結構細かに書いておられますが、「この間の対応を見る限り、国立市選挙管理委員会には自浄作用を期待できない」とまで書かれているんです。要するにこれだけやってきたけども、自浄作用が期待できない、だから陳情を出してきたというふうに書かれている。これもすごくやっぱり看過できない、この方の言葉を取るとそういう状況であると。その幾つか自浄作用が期待できないという根拠の中に、1つの理由で書かれているのは、7月10日の時点で参観していて明らかに規程どおりになっていないものがあつたと。

そこでその場に行った職員さんに、本来これはどんなふうにして持ってくるのかって言われたら、ちゃんと答えられたと書いてあります。「尋ねると『投票所で立会人立会のもと封をして、ハンコを押して、投票箱と一緒に持ってきて開票所で受け取る』」とちゃんと答えられた。にもかかわらず、実態と全く違う状況があつたのに何か取り立てて驚いている感じがしないというんですか、何かそこら辺で、そこで大変なことが起きたというふうに、実際違いますよねとか、こっちはとんでもないことが起きていますよねというような状況ではなかったということが1つは分かっているのに、実はそんなに驚かないということは、今回からと言っているけれども、その前も同じようにやっていたんじゃないのかなって推測されるわけですね。

しかし、今まではちゃんとやっていましたと、何か分かっている人が今回はなくなったから、ちょっと説明が不十分だったかもしれないとおっしゃっているんですけど、本当にそうかという1つの疑義があるのでまず確認したいのは、こんなふうなやり方が不適切になったのは、この7月10日参議院選挙からという形でいいですか。その前ではこのことはちゃんとしっかりやっていたと言い切れませんか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 先ほどもうちちょっと申しましたとおり、これはその確認をこちらもちよつとちゃんと確認していなかった中で、やはり前の方とかで調べたところ、やはりその前からそのような状況であつたというのは、ここで先ほども言ったとおり、そういう状況であつたということでございます。

○【上村和子委員】 ということはちゃんとやっていたという言葉も実はちゃんとやっていなかった部分があつたということで、1つここでは明らかになったわけですけど、けども、ちゃんとやってなかったのにちゃんとやるルールをちゃんと職員の人は頭に入っていた。ここの矛盾と言うんですかね、整合性がつかない。ここはどういうふうに内部では検証されたんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては当日のことでもあるので、本人のあれもあるんですが、実際に鍵を送致したことについて、開票作業が始まる中でかなりばたばたした状況の中でやっていた中で、聞かれたことに対してそのように答えてしまったというところになってくるので、ただ、委員とかそういうものについてははっきり答えたかというところとちょっとそこも曖昧なところもあるのですが、実際に自分としては封をしてあることはしてあつたというふうに考えていて、そのように答えたというふうには言っているところでございます。

○【上村和子委員】 今ちょっとよく聞いてて分からない。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 その開票作業が始まる時に言われて、それで本人としてはそのようにやっているというふうに考えていて、そのように答えた。ただ、印についてはそこまで深く考えてなかったの、印については自分としても認識していなかったの、そこでできているとい

う答えをしてしまったというところです。

○【上村和子委員】 その場合の職員さんがおっしゃった封はされている、封だけはされているだろうという意味の封というのはどの段階まで言うんですか、封緘まで言うんですか。何か折って、のりづけびゅんとした状態に、ここまではさすがにやっているだろうって、封というのは、封をするというのは何を。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 折って封をするというところまでです。

○【上村和子委員】 のりづけしてあるということ、そこまでですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 はい、そうです。

○【上村和子委員】 じゃあ全て鍵が1個ずつ入って、封でのりづけしているところまではされているだろうと思って、そのように答えたが、実際終わった後に見たらのりづけされていないものが多数出てきたというので、そこでは驚かなかったんですか。委員長も立ち会っていたと言いますけど。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 終わった後ではなくて、開票中の作業だったので、それについて今開票も始まっている中で、かなり余裕がない状況の中でその話も出たので、驚く、驚かないというよりは、間違ったことを言ったなということは認識しているとは思いますが、確認をしないかどうか、開票作業も始まってしまうので、そこはちゃんと確認しないで答えてしまったというところについては、自分も間違っていたというふうには認めております。

○【上村和子委員】 検証作業がどのように行われたかですが、自浄作用の1つは検証作業がしっかりされているということが重要だと思ったので、まさしくこれも危機管理だなというふうに思いながら審査しているんですけれども、ちょっと時間もあんまり聞いても何なので、今日私が問題は、その7月10日の時点で、この1つ、ほとんどの封がのりづけされてなかったと、そういう場面は、委員長も見ていると、選管の委員長も見ています。

それで選管の委員長のほうが、これはもしかしたら私の責任にも関わることになるかもしれないと言って、この問題は持ち帰って検討してしかるべき措置を図らなきゃいけないと、そのことを追って連絡するというふうに答えたという話を確認しましたが、それは間違いありませんか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 しかるべき措置をするということは言っていたと思うんですけど、その連絡というのはこちらも含めて事務局、私のほうから、そういう報告もするというので、ほぼお話をさせていただいたというところでございますので、委員長が言ったかどうかというのは、ちょっと私もその部分はあまり記憶にないということです。

○【上村和子委員】 それでは、選管事務局長の記憶としては、そのときに一番の最重要な責任者である選管委員長は何て言ったんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 ちょっと私もそのところで、かなりばたばたしている中で言っていたんですけど、自分の言ったことは覚えているんです。けど、それ以上に、委員長の言ったことがちょっとあまりあれでしたけど、多分事務を執行するのは事務局に任せている中で、自分としても、ちゃんとあれしてなかったのではないかというようなことは言っていたようなことだと思うんです。けど、あんまりちょっとそこのところの私も申し訳ありません……（「記憶にない」と呼ぶ者あり）そうですね、申し訳ありません。

○【上村和子委員】 記憶にあまりない、ばたばたしているからと。そのときはばたばたしているんだけど、この重要な案件に事務執行の不適切さがあったという問題について、その後一番最初に選管事務局長と選挙管理委員会委員長がこの件で話したのはいつですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それについては、特に記録を取っていないのであれであります
が、よく私どものほうにも顔を出す中でその中の話の中で、このようなことがあったということのお
話と、あと選挙管理執行上の問題がある事項を提出するに当たって、相談したときもそのようなこと
があったというふうに記憶しております。以上です。

○【上村和子委員】 記憶して、今回私が確認しているのは選管にこの件の自浄作用があるのかない
のか、陳情者がいないと言っているから、本当にそうなのかというためにお聞きしているんです。でも、
陳情が出たことは分かっているんで、この間の記録はまとめているというふうに思うのですが、
一番の疑義は何で選挙管理委員会で話さなかったかということなんです。選挙管理委員会にこの件を
報告した日はいつですか。この件、こういうことがあったということを報告したのはいつですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 正式には選挙管理委員会には報告しておりません。以上です。

○【上村和子委員】 それはなぜですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それは今後の対応も含めて考えた中で、最終的な報告をしよう
とこちらの事務局で考えたからです。以上です。

○【上村和子委員】 それはいつの時点をご想定していますか。いまだにやってないということは、い
つの時点を言っているのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 市議会議員選挙の執行計画を出すときの段階に、私どもは出そ
うと考えていました。以上です。

○【上村和子委員】 市議会議員の選挙の執行計画はいつの選挙管理委員会に出すのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 1月13日に、投票区の見直しの委員会を開く予定なのでそのと
きか、2月の初めぐらいにもう一度開くかのどちらかで報告するというか、執行計画の中でその部
分を含めてやっていくということでございます。

○【上村和子委員】 本日は12月12日です。現段階でも、現段階でこの件に関して文書でまとめたも
のはまだできてないということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【上村和子委員】 選挙管理委員長はこの件がこのようなスピードでなされていることに対して、
それは困るとかせめて報告を早く選挙管理委員会に出してもらわなきゃ困るとか、委員長としては、
このスピード感に対して事務局のほうに疑義を唱えることはなかったんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 異議はありませんで、私どものほうでこういう形でやっていき
たいというところのお話をさせているところでございます。

○【上村和子委員】 選挙管理委員長と選管事務局長は、この件は、事務の説明が足りなかったとい
う問題で集約されていますけれども、それだけではないんじゃないかって今聞いてて思うのです。丁
寧に説明、単なる説明不足だというのが今回の一連の原因というふうに思っておられますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 単なる説明不足というのではなくて私どもの確認不足と、やは
り認識不足も含めてそれをちゃんと管理者、立会人、主任に伝えられなかったというところについては、
私どもというか、私の責任であると感じております。以上です。

○【上村和子委員】 選挙管理委員長は、事務執行は選管の事務局長に全部任せているというふうに
言われたと。任されているということは、適正な事務執行をやらなければいけないという中で、適正
ではない部分が出てきたと。そこで必ずこのことは正さなきゃいけないと言ったことは、もう既に選
管事務局が機能しなかったという問題だから、選管事務局の問題を正すのは選挙管理委員会のお仕事

なんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。主に事務局長が言うのはなんですけど、私は選挙管理委員会の仕事そのものだと、事務執行が適正に行われなかった問題は選挙管理委員会とちゃんと議論すべき課題、問題ではなかったかというふうに思うのです。組織上そうではないですか、法律上の立てつけはそうになっていませんか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 確かにそのとおりでございます。ただし、一時的にやはり事務局での責任というのを痛感しておりますので、こちらのほうでまず対策を考えていて、その中で、委員会のほうにというふうに考えておりました。以上です。

○【上村和子委員】 現時点までの選挙管理委員長、本当は今日選挙管理委員長に来ていただいてちょっとお話を伺いたかったのですが、しょうがないので、もし手続上ちょっと難しかったので選管事務局長に来ていただきました。私としては、選挙管理委員会のお仕事をちゃんとしていただかないと、事務の不適正が、不適正をやっている事務局に任せて反省してもらっても、自浄作用は働かないだろうというふうに思うので、一番お聞きしたいのは選挙管理委員会のこの件に関する見解です。

この見解を改めればいいということじゃなくて、こういうことが起きたということについての選挙管理委員会の見解をぜひお聞きしたいところです。このことが選挙管理委員会で話してもらえるのは今までなされてないということですから、いつの時点でできる、できますか。今からその場はないですか、それとも今度その次の市議選に向けての執行体制、事務執行体制の中でしかこの件というのは話し合えないんですか。本陳情が出たということをもって緊急的に緊急選挙管理委員会を開くことはできないのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 選挙管理委員会を開催するのは委員長の専決事項になりますので、こちらのほうはその話をした中で、委員会を開くかどうかの判断は委員長に仰ぎたいと思います。以上です。

○【上村和子委員】 では、最終的な確認で、答えにくかったら答えなくてもいいですが、今日現在まで選挙管理委員長はこの件で、選挙管理委員会を特別に自分たちが委員長の専決事項として開くというような意思は本日の時点までにないというふうに判断していいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 来月に委員会も控えているので、今のところそれについてはないということです。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 ここまで様々な議論がありまして、継続審査の申入れをしたいんですが、その前にちょっと申し上げておきたいことがあります。ここまで多くの委員が丁寧に質疑をされて議論が深まってはきたと思います。

今回、この陳情書におきましては陳情事項が4つあります。国立市長に対して、選挙管理委員会の不適切な開票事務の実態調査・検証して、再発防止策を策定するよう要請してくださいということが1つ目。2つ目は市議会として、不適切な開票事務の実態、調査・検証をしてください。3つ目は調査・検証の結果、選挙管理委員としてふさわしくない者は市議会において罷免してください。4つ目は選挙管理委員会に対して、責任の所在を明らかにして懲戒処分を行うよう、これじゃないですね、これは修正が出されていますので、明らかにし、適切な措置を講ずるようというふうにして、陳情事項の訂正がありました。

1番については議論の中で、市長の権限としては、独立行政委員会のようなものについては勧告しかできないということが、法律の中でそういう解釈であるということを理解いたしましたので、市長

のほうにお任せをして、最終的な結果がどこまで出るのかなということを議会としてはやはりそれもきちんと法律として受け止めなければいけないのかなと私は考えました。

同時に市議会に同じように求められておりますが、自治法の第98条の第1項と第2項においては、様々な権限が議会にはあることが明記されております。また、そこにおきましては、議会の議決を必要とされていることも同時になされております。

今回この鍵の件については、陳情者さんがおっしゃるように、選挙の投票ということを覆す、信頼を大きく損ねることにつながっている重大な問題だと考えますので、議会としては、一刻も早く少なくとも4か月後には統一地方選挙があります。そう考えると、そこまでにはもう迅速に議会としてきちんとした対応をしなければならないということを考えますと、今回のこの陳情につきましては、継続審査を申し入れたいと思いますので、委員長におきましては、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま陳情第28号につきまして、継続審査を求める意見があります。

この際、継続審査についてお諮りを致します。

本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって本陳情は継続審査とすることに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後2時25分休憩



午後2時40分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(3) 第48号議案 国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案

○【遠藤直弘委員長】 第48号議案国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案を議題と致します。
当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 第48号議案国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案について補足説明を申し上げます。

本条例案は、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方自治体に直接適用されることとなり、その法を施行するための条例となります。したがって、条例では、法と重複しての規定及び法を超えての規定は許容されません。条例案の作成に向けましては、現行条例から極力引き継げる部分を生かすという姿勢を持って、改正法の内容の確認から始まり現行条例と改正法の比較、現行条例からの主な変更点の抽出、関係条例の整理、パブリックコメントの実施、国の個人情報保護委員会への質問と確認等のプロセスを踏んでまいりました。そして、国立市情報公開及び個人情報保護審議会へ条例の制定について諮問し、11月2日に答申を受け今回提案をさせていただいております。

それでは、総務文教委員会資料No.57、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてに基づきまして、説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。1の(1)改正法の目的・趣旨ですが、社会全体のデジタル化の推進に伴い、①国の独立行政法人である個人情報保護委員会が、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制を確立。②別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることであるとされております。

おめくりいただき、裏面2ページを御覧ください。(2)改正法の概要でございます。改正前は、左側の図のとおり、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体については、対象ごとに別個の法令や条例によって規律が定められておりました。また、所管についても、対象となる機関ごとに異なっておりました。改正後は、右側の図のとおり、全ての機関について個人情報保護法に一本化され、改正後の個人情報保護法は、地方公共団体に直接適用されることになります。また、個人情報保護委員会が公的部門も含めた機関の個人情報の取扱いを監視監督することになります。

続きまして、右側の3ページの2、(1)条例の制定等についてですが、改正法の施行に伴い、法を施行するための新たな条例を制定し、現行条例を廃止いたします。(2)本条例案における市の方針についてですが、①改正法の施行に必要な事項を定めるとともに、②現行条例において不適合な部分を見直した上で必要な制度を存続させます。これらの①②によりまして、個人情報の適切な取扱いを確保し、行政のデジタル化が進展する中において、個人情報の保護を図ることを本条例案の目的としております。

3の検討状況等についてですが、令和3年5月19日の改正法の公布から始まり、令和4年7月19日に条例制定について、国立市情報公開及び個人情報保護審議会へ諮問、以降5回の審議を得て11月2日に答申を頂きました。答申書では、先進的できめ細やかな規定を持つ既存の国立市個人情報保護条例の精神を引き継ぎ、その内容を極力生かしながら改正法に丁寧に対応することが望ましいと考えるところ、担当部局における条例素案の策定過程においては、そうしたあるべき姿を追求する努力が重ねられてきた。いわゆる自己情報コントロール権の保障、目的外利用等の審議会への報告等、国立市独自の上乗せ保護措置を可能な限り追求しており、高く評価できる点を踏まえて可とする判断に至ったものとされております。

また、この答申書の付言におきましては、市の基本的な方針の取りまとめと表明を庁内外に向けて発信、公開すること、審議会の自発的な審議、意見を述べる場が有意義なものとなる仕組みづくり、審議会への報告の実質化及びその他運用上留意すべき点の大きく4項目を頂いております。今後頂いた付言につきましても、検討等を重ね、実現に向けて検討してまいります。

おめくりいただき、4ページから7ページまでが新条例案の概要となっております。ナンバーは条番号と連動していくものとなります。また、項目欄の記載の後ろに星印がついておりますのが、市の上乗せ規定または独自の保護措置となっており、附則を除く22条中14条に現行条例から引き継ぎ、上乗せ独自規定を設けております。その内容につきまして、要点を絞って御説明をさせていただきます。

4ページのNo.3から5は、市事業者及び市民等の責務について現行条例から引き継ぎ、規定をしております。4ページから5ページのNo.6、条例要配慮個人情報ですが、改正法では、要配慮個人情報として人種、信条等が規定されておりますが、このほかに地方公共団体は地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報を条例で定めることができるとされております。国立市は先進的にパートナーシップ制度を導入し、性的指向・性自認に関する相談支援等を行っているため、本人の性的指向・性自認に関する事項を条例要配慮個人情報として規定したものでございます。

No.7の目的外利用等の届出等及びNo.8の個人情報取扱業務の登録等につきましては、現行条例から引き継ぎ、届出等公表及び審議会への報告を行う旨規定をしております。おめくりいただき、6ページのNo.13、16及び18は、それぞれの開示決定等の期限を定めておりますが、法では期限を30日以内としているところ、こちらも現行条例から引き継ぎ、14日以内とするものでございます。

No.20の国立市情報公開及び個人情報保護審議会への諮問等についてですが、これまでは個人情報を

取り扱うシステムの導入等、個人情報のデータをシステムを利用して他の機関へ提供する場合については、審議会へ諮問を行っていましたが、改正法では、個別の事案についての諮問は許容されないこととされました。したがって、これら個人情報を取り扱う情報システムの導入等につきましては、市の上乗せとしまして、7ページの③、(1)(2)のとおり、審議会への報告事項とすることと致しました。審議会が事後的なチェックを行い、監査機関的な役割を持つことにより、個人情報の保護を図ることを目的としております。また、6ページの下の部分②は、審議会による自発的な審議が可能になるよう現行条例から引き継ぎ、規定をしたものとなります。

No.25の関係条例の改廃についてですが、法改正、現行条例の廃止及び本条例の制定に伴い、他の条例がこの法令等を引用している部分等に係る規定の整備につきましては、附則にて改正を致します。

続きまして、9ページの5、新規則案の概要ですが、条例が規則に委任している部分等につきまして、絞って説明をさせていただきます。No.3の安全管理体制ですが、改正法第66条第1項で、行政機関の長は、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされており、①から④の太字部分で記載の管理者、担当者、責任者を規定するものとなります。今後、情報セキュリティ対策基準との整合性を図りつつ、決定してまいります。No.10の開示請求に係る写しの交付に要する費用ですが、現行規則と同様、紙媒体は1枚につき白黒10円、カラー20円とし、電磁的記録媒体は実費相当額と致します。

おめくりいただき裏面10ページを御覧ください。No.15の条例第20条第3項第1号、第2号に規定しております審議会への報告についてですが、個人情報を取り扱うシステム及び電子計算組織の結合の報告について、規則が定めるものについては記載の内容を予定しております。最後に付則となります。本条例案及び新規則ともに原則令和5年4月1日から施行、準備行為の規定につきましては、公布の日から施行するものとなります。

以上が、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 それでは、何点か質疑します。まず、これまで行政機関が保有する個人情報の保護について、国立市は、国にかなり先んじて先進的に取り組んでまいりました。そのことをどのように捉えているのか、後ほど市長のほうにも伺いますけれども、質疑します。

○【吉田文書法制課長】 それでは、今日に至るまでの条例の経緯ということでのお答えをさせていただきます。国立市は昭和50年、1975年、全国に先駆けて、国立市電子計算組織の運営に関する条例を制定し、その保護に努めてきました。全ての個人情報を対象に保護の対象とし、かつ、その開示、訂正請求権など自己情報のコントロール権を認めるとともに、行政情報の公開を目的とした制度を確立するため、昭和61年、1986年に国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例を制定し、平成8年、平成11年の2度にわたる改正を経てまいりました。平成12年、2000年には、市議会から国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例の早期改正を求める決議がなされ、可決され、現行条例が制定されたものとなります。現在は、議会基本条例で市民からの政策提案と位置づけられております陳情の採択を受け、市が、現行条例の策定に向け、審議会へ諮問し、市民、議会、市が一体となり、現在に至っております。

現行条例は目的にあります、高度情報化社会の進展に対応するために、個人情報の取扱いが細かく規定され、個人情報を保持し、運用する職員等が条例を遵守し、認識を高く持ち現在に至っており、

地方自治体主導でこれまで守られてきております。今回の提案させていただいている条例は、法改正に伴いまして、法が直接地方公共団体に適用されることとなり、その法を施行するための条例を制定することとなります。また、法の許容する範囲内で市ができることを規定し、今回提案に至っている状況でございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 これまでの国立市の個人情報保護制度が、市民、議会、それから、国立市、専門家の協働でつくり上げてきたものだということです。この後、市長にもお伺いしたいんですけれども、全国で最初の個人情報保護に関する行政機関の個人情報保護に関する条例であるということは、国も認めています。国の個人情報保護委員会はこういうふうに言っています。「我が国の個人情報保護法制は、一部の地方公共団体が国の立法に先駆けて個人情報保護条例を制定した経緯がある」と明確に言い切っておりますし、総務省は、「先駆的事例として、東京都国立市の『電子計算組織の運営に関する条例』（1975年）や福岡県春日市の『春日市個人情報保護条例』（1984年）があげられる」と説明しています。

ちょうど永見市長が市役所に入庁された頃だと思いますが、石塚市政の頃、議会で一般質問で社会党の栗原議員が質問して、その答弁の中で、条例制定が動き始めました。その当時は、自治体の労働組合が反合理化・反電算化闘争しておりまして、そういう中で電算化、コンピューターを入れるけれども、個人情報きちんと守るという国立市の姿勢をセットで打ち出したという意味で先進的だったと思います。

これは佐藤前市長のときに、住基ネットの切断を解除しましたけれども、そのときに住基ネット個人情報保護条例を抱き合わせでつくって、情報漏えいや不正利用のおそれがあったときに調査をしたり、最終的には切断の権限を市が持つというような、これもまた先進的な条例を入れ込みました。そういう意味で、市長の政治的な立場のいかに問わず、これまで国立市は市民や議会とともに行政機関が持っている個人情報の保護について、しっかりと取り組んできたんだと思います。それは1986年に、情報公開及び個人情報保護に関する条例を実質的なものとして、谷市長の下でつくりましたけれども、このときも情報法の分野では第一人者の堀部政男・一橋大教授を委員長として、審議会の中でつくりました。このときはまだ80年代の半ばなのに、自己情報コントロール権を明記した。情報公開の部分で言えば、知る権利を明記した。当時としてはかなり先進的な内容です。

現行の条例も、最初のきっかけは公明党の斉藤議員が筆頭で発議した市議会の改正を求める決議――斉藤議員ではなかったです、太田議員が発議した決議を受けて、議会からも3人の議員が審議会に入って2003年につくったものです。この間一貫して議会が議論をリードしてきています。

その間もかつては名簿業者が住民基本台帳を大量閲覧して、名簿を作ることが横行していたんですけども、国立市は独自に閲覧手数料を大幅に値上げして実質的にできないようにしたり、あるいはDVストーカー被害者の個人情報を閲覧や入手されないようなことを国に先駆けてやってきました。条例で規定できる最大限の罰則も盛り込んできました。

これらの国立市としてやはり住民の現場に一番近い国立市が動いてきたこと、市長としてどのように捉えるのか。そしてこれから国の個人情報保護法制の下に、国立市も一元化されて、ルールが一元化されていく中で、どのように市民の個人情報を守っていく決意があるのか、市長に伺います。

○【永見市長】 今、質疑委員がこの間の個人情報保護法制といいますか、市の制度、流れを端的にお話を頂きました。私自身も、最初の栗原議員の時代から始まりまして、堀部委員会も見てきた職員としましては、この間の個人情報保護に対する国立市の取組というのは、ある意味で言うと骨の髄ま

で、なじんできたルールでございました。

その意味では他市と比べると非常に丁寧にかつ、ある意味で言うと煩雑に過ぎるぐらいの手続を経なければ、個人情報例えば電算の結合であってもできないと。これは確かにコロナワクチンの接種なんかでは若干足かせになるような部分もございました。その電子計算組織の結合という意味で他市ではどんどんどんどんそこが進捗するのにスムーズになかなかいかないと。しかしながら、そういう手続の厳密さというものを通して、実は機械的な結合から漏れるというよりは、個人情報というのは人為的なミスとか人為的な発意の中で漏れていくということが一番怖いし、多くの例が住基ネット等が接続されたときでも、ほら、個人情報が流出したじゃないかという、ほとんどが専用回線から漏れているわけではなく、流れ出るわけではなくて、職員なりそれを扱う人間の人為的なミスによって、貴重な個人情報が流出していると、あるいはしてきたということがあります。

そういう観点から見ますと実は条例が持ってきた。ずっと1986年に2つの精神をくっつけた条例、堀部委員会の条例ができるわけですが、そこで語られてきた基本的な考え方、あるいはそれぞれの手続が逆にそのことを通して、職員に対して個人情報保護の重要性ということを日常業務を通じてある意味教えてきてくれた、こういう部分があったと思います。

ですから、こういう部分は、可能な限り今回の条例提案においても継承し、入れられるものは入れて、あるいは事後的検証になるけれども、単に法律が許すからつなぐのではなくて、電子計算組織につないだら、それは一定の制約はありますけれども、ちゃんと報告をして事後検証を委員会にしてみたら、それが適正な手続と適正な内容で行われたかどうかということを常にチェックをしていくと。こういうようなことをしっかりと盛り込みながら、今までの精神を、個人情報を守っていくということを可能な限りやっていかなければいけないというつもりで、今回、事務当局には、可能な限り今の持っているものは引き継ぐようにという、このことを指示させていただきました。

しかしながら、この国の個人情報保護法です。地方公共団体まで含めて一元化していくというこの流れの中におきましては、全国市長会の代表がこの検討会の中で発言をしても全て無視をされて、そして、途中からもう事務局ベースで全てが決まっていたという。ですから、地方の発言の場がほぼなくなっていたということは東京都市長会でも全国市長会でも異議を申し立てたところですが、現実問題としてはその法律が通って、ここでもう来年度から施行されるということですから、これに適用していかなきゃいけない。

ただし我々は、非常に個人情報の保護法制が見づらくなったといいますかね、二重規定をしちゃいけないということから、施行の部分しか書けない。国立市の独自の部分は書いてありますけど、じゃああとは法律を繰らなければ分かりにくいというようなことで、職員が希薄化していつてはならないと。その分を十分気をつけながら、今後の個人情報保護についても今まで以上にそういう法体系が変わりましたので、変わった分だけより一層職員の人為的なところから個人情報が漏れる、あるいはその希薄化から次のことへ移っていつてしまうような、そういうことのないよう、十分な配慮をしながらこの条例の施行をしていきたいと、こんなふうに考えております。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。国立市が条例をただつくりっ放しにしないで、しっかりと条例に基づいて運用してきたし、そのことについて議会や市民も働きかけてきた、一緒につくり上げてきた制度だということが分かりました。

そこで、国立市としての新条例の中においても、国に一元化されることでこれまで現行条例でやってきたことができなくなることがあります。例えばオンライン結合や目的外利用の原則禁止、それか

らセンシティブ情報、思想信条ですとか差別や病歴等のような、いわゆる要配慮個人情報と言われるものの収集の原則禁止や利用提供の制限など、これまで国立市では条例に基づいてできたことが法律の中ではできなくなります。

ただ、この3つについては、原則禁止ですとか審議会で事前諮問というのはできないけれども、あらかじめ市長を通じて審議会に報告し、公表することで、実質的な従来どおりの個人情報保護施策の質を落とさないように規定されていると。この新条例案の中には、そのようになっていると見てよろしいでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 委員おっしゃいますとおり許容されない部分、できなくなった部分については審議会には諮問できませんが、報告として、監査機関的なチェックをしていただく等々の規定を設けさせていただいているということになります。

○【重松朋宏委員】 実をしっかりと取っているということです。それからそもそもどういう個人情報を収集し、利用しているのかという、個人情報取扱業務の登録なんですけれども、これも法律では個人情報ファイル簿という、1,000人以上の収集利用のものに丸められてしまいますけれども、それについても条例に規定することで、従来どおり誰の個人情報をどのように、何のために扱うのかということが業務登録されるということによろしいでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 1,000以上の個人情報ファイル簿というのは法のほうから規定されて条例化している形になります。それ以外に現行条例でもやっております個人情報取扱業務登録。こちらについては現行条例と同じくこれまでどおり登録し、市長へ届出、公表、審議会への報告という形となっております。

○【重松朋宏委員】 分かりました。一方で、条例ではいかんともし難いものも幾つかあるかと思っています。例えば個人情報の訂正請求や利用停止の請求について、法律では、開示されたものに限定をされています。開示されていないけれども、私の情報を間違っ行政が登録して使っているよというような場合に訂正ですとか、あるいは第三者に利用されないように、利用停止請求をするということは、これはできなくなってしまうということによろしいでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 委員おっしゃいますとおり、訂正請求については開示されたものという形になってまいります。また、今までの条例では開示請求を経ずに訂正請求することが制度上可能ではありましたが、実際にはそのような事例はほとんどございませんでした。直近の訂正請求は令和2年度、こちらも開示請求を行った上で出されたものになります。また、実際には、自己の情報に誤りがあるおそれがある場合には、個人情報開示請求に至る前に担当課と調整して解決しているのがほとんどが現状となっております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 こちらは運用の中で実質開示される、されないに限らず、個人の情報の訂正や利用停止というのはできるということです。

それでは、先ほど例示しました住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例、あと、安全安心カメラの条例もありますね。住基ネット個人情報保護条例ですと、本人確認情報の漏えいや不正利用のおそれがある場合に調査ですとか利用中止請求ですとか、あるいは不当利用時の罰則規定もあります。安全安心カメラの条例ですと登録制度が設けられてあります。これらは新法の下でも、この2つの条例というのは残るのでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 委員おっしゃいますとおり、その2条例につきましては、こちらのほうでも慎重に取り組まなければならないと考えております。といいますのは、この2条例は個人情報審議

会を通して諮問し、答申を経てできた条例となっております。今回この条例の制定について付則等で改正等しなかったというのはやはりそのような経緯と、あと他市の状況の確認等々を行った上で市長のほうからはさらに再度、改正するのか廃止になるのか等々について諮問をさせていただく方向で現在考えております。あくまでも個人情報保護を目的とする条例、これは国の個人情報保護委員会ですか、こちらのほうに届出をしなければなりません。

よって条例の中に、個人情報保護を目的とする内容についての条例は許容されないと。要は個人情報の保護に関する法律または市の施行条例と、こちらで保護していくんですということであるので、そこら辺の規定については許容されませんので、こちら辺は今後検討して取り組む、同様な形で規定していくのかもしくは廃止をして規則等で規定するのかには取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○【重松朋宏委員】 つまり住基ネット個人情報保護条例と安全安心カメラの条例については、今のまま残るということはなくて、廃止するかかなり内容を改定した形で存続させるしかできないと。その場合に、内容を改正する場合に、今の様々な個人情報の保護のためのいろんな歯止めの手続というのは残すことというのはできるんでしょうか、それもこれからの検討なのかというのが1点と、それから、来年の4月1日が新個人情報保護条例も個人情報保護法の自治体の一元化も、4月1日が施行日ですけれども、来年の4月1日までにこの2つの条例についても、改正するか廃止するかというのを決めないといけないということでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 まず、施行日の件につきましては、やはり個人情報の保護に関する法律、施行条例が4月1日施行ということになりますので、この2条例につきましては、4月1日施行ということで取り組んでいくのが法に基づくやり方かなと思っております。

また、その2条例について個人情報保護の規定、取組、届出等があるかちょっとすみません、詳細は手元にはないんですけども、そういったところについても個人情報保護に関わる部分であれば見直さなければならないと考えております。また、安全安心カメラについては廃止したままではなくて、住基ネット条例もそうですけども、自治会の補助金も絡んでいる要綱がございますので、そこら辺も含めた形での検討、そういったところが必要になってくるかと思います。

○【重松朋宏委員】 来年の4月1日までにということは、もう3月議会には廃止するか、大幅に中身が抜けたような条例改正という形で出てこざるを得ないということですね。その点はどうしようもないということで分かりました。

次に、現行条例ですと指定管理者、それから、外郭団体、土地開発公社ですとか文化・スポーツ振興財団ですとかも市の個人情報保護条例に規定されていたり、それを準用するような運用がなされていますけれども、これらについてはどうなるんでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 大きくまず分かれるところというのが個人情報の取扱事業者に当たるかどうかということで、その当たる場合についてはこの法の適用が入って受けることになります。御質疑の指定管理者につきましては、法の事業者の規定が適用されるとともに、公の施設の管理の業務を行う場合、法第66条第2項の規定により、行政機関の安全管理措置の規定が準用されるということになりますので、事業者の規定だけではなくてその準用される規定も出てくるというところでございます。

○【重松朋宏委員】 市の安全管理の規定が準用されるというと、国立市の新条例のいろんな目的外利用の届出ですとか、そういう手続が準用されると見てよろしいですか。

○【吉田文書法制課長】 安全管理措置、先ほどこちと御説明させていただいたんですけども、そういう措置のところの部分が適用ということで、全てが適用ということではございません。

○【重松朋宏委員】 ただ一定程度、国立市が新条例で規定しておくことによって、どこまでかは分からないですけども、一定程度、準用される部分があると、これは外郭団体も一緒ですか。

○【吉田文書法制課長】 これはあくまでも公の施設の管理業務を行う指定管理者ということになります。外郭団体等については個人情報を取り扱う事業者かどうかというところで、法の、個人情報取扱事業者の規定が適用となるという形でございますので、ここは入ってこないというところでございます。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。その意味でも、市の独自規定をきちんと盛り込まれているということが非常に大事だということが分かりました。それにしても名称が法律施行条例と、国立市の条例、多分何百本もあると思うんですけども、施行条例となっているのは行政不服審査法施行条例、ただ1つなんです。あれは国の法律ができたので、市で文字どおり施行条例として規定されたものですけども、個人情報の保護についてはこれまで市が条例でずっと規定したものが、国のほうに一元化されるからといって、条例そのものも施行条例になってしまうというのは、ちょっと納得いかないところがあるんですけども、これは法的にできないんですか。あるいは現行条例を廃止するのではなくて、現行条例の改正で対応することというのはできないものなんですか。

○【吉田文書法制課長】 この条例の題名につきまして、これまでの歴史を見れば施行条例というのは非常に心苦しいというか、私どもも同じ状況でございます。ただ、先ほどほかの条例の御案内をさせていただきましたが、法令ができたからであればやはり個人情報の保護に関する法律が地方自治体に適用とすることになると、そうなれば市のほうの条例では、その法を施行するための条例をつくらなければならない。大前提として、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めるということになります。また、条例で法を超えての規定を設けることが許容されないことから、条例の性質を表す題名としては、法施行条例が適切であると判断しております。

また、このこともパブリックコメントでも同じような御意見を頂いて、お答えをし、それを審議会のほうへ資料として提出をさせていただき、御審議を頂き、答申を経て今日に至っているというところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 国立市としてそのように判断したということですね。実際、12月議会に入って各地でホームページに条例案が出てくるのをいろいろ見てみますと、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市などの政令市、それから春日部市や春日井市、近隣でも三鷹市、多摩市、武蔵野市、小金井市などが現行条例の全面改正であったり、条例名称を個人情報の保護に関する条例というような形でそれぞれ独自にしていますし、また、内容についてもそれぞれ独自にやっております。

そこで、国立市がかなり独自規定を頑張っているなという印象があるんですけども、最後にこの独自規定を入れた目的は何なのか。現行の条例ですと、条例の第1条に目的規定が規定されているので、第1条の内容を実現するために、こういうことをやりますということになるんですけども、新条例ですと、第1条が趣旨規定、趣旨規定というのは条例の内容の要約にすぎないので、何のために独自規定をしているのかというふうになると、法律の目的に沿って、国立市が独自規定を設けるということになってしまうんですけども、市の条例に目的規定を入れることというのはできないものなんでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 これは他市にも、先ほどいただいた御質疑の条例名についてとか、趣旨で

あり目的でありという規定がそれぞれ適切であるかどうか判断してやっているの、あまり否定をすることはちょっとできませんが、私ども国立市の条例において、目的ではなくて趣旨にしているところは、やはり法のほうで目的が明確に定められておりまして、現行条例の目的がほぼそちらにもう入っている状況となります。

実際に、市の独自規定を設けた理由はということであれば、あくまでも個人情報保護というところで取り扱う市の職員であり事業者でありともに市民でありということをまず責務規定で設けさせていただき、実際に運用する職員、それがいかに個人情報の保護に対して理解をもって認識して取り組んでいくかということで届出等を残したりとか、現行条例からそのまま引き継いでいるという状況でございますので、あくまでも法を許容する範囲内でありますけれども、法で大本の規定を設けている以上、市のほうはその法を施行するために必要な規定を設け、条例制定をさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 分かりました。ありがとうございます。そこで本条例案について、修正案を提案したいと思いますので、委員長において、よろしくお計らいお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま修正案の提出をしたいとの申出がありますので、ここで暫時休憩と致します。

午後 3 時 19 分休憩



午後 4 時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

ただいま、本案に対して重松委員から修正案が提出されました。提出者より、提出の理由の説明を求めます。重松委員。

○【重松朋宏委員】 貴重な時間を頂きまして、修正案を提出させていただきます。大変ありがとうございます。

本修正案は、国立市が国に先駆けて個人情報の保護施策を進めてきた経緯を踏まえ、条例案の題名と条文の一部を修正するものです。修正点は大きく 2 つです。会派の皆さんには、新旧対照表を先日お渡しさせていただいておりますので、御参考に御覧ください。

まず、国の法律の施行条例ではなく、国立市の個人情報保護に関する条例と位置づけるために、条例名を国立市個人情報の保護に関する条例に改めるとともに、第13条、第16条、第18条、付則第6条、付則第10条中の条文中の名称についても統一するものです。

次に、法の範囲内で独自の規律を規定することを明確にするために、第1条の趣旨規定を目的規定に改めた上で、現行の個人情報保護条例の目的規定の条文を盛り込みました。個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定めるものとするとしてされているところを、個人情報保護法の施行及び高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図り、もってより公正で信頼される市政の運営に資することを目的とするとの条文に改めるものです。

国立市が、これまで市民、議会、市の協働で創り上げてきた個人情報保護の50年の歴史と精神を残したいというのが、本修正案の精神であります。よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 それでは、原案と修正案を一括して質疑に入ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 まず、原案について確認をさせていただきたいと思っております。第7条の目

的外使用の場合の条例の規定なんですけれども、ここで「法第69条第1項又は第2項の規定により」ということで書いてあるんです。これまでの規定では、個人情報保護審議会、この審議会から意見を求めることができるようになっていたと思うのですが、今回は国の法律ができたということの関係だと思いますが、報告しなければならないとなっているわけです。こういった場合はどうなるのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。法律を越えた場合に、それは越えることができないということなのか、その辺について。

○【吉田文書法制課長】 すみません。ちょっと整理をさせていただきますと、この目的外利用等の届出等については、現行と同じ取扱いになってまいります。例えば、他の機関から照会があったときに回答するに当たって、例えば、所得情報であったりとか、その他の情報であったりして、本来持つべき目的以外に使用する場合において、市長への届出、公表、そして審議会への報告ということで行っておりますので、越える、越えないというよりは、これまでの取扱いと異ならない、同様ということで御理解を頂ければと思います。

○【高原幸雄委員】 これまでの取扱いと変わらないということ、国立市の条例については。国の法律ではここところが、規定が変わったんじゃないかと思うんですよね。それは変わらないのですか。

○【吉田文書法制課長】 第69条ですと、ごめんなさい、利用及び提供の制限というところの規定かと思いますが、基本的にここについて、現行の条例と何ら変わることはない認識しております。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 分かりました。じゃあそれとの関連で、国会の審議の中で私たちは、自己情報のコントロール権がどういうふうに法律の中に担保されているのか。あるいは、自己決定権を保障するという内容が、どういうふうに国の新しくできた法律の中に担保されているのかということで、ちょっと確認したいんですけども、それはどうなっていますか。

○【吉田文書法制課長】 国の法のほうは、自己情報コントロール権を入れるか入れないかという議論は、確かにあったと聞いております。それについては、ちょっと抽象的になってしまう部分もあるとか、いろいろな論があって、今までの国の法律と変わらず、国では法に規定をしていないというところになります。

国立市においては、市の責務として、今回、自己情報コントロール権について触れさせていただいているというところで、それがここも上乘せになろうかと思います。

○【高原幸雄委員】 そうすると、解釈としてはどういうふうになりますか。国の法律に規定がない中で、国立市の条例の規定はこれまでどおりということになると、法律を越えてということは、市の条例としては、それは大丈夫なのですか。

○【吉田文書法制課長】 あくまでも市の責務として規定しておりまして、法を越えるようなことはなく規定させていただいているというところでございます。

○【高原幸雄委員】 分かりました。

○【上村和子委員】 原案と修正案、それぞれにお伺いしたいと思うんですけども、修正案は、名称を原案の施行条例ではなくて、国立市個人情報保護条例という形になっております。双方に伺いますが、まず、国から条例名については、法律の施行条例という名前にしなくてはいけないという縛りがあるのでしょうか。

また、個人情報保護条例という名前を出されている自治体というのは、あるのでしょうか、ないのでしょうか。今そこはどういう検討になっているのでしょうか。現状を知っておられるなら、双方に

伺います。原案のほうの回答を先にお伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】 先ほど、重松委員の答弁でもちょっと答えさせていただいておりますが、私どもも、これまでの条例というのはかなり歴史があり、経過があり、すばらしい条例だと思っております。ですので、施行条例にするというのは、それなりに抵抗もありました。縛りつけがあるのかというところについては、法に反しての縛りつけというのはございません。

ただ、私どもはこの制定に向けまして、大前提としているのは、やはり改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めるという形になります。また、条例で法を越えて、先ほど言った規定を設けることは許容されないことから、条例の性質を表す題名としては、法施行条例が適切であると判断をしております。

また、これまでの経過もいろいろなところから検証を行い、また、審議会でも御審議を頂き、パブリックコメントでも意見を頂いております。その中において諮問もさせていただき、この表題についても、パブリックコメントの内容をお示しし、答申を頂いている経過がございますので、あくまでも名前は施行条例、先ほど、行政不服審査のほうでも御紹介がありましたけども、それができた施行条例であれば、今回、大幅な法改正が起きてそれに適用されることとなり、それを施行する条例が必要であるということから、タイトルは施行条例ですけども、中身は、市が運用していく中身を極力盛り込んで、今回提案させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 今の答弁の中で、施行条例とすることについて、市の中でも抵抗があったということを知りました。法律で施行条例としなくてはならないのかという点については、国が出しております技術的助言としてのガイドラインの中にも、そのことは明記されていなかったはずですが、ただ、国の個人情報保護委員会に問い合わせた場合にどうなのかということについては、私は分かりません。

他市の事例ですけれども、先ほど申し上げたとおり、私が調べた範囲内で、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、それから、愛知県春日井市、埼玉県春日部市、それから近隣で三鷹市、多摩市、小金井市が、現行の条例の全面改正、もしくは一部改正で対応をしております。武蔵野市は、現行条例を廃止して、新条例にしているんですけれども、武蔵野市の名称が個人情報の保護に関する条例というふうになっております。

○【上村和子委員】 それでは、引き続き修正案のほうにお伺いしますが、こういう原案のほうは、新しい国で法律ができたから、その運用上の適正な名称をとということで施行条例としたということですけど、ほかで幾つかの市が、そうではなくて、中身は施行条例なんだけれども、名称は個人情報の自治体の条例とした。やはりその自治体の個人情報保護条例という名称にした背景に、何かあるのでしょうか。例えば、パブリックコメントの意見を尊重したとか、もしくは違うような理由づけで、施行条例にしなかったというところの理由が、ちょっと分かるところがあつたらお聞かせ願いたいんですけど。

○【重松朋宏委員】 正直、各市の事情は存じ上げませんけれども、聞くところによると、パブリックコメント等で施行条例にしないほしいというような意見が出ていた市もありましたし、議会のほうから、名称についても注文をつけていた市もあったようにも聞いてはおりますが、ただ、恐らく他市、それぞれの市で検討された結果だと思います。条例の名称だけではなく、中身についても、それぞれの市でかなり工夫して条例案をつくり上げているように、一見したところ、各市が工夫をされているなと私は感じました。

○【上村和子委員】 原案のほうに戻してお伺いいたします。国立市がパブリックコメントを求めた

中に、条例名を施行条例ではなくて、国立市の個人情報保護条例にしてほしいというような意見というのは、どれくらい、もしくはあったか、なかったか。それで、あったら、どれくらいあったか。それについての検討というのは、どのようになされたのか伺います。

○【吉田文書法制課長】 パブリックコメントでは、2名の方、27件の意見を頂いております。その中で、確かにこの表題についてというところで、施行条例ではなくて条例をという形で御意見を頂きました。それに関しては、先ほど、私が答弁させていただきましたとおり、その趣旨を回答とさせていただいているところでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 すみません。その趣旨とは、じゃあ表題で条例という名前にしてほしいという人たちには、それだけ、1行だけ書いてあったのですが、どういう理由で個人情報保護条例にしてほしいという理由づけはなかったのですか。

○【吉田文書法制課長】 確かに理由が付記されて、施行条例ではなくて条例という形にしてほしいというところでは、御意見はありました。

○【上村和子委員】 それでは、私が一応近隣でいくと、多摩市とかのパブリックコメントの整理の中で、やはり表記は個人情報保護条例にしてくださいという質問があったときに、多摩市は個人情報保護条例にしますという答え方をしています。

原案のほうに伺います。多摩市のような、はっきり個人情報保護条例にしますというふうに言い切る、その方向で考えますと言い切った自治体と、国立市の違いというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 他の自治体の御判断というのは、ちょっと私どもどういう形があったのかとは思いますが、私どもの判断としては、検討は致しますけれども、やはり条例の本来あるべき規定の内容を精査した上で、施行条例が適切であるというふうに判断をしたというところでございます。

○【上村和子委員】 原案にもう一回聞きます。ほかのじゃあ自治体が、個人情報保護条例としたら、目的に合わないというふうな解釈ですか。

○【吉田文書法制課長】 それは他市の判断したことになりますので、適切ではないというようなお答えを、私のほうから申し上げることができませんが、私どもの市としての判断ということで、御理解いただければと思います。

○【上村和子委員】 もう時間がないので、議論はやめますけれども、実は名前、されど名前ですから、その名称に込められた思いというのは、各段の違いがあると思います。そこをちょっと議論したかったのですができませんでした。

それで続いて、修正案と原案にそれぞれ聞きます。あともう1つ大きな違いが、原案のほうでは、目的が消えて趣旨に変わりました。それで、修正案のほうでは、第1条は目的となっております。この目的と趣旨の違いというものについて、これはじゃあ修正案のほうからお聞きいたします。その後、原案は、なぜ趣旨というふうにしたのかということについて御説明ください。

○【重松朋宏委員】 趣旨規定というのは、先ほど申し上げましたとおり、その条例の内容の要約にすぎません。目的規定は、文字どおりその条例の目的、条例を制定する目的そのものを記しております。ですので、個人情報保護審議会の答申の中で、例えば、自己情報コントロール権の保障を条例の基本精神として第3条に明記していることは、高く評価されておりますけれども、やはりそこは、まさに条例の目的そのものの部分だと思っておりますので、目的規定の中に、きちんと現行の条例どおり盛り込むのが一番すっきりするのではないかと思います。

○【吉田文書法制課長】 では、原案のほうの答弁になりますけども、目的というのが、個人情報の保護が第一目的になってまいります。こちらは、国の法律の第1条の目的で規定されており、現行条例の目的についても、そちらでほぼ規定されている状況となっております。先ほども御答弁させていただきましたが、あくまでも法を施行するための条例がまず第一前提であり、その中で市として、個人情報保護にどう取り組めるのかということで、上乘せ規定をさせていただいておりますが、第一前提は、施行するための条例ということで、趣旨として規定させていただいたというところでございます。

○【上村和子委員】 原案のほうですけど、しきりに国の法律に基づいて施行条例という位置づけなのということについては、ほかの自治体で、個人情報保護条例としたところにおいても、国の体系だから、そのような中身であるということで、中身については全ての自治体もそれしかできないわけですから、それは違いを説明することにはならないと思うんです。こういうふうに法律が変わったわけですから、やれる範囲の中で、みんなこの自治体もやっているんでしょうけれども、そういう中で、個人情報の保護条例を残していくというところに、条例名を残すというところで、目的を入れていくというところに見られる。しかし、中身は施行の条例にしかできないのです。でも、このプライドというのか、名前を条例名に残すとか、目的として入れるとか、あとは今回の修正案には、「自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図り、もってより公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」というふうな、現行条例の精神を目的として明記するんだと。それでも、今、国が言っている施行条例には反するというふうにはならないという根拠を持って示されているわけです。

では、ちょっと伺いたいします。原案のほうに伺いますけれども、修正案の名称、そして目的、これを今までずっと検討してきた立場からいったときに、国が定める、国に基づいてやる施行条例案の枠を越えていますか、越えていませんか、どうですか。

○【吉田文書法制課長】 表題につきましては、他市でもこういった表題をつけておりますので、私のほうからどうかというところではないんですけど、国立市としては、施行条例が適切であるという判断をしております。

また、目的が修正案のほうが越えているかということなんですけども、修正案を出された議員のほうには、あまり適切、不適切をお答えするのは、私のほうでは控えたいと思うんですけども、あくまでも個人情報の保護が目的であるというふうに、私どもは理解しております。その中で、第1条を目的で修正案のほうが出されて、4行目「施行及び」の後が、現行条例からほぼ引き継いでいただいているところかなと思います。「高度情報通信社会」云々。最終的に、「もってより公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」というところです。これは、現行条例も同じような形だと思うのですが、この目的のために、第2条以降で開示請求権であったり、開示決定であったりという、まさに「もって」以降の規定に対する条例が規定されているというところになります。

「もってより公正で」の「もって」を使いますと、上に規定してあるよりも、さらに高次規定という、ちょっと堅い話になってしまうのですが、それを越えての目的ということになりますので、あくまでもこれは、法を施行するという趣旨に規定させていただくのが適切であると、市のほうは判断しております。すみません。以上でございます。

○【上村和子委員】 今の、すみません、原案サイドの意見について、修正案のほうで、何かありますか。反論というか、意見がありますか。

○【重松朋宏委員】 修正案のほうも、個人情報保護法の範囲内で目的規定としてしていると、私は考えます。「もって」というような形で規定したものについても、他市の条例案を参考にさせていただいて、これは三鷹市が、「もって市民の基本的人権を守ることを目的とする」というような形で、三鷹市の全文改正案を参考にさせていただいて、このような文章にしました。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。じゃあちょっとここから先は、原案のほうに聞いていきます。原案を伺います。原案の中身について、限りなく現行条例を生かしたということは、事前ヒアリングで、とてもよく分かりました。それで、私になるほどなと思ったのが、個人情報保護審議会の答申が、令和4年11月2日に出ております。ここの中で、今回の原案のつくり方を見て、どう判断したかというところの評価なんですけれども、今回の市がつくった原案のことですけど、「先進的できめ細かな規定を持つ、既存の国立市個人情報保護条例の精神を引き継ぎ、その内容を極力活かしながら、改正法に丁寧に対応するものであることが望ましいと考える」と、それがまず審議会の意見です。「担当部局における『条例』（素案）の策定過程においては、そうしたあるべき姿を追求する努力が重ねられてきた。とりわけ、以下の点は高く評価できると考えて」いるというふうに言っています。どこを高く評価したかというところ「まず、『条例』の基本精神として」、この場合の条例というのは、素案のことをいっているわけなんですけれども、「『条例』の基本精神として『自己を本人とする個人情報管理の権利』（第3条第2項）、いわゆる自己情報コントロール権の保障を謳ったことは重要であり、国立市の個人情報保護の基本理念を示すものとして、高く評価できる」と。これは、こういうふうに言っています。

いわゆる、すごく皆さんたちは頑張った。審議会も高く評価できると。じゃあ、どこが評価できるかといったら、現行条例が持っている大事なところを、しっかり反映したからだ。それが、素案を今回新しい条例をつくるべき、あるべき姿なんだと言っているわけです。だからここである審議会も、既存の国立市個人情報保護条例案の精神を引き継ぐ、引き継がなきゃいけない。内容を極力生かさなきゃいけない。そうして、改正後に丁寧に対応するものであることが、あるべき姿なんだということ言っているわけです。それを限りなくやりましたねということで、それを自己情報コントロール権を、ちゃんとしっかり明記することだと言っているわけです。皆さん方も、そのようにつくったと。そしたら私は修正案のように、施行条例というふうに国の法律の施行条例ではなくて、そこに込められたものというのは、国立市のこれまでの50年の長きにわたる自治体として先駆的に取り組んできたあるべき姿を残す、レガシーとして残すという意味で、個人情報保護条例という名前にそれを託していくということが、もっと真剣に議論されてもよかったのではないかと思います。このことについて、しっかり議論したと言い切れますか。

○【吉田文書法制課長】 やはり条例にしろ、規則にしろ、表題というのは非常に大切なものであり、何を示す条例、規則なのかになってまいります。3人で例規審査もチェックをしながら、数多くのこれまでの条例等を審査しております。その中で、やはり事務的な話になってしまうのですが、委員がおっしゃることは、もちろん重々承知をしております。でもその中でも、やはり分かりやすいタイトルと規定というところがございまして、整合性というのがありますので、審議会にももちろんお示しをしつつ、今日の提案に至っているというところでございます。

○【上村和子委員】 ちょっとここから先は、担当課長に聞くのは酷な話でして、極めて中身はすばらしいです。22条中14条は現行条例を生かして。なぜ生かせるかと言ったら、この間の今まである従前の個人情報保護条例を、しっかり運用した職員さんたちがいたということです。国立市の個人情報

保護条例は、極めて面倒くさい。市長も言いました。けども、その１個ずつの目的外利用のことを、情報管理の担当の職員、そして全ての部署の職員が、１個ずつ１個ずつ、きめ細かに報告を審議会に出し、そして審査をしてもらうという、この積み重ねの結果、すごいスキルを、個人情報を守ることができるスキルを持った担当の職員、そして、全体的な部署の職員が出来上がっているわけです。大変だったけど、出来上がっているわけです。だからこそその精神が、ちゃんと人から人に伝わらなきゃいけない。私は今回、これだけの中身ができた。担当者、担当局、吉田課長をはじめ、すごく努力したと思います。何回も国に問い合わせたっておっしゃっていました。だから、すばらしい中身です。この中身がなぜできたかと言ったのは、現行条例をしっかり運用しようとした職員、審議会委員がいて、国立市の市民の個人情報は守られてきたわけです。そのことをレガシーとして引き継ぐために、これまでの現行の個人情報保護条例という言葉でレガシーとして残すか残さないか。もう政策判断だと、私は思っています。そのことを、市長とか、副市長とか、部長とかは、担当課には無理です。ここから先の名称に関しては、それこそ哲学が要りますもの。何を大事にするかというところで。そういう議論を、今までの国立市の成果を生かして残していくために、施行条例ではなくて、通常の条例という形の名前で残すという議論は、市長、副市長、部長の中では、やらなかったということでしょうか、やったのでしょうか。その質疑で終わります。

○【藤崎行政管理部長】 まずもって、今回の条例を制定するに当たりまして、非常に従来の現行の条例、こちらの精神を生かしていこうということは、一番最初の頃から、それを持って取り組んでまいりました。そうした中で、今回の条文の至るところに、今の条例の上乗せ部分であったり、独自規定とか、そういったものを乗っけてきたといったところがあります。

タイトルは非常に大事なんです。今のものをまた生かすというのも、１つそれは思いとしては理解できると思いますけれども、今回、法と重複の規定というのを、基本的には外しています。そういう意味では、法と今回の新しい条例というのはセット、対になっているものという認識があります。そういう意味では、これは名称についても議論はあったんですけれども、性質を正しく表すのは、やはりこれは法施行条例という形が、一番望ましいであろうということで結論をつけたということでございます。（「市長か副市長どっちか」と呼ぶ者あり）

○【永見市長】 この条例、今回提案している条例については、私はかなり最初から事務のレベルまで下りて、中身を議論をし、やってきました。ですから、言いながらも、入れたいと思っても入れなかった部分とか、入らなかった部分とか。ただ、私自身は、そこまで説明を受け、自分の思いを言い、やってきました。ですから、先ほど来の議論を聞いていますと、確かに情感としては、質疑委員や、修正案を出された委員さんの情感的な思いが伝わる部分というのは、私も同感する部分は多々あります。ただし、これは法律、国立市の法律です、条例というのは。そうするとその中身を、じゃあ国立市個人情報保護に関する条例と言ったときに、じゃあそれで全てが完結しているかというところではなくて、やはり法を読み、法で確認し、国立市の条例を確認するという、そういう相互作用がないと完結しないという中においては、やはりこれは法の施行条例で、やはり一対のものというところで結論をつけたというのが、経過であり、結論であります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 それでは、順番に質疑させていただきます。まず、修正案のほうで伺いたいと思うんですけれども、修正案を頂いた中で、目的規定にしたということで、今まである個人情報保護条例の精神を、きちんと引き継ぎたいといったことで、事前の説明もきちんと聴きました。まず、１点お伺いしたいんですけれども、従前の国立市の既存の現行条例については、個人情報保護条例とい

う名前です。今回の修正案の条例名が、国立市個人情報の保護に関する条例といったことで、ほんの少し名前が違うんですけども、そこに何か意味とか意図とかがあるのか、お伺いいたします。

○【重松朋宏委員】 それは、新条例が現行の個人情報保護条例を廃止した上での新条例なので、廃止して、また同じ名称の条例にするというのはふさわしくないので、現行条例の改正という形でなければ、やはり条例の名称は、少しでも変えておく必要があるかなと考えました。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、一部改正ではなくて、全部を改正するといった中での修正案といったことで、理解してよろしいのでしょうか。

○【重松朋宏委員】 全部改正というより、現行条例を廃止した上での新条例という形です。

○【稗田美菜子委員】 そうですね。大変失礼しました。新条例でしたね。大変失礼しました。現行条例を廃止するとなると、同じ名前ではないほうがいいといったことなのだと理解しました。その精神をしっかり引き継いでいくということは理解をしました。

その中で、事前に頂いた新旧対照表もありありがとうございました。分かりやすく、本当にありがたいと思います。この中で参考までに、多摩市の新しい個人情報保護条例の一部改正として出されているものと、それから、三鷹市の個人情報保護条例、これは全部修正案として出されているものですが、手元に資料がない方もいらっしゃるかもしれません。大変失礼しました。事前に頂いている資料です。この中で、修正案を出した方にお伺いしたいんですけども、新しいもの、いずれにしても、多摩市にしても、三鷹市にしても、目的の一番最後が、多摩市においては、「市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的とする」となっています。一番最後の部分です。三鷹市につきましては、「もって市民の基本的人権を守ることを目的とする」というふうにして、基本的人権の擁護とか、基本的人権を守るといったことで、頂いた部分については締めくくっております。

一方で修正案のほうにつきましては、直しているところにつきましては、施行の後、「及び高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図り、もってより公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」というふうになっているんですけども、これは一番最後に「市政の運営に資することを目的とする」というふうに持ってきたのは、何か理由がおりかどうかお伺いします。

○【重松朋宏委員】 確かに、この条文をどのようにして入れ込むのかというのは、非常に苦心したところがありまして、三鷹市の条例も現行のものと新条例は、かなり文章の順番ですとか構成をいじっているんですけども、最終的に国立市の修正案で、「より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」というのは、現行の個人情報保護条例の目的の結論の部分を修正案の結論に持ってきたというものです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。もしかしたら繰り返しになるのかもしれませんが、新しくこの法に基づいてつくらなければいけない新条例については、これまで国立市が培っていた個人情報保護条例の中で、きちんと培ってきたスピリットだとか、精神だとか、そういうものをきちんと含めておくということを目に見える形にしたいといったことで、これを出されているといったことでよろしいでしょうか。

○【重松朋宏委員】 そのとおりです。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。それでは、当局のほうに何点か御質疑させていただ

きます。審議会から答申が出ております。答申につきましては、他の委員も御質疑されているところですが、その中には、付言として、こういったことが必要ではないですかということがついております。読ませていただきますと、付言として(1)市の基本的な方針の取りまとめと表明をしたほうがよいと。それから2つ目、市民目線の審議会が必要だと。それから3つ目、審議会への報告の実質化が必要です。あるいは、その他運用上留意すべきと考える点として、7点挙げられております。こういった付言がある中でも、本条例案、新条例案については可とするといったことで、審議会からは答申が出ております。この付言につきましては、どういう取扱いを今後されるのかお伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】 まず、1点目でございます。市の基本的な方針の取りまとめについてですけども、現在の条例も手引の中に「はじめに」という形で、そのようなことが載っております。今後、現在と同様に手引を作成してまいります、そこに載せていくとともに、庁内外にも発信してまいりたいと考えておりますので、現在こちらの条例のほうの御審議を頂きましたら、そちらにすぐに取りかかってまいりたいと思っております。

2点目の「市民目線の審議会へ」というところで、第20条第2項の規定しております、自発的な審議ということで、こちらは、現行条例でも規定をしております、そこで実際にUSBの紛失事件があったときに、自発的な審議がなされておりましたので、同様に運用していくという形となります。

3点目の審議会への報告の実質化につきましては、報告の方法等につきましては、定期的な機会を設けるとともに、規則や手引で明確化するなど、運用の中で取り込んでまいります。

4点目のその他では、項目が7点ほどございますけども、各項目について、これまでの運用と同様に取り組んで解決する部分と、また新たな項目、例えば、情報開示請求についてのオンライン、そこについては、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。御答弁いただいたんですけども、例えば、付言の中での1番目です。「基本的な方針の取りまとめと表明を」というのは、確かにもう既にあって、それを庁内外に向けて発信するとか、公表するって大事なことなのだと思いますし、この審議会からの答申に対して答えているという意味にもなるかもしれないんですけども、ここの審議会の中の付言の中では、「宣言やポリシーなどの形で」って書いてあるんですよね。今あるものを、取りあえず公開しなさいということではなくて、個人情報保護に関する基本的な考え方を宣言とか、ポリシーなどの形で、庁内外に向けて発信・公表することを御検討いただきたい。だからもうちょっと大きな意味でというんですか、責任が生じると言うと言い過ぎかもしれませんが、もっと大きな意味で、ただ単に公開するとかっていう意味ではなくて、もうちょっと強い意味で公表するという意味なんだと思うんです。その辺はいかがなのかお伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】 確かに付言のほうで、「宣言やポリシーなどの形で」ということになっておりますので、今後、実際にこれを策定するに当たっては、審議会ですらに御意見を頂きながらという部分もございますので、こちら辺はどういう形が望ましいのかは、ちょっと御相談を審議会のほうでさせていただきながら取り組んでまいりたい、このように考えております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。2番目の市民目線の審議会ということにつきましても、「審議会事務局に意見を受け付ける窓口を設けるなど」といったことで、よりハードルが低く、どんな方でも意見ができるものをつくってくださいといったことだと思います。そういったことも検討していただけるのかということと、もう1つ、審議会への報告の実質化の中で、1つどうしてもこれは大事だと思っているんですけども、「報告を行うことの意味を市の機関内部で確認し、審議会か

らのフィードバックを得る機会として、それを反映・改善するプロセスに結びつけていただきたい」とあります。つまり、事後報告となりますので、これまでと違って諮問ではないので。こういうことがありましたという場ではなくて、ここに書いてあることは、その意味を何で報告するのかということ、市の機関内部で確認を取って、審議会からフィードバックを得る機会として、それを反映・改善するプロセスに結びつけていただきたいと、ここまで具体的に書いてあります。ここまできちんと見えているのかどうか、お伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】　ここら辺についても、方法をどういう形でやっていくのかというところは、まだ、細かいところまでは決まっておりませんので、これからさらに審議会にはいろいろな話、あと先ほどあった2条例についてもございますので、そういったところの機会を得て、審議会のほうから意見をもらいながら、詳細を固めていきたいと、このように考えております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。それでは、付言については、ほかは討論でさせていただきます。

今回の総務文教委員会資料の57番の3ページのところにあります、「新条例制定における市の方針」という中で、②番目「現行の国立市個人情報保護条例に定める制度について、現状及び改正法の規定において不適合な部分を見直した上で、必要な制度を存続させる」といったことで、他の委員からもありましたけども、22条の条文の中で14条が現行条例をきちんと生かしたという形で、ここまで本当に御努力されたのだと思うんです。不適合な部分というのは、どういったところなのかお伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】　そこは、主にシステム関係を精査させていただいております。補足説明でもございましたとおり、規則のほうで、例えば、L G W A N回線を使う有機的結合であったりとか、情報提供であったり、あとはアプリの部分です。これから多く利用されてくるだろう、あるいは、本人の利用規約に基づくアプリ等については、報告からちょっと外させていただくような形となっております。ただ、審議会のほうからは、このアプリについて、じゃあ、本人の利用同意だけで市は何もしなくていいのかということではなくて、そのシステム、アプリを導入するに当たっての市のセキュリティ体制等については、システムのほうと、私ども文書法制課のほうで合議欄を設けて、チェックをしていくことで固めていきたいというところで、今まで諮問事項であった部分で、今回、報告事項からは外すというようにところを整理させていただいたというところでございます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。それでは同じ資料の中の5ページの不開示情報の中で、12条になります。同じ委員会資料の57番目の、同じく5ページのところになります。12条の不開示情報のところでお伺いいたします。この中に、下の黒ボツの中に「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名」とあります。これをちょっと具体的にどういう意味なのか、御説明をお願いします。

○【吉田文書法制課長】　こちらは記載のとおりになりますけども、国立市の情報公開条例において開示とする情報について、本人からの個人情報開示請求においても開示としております。この情報公開条例との整合性、こちらに併せて、公務員の職員の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名を開示するという形で、規定させていただいているというところになります。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。あと最後に1点だけお伺いいたします。同じ資料の10ページ、審議会への報告の中で、これは規則ですね。規則の15条の中で、1番目の(1)「業務において経常的かつ継続的に使用するシステムに限る」のが、この審議会への報告事項

だと思います。これはつまり逆にすれば、単発のものはしないという意味だと思いますけれども、単発のものというのは、どのような範囲のものなのか、お伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】 こちらは、確かに審議会の中でもいろいろな議論がなされておりまして、表現的には、このような規定の仕方となっております。「経常的かつ継続的に使用するシステム」につきましては、今後、情報システム係と相談の上で、一定の基準を設定した上で、案件ごとに判断してまいりたいと考えております。先ほど出ました、利用規約の同意の上で利用されるシステムです。重ねての答弁になりますが、多く利用されておりますアプリ等を示しております。利用者がアプリや電子クーポン、ウェブサイトの利用を希望し、利用規約に同意した上で利用する場合を想定しておりますので、こちらについては、先ほど言ったチェック体制の強化というところで補っていきたい、このように考えているところでございます。

○【藤江竜三委員】 幾つか質疑させていただきます。この条例をつくるに当たって、法律と重複するところや、越えるところはつくることができないという認識だったと思うんですけども、その解釈でこの条例をつくっているということでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 基本的には、委員のおっしゃるとおりでございます。

○【藤江竜三委員】 この認識を修正案のほうについても、伺いたいんですけども。

○【重松朋宏委員】 法律を越えて規定することはできないんですけども、重複する部分については、できない規定ではなかったと思います。別に重複する部分は、この新条例案の中でも、全くないわけではないと思うんですけども、重複する部分を条例に規定してはいけないということはなかったと思います。修正案については、基本的に法律の範囲内で、第1条の目的の文章も入っているというふうに、私は解釈しています。

○【藤江竜三委員】 その辺り、ちょっと認識が違うのかなと思うんですけど、重複する部分というのは入れられないというところで、何か根拠があるのか、そういう説明があったのかということ、ちょっと確認したいんですけども。

○【吉田文書法制課長】 法に反するかどうかというところではなく、あくまでも二重規定について、条例上、適正であるかどうかというところの判断に、私どもはさせていただいておりますので、ただ二重規定や重複規定というのは適切ではないと、このように判断しております。現行条例で似たような部分もございますが、法から実際に委任されている部分とか、そういったところになろうかと思います。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 分かりました。もう既に法律の案の中で二重に設けるというのは、あまり僕も適切ではないのかなと思いますし、また、当局としてもそう判断されているということだと認識いたしました。

それで、次なんですけども、市の独自規定が幾つかあるというふうなお話を頂きました。資料のほうでは、星印のほうであったりということなんですけども、この市の独自規定が、法の目的・趣旨等を阻害しているということはないのかということ、確認しておきたいと思います。

○【吉田文書法制課長】 条例案の策定に向けましては、部長からの補足説明がありましたとおり、現行条例から極力引き継げる部分を生かす。このために、改正法の内容の確認、現行条例と改正法の比較、現行条例からの主な変更点の抽出、関係条例の整理、パブリックコメントの実施、保護委員会への照会及びQ&Aでの確認。また、22市から構成される情報公開等連絡会での情報共有を行い、そして、当審議会へ条例の制定について諮問し、答申を受けております。このような過程を経て、法の

許容する範囲内で規定を設け、条例案を策定したものであります。最終的には、この条例案を御可決いただきますと、国の個人情報保護委員会へ条例を提出し、確認がなされるものとなりますが、市としては、現在、法の目的・趣旨を阻害するような規定はないと判断しているところでございます。

○【藤江竜三委員】 市としては、法の目的・趣旨を阻害するような規定はないと判断されているということでした。そこで確認なんですけれども、当然そうなるならば、運用の面においても阻害するようなことがないのかというところを確認したいと思います。

○【吉田文書法制課長】 運用につきましては、許容化していない、先ほど言っていた個別の審議会の諮問とかいうところは規定をしておりませんので、あくまでも運用においても法の範囲内というところで確認をしております。

○【藤江竜三委員】 分かりました。ただ、そうは言っても実際のところで指摘が入るのかもしれないとも思うんです。個人情報保護委員会で、この部分は法に抵触する可能性があるよということや、許容されない部分があるということを指摘されるという可能性もあるのかなと思うんですけれども、そのようなときの対応というのは、どうなっているのでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 個人情報保護委員会から、条例の規定について注意や是正勧告がなされた場合、こちらは、無視するわけにも当然まいりません。全国的な改正となりますので。その内容について検証を行うとともに検討し、改正が必要となる場合は、議会のほうへ条例の一部改正を提案させていただき、御審議を頂くということになります。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 分かりました。それでは、次に修正案の提出者に伺いたいと思います。修正案の提出者が一番大切にしたいところというのは、この修正案ではどこなのかというのを、ちょっと確認させてください。

○【重松朋宏委員】 一番ということですが、名称を施行条例としないということ。それから、及び目的規定の中に現行条例の目的規定、精神をなるべく引き継ぐということです。

○【藤江竜三委員】 では、この目的が、先ほど当局に質疑したんですけれども、国の定める法の目的や趣旨等を阻害するということはないのか。または、そういう意図はないのかということを確認したいと思います。

○【重松朋宏委員】 個人情報保護法の目的規定の部分も読ませていただきましたけれども、基本的に、この個人情報保護法の目的の範囲内で規定されているというふうに、市の現行条例の条文も規定されていると思います。あるいは、現行条例の中で個人情報保護法の目的の範囲内の部分を抽出して、条例の修正案の中に入れております。

○【藤江竜三委員】 では、阻害することはないのか、あるのかというところなのですが、そこはちょっとはっきり分かりやすく教えていただけたらと思います。

○【重松朋宏委員】 阻害することはないと、私は解釈しております。

○【藤江竜三委員】 分かりました。それで、ちょっと確認したいんですけれども、この修正案では、個人の権利利益の保護を図ることと、公正で信頼される市政の運営に資することを目的と書いてあるんです。その後、どちらを大事にしたいと考えているのかというところ、ちょっと確認したくて。僕は、提出者がふだん発言している内容に鑑みると、やはり個人の権利利益の保護というものを非常に重視されているというふうに感じているんですけれども、その辺りを提出者は、どのように考えているのか確認したいと思います。

○【重松朋宏委員】 条例の目的としては、個人の権利利益の保護を図ることによって、より公正で

信頼される市政の運営に資することが最終目的となりますが、条例の目的となっているのが、これは現行条例が、そのようになっているからです。私も、条例を修正するに当たって、私個人の考えではなく、現行条例の考えをなるべく引き継ぎたいということで、現行条例の最終目的として、より公正で信頼される市政の運営に資することというのを、最終的な目的としました。

○【藤江竜三委員】 これは、他市でも結構大事なところだから、変わっているのかなと思うんですけども、本当に個人の権利利益の保護を図るより、公正で信頼される市政の運営に資することを目的としてしまってよいのかなと思うんですけども。他市の条例を見ても、「もって」以降は多分より上位の概念と、先ほど答弁でおっしゃっていましたが、そういうものが来るという共通の認識があるのかなと思います。それで、他市の条例を参考にしますと、もって市民の基本的人権を守ることが目的とされているのを見ますと、やはり市政の運営を目的としているんじゃないくて、個人の権利、個人情報の保護から来る権利を大事にしているのかなと思うんですけども。それで、現行条例を見ても目的としているんですけども、修正するならば、それも修正したほうがいいんじゃないのかなと感じるんです。それを重視するということで、本当にいいのかという確認をしたいのです。

○【重松朋宏委員】 他市の事例も本当に千差万別でして、趣旨規定としているけれども、目的規定のような文言が入っていたり、それぞれの市で苦勞され、工夫をされたことだと思います。国立市の条例の修正案を検討するに当たっては、なるべく現行条例の目的規定の精神を文章ごと引き継ぎたいということで、現行条例の目的が、市政に対する信頼の確保ということになっておりますので、そのようにつくりました。

○【藤江竜三委員】 それでは、修正案を出した委員のお考えではなくて、もともとそうになっているからそうになっているということで、別に修正案の提出者の本来の意思とは違うということなんでしょうか。

○【重松朋宏委員】 私の意思是、現行条例の精神をなるべくそのまま引き継ぎたいというのが、私の精神ですので、その考えに沿って目的規定の文章も、現行条例をなるべく引き継いだということです。

○【藤江竜三委員】 それでは、現行条例のほうがより良いというふうに、そして目的は、公正で信頼される市政の運営に資することを目的とすることが大事であるというふうに考えているということですよ。それで、この件は分かりました。

それと、確認したい点なんですけれども、それでは、当局のほうに確認したいと思います。当局も、このもともとの条例を大事にしたいというようなお話でしたけども、それではなぜ、「公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」という部分が、もともとあったかと思うんですけども、今回この新しい案においては、その部分がなくなったのかというところを、ちょっと確認させてください。

○【吉田文書法制課長】 先ほど、ちょっと御答弁で触れさせていただいております。現行条例における目的というのは、国の法第1条、こちらのほうに、ほぼ規定されている状況となっております。したがって、今、委員がおっしゃいました「もって」以降の部分についても、そのこの目的に入っているというところでございます。あくまでも今回、提案させていただいております条例案については、保護法を施行するためと、あとは実際に運用していくために、職員等がどう個人情報を守る認識を持つかというところを、現行条例から引き継いでおりますので、あくまでも中身の現行条例からの引継ぎを、極力行ってきたという経過でございます。

○【藤江竜三委員】 それと、「もってより公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」というのを入れてしまうと、条文の中に入れ込まないといけなかった条文というのが、あるのかもしれないというふうにも認識したんですけれども、そのようなことっていうのはあるのでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 こちらにつきましては、確かに「もって」以降の目的を達成するためには、現行条例では、例えば、収集の制限であったり、利用・提供の制限、個人情報の開示義務とか、そういった部分が全て規定されており、その条例単体で運用してきたというところで、「もって」以降の目的が達成されてくると。今回、その部分については、全て国の法のほうに規定されておりますので、この条例には規定することができず、除かれているというところがございますので、今回の目的には入れていないというところもございます。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 というような答弁だったんですけども、修正案の提出者としては、どのように考えているのかを伺います。

○【重松朋宏委員】 私は、あくまで現行の個人情報保護条例の目的規定の大部分が、個人情報保護法の目的規定の範囲内であると考えております。修正案のほうに引き継いだ部分と、引き継げない部分も当然、現行条例の目的規定の中にありますので、そこは取り除いた上で、法の目的の範囲内で市の条例の目的として規定できるのではないかと。それが、「信頼される市政の運営に資する」というような文言を、法の目的の、あくまで範囲内ではないかと、私は解釈しています。

○【遠藤直弘委員長】 ここで休憩に入ります。

午後 5 時 4 分休憩



午後 5 時 2 0 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は修正案に賛成の立場で討論します。

今回、まず、中身に関しては修正案も、原案も触っていません。名称の部分と、目的か趣旨かという違いだけでした。ということは、今回の中身、条例案の中身については、これについては、修正案を出された議員も疑義はなく、評価していると思います。私も、今回の条例の中身については、現行条例の精神を限りなく生かして、きめ細かに入れ込んで、地域の特性に応じて、セクシュアルマイノリティーの性自認の問題もセンシティブ情報に入れたということで、自己情報コントロール権に関しても入れ、審議会への報告を適正化し、名簿ファイルもちゃんと厳選していくというような、審議会の答申にもありましたけれども、きめ細かな条例のつくりになっております。

これはひとえに、これまでの国立市の条例の厳しさゆえの運用に当たっての職員の努力、そして、なおかつ、この条例をしっかりとつくるべきだという、私も条例をつくる時の意見、審議委員に入っていましたので、当時のことはとてもよく覚えています。議会からも代表が入り、担当部局とも一生懸命に切磋琢磨して、電子情報の中で個人の情報が守られる、できるだけ守られる、電子媒体の結合に対しては、全部、目的に応じているかどうかの審議を審議会で行うというような、大変きめ細かな中身をつくることができました。

それが国立市の、私の先輩の井上スズさんたちが最初につくった、電子情報というものが日本に入ってきたときに、条例としてつくっていかうという精神のレガシーを受け継いだ当時の議会の表れだったと思います。それが、ここに来て、国がデジタル庁をつくって、個人情報保護、法律をつくった

と。後追いで、国がこの時代に応じて法律をつくったと。ここの構造を地方自治の本旨からどう捉えるのかというのが、名前をどちらを選ぶかという選択であったと思います。本来は、個人情報の保護に関しては、私は自治体の自治事務だろうと思うわけです。ですから、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体が、その地域、特性の条例をつくって守っていくというのは当たり前の動きであったわけです。後追いで、情報を一元化していきたいという中で、国がデジタル庁をつくり、個人情報保護法をつくったけれども、それは、情報のことだけに頭がいった。結果、抜け落ちたのが、そもそもこれまでの事務の取扱いについて、地方自治の本旨にもともとあった、自治体と地方公共団体との信頼とか、その地方自治の本旨についてどうなのかという行政基盤そのものと、地方自治法に照らしての慎重な議論が国においてなされなかった。これは最大の問題であったと思います。しかし、このことは国が分からないわけではない。

そこで、実は個人情報保護法をつくったときに、国の衆議院の内閣委員会の附帯決議があります。その附帯決議の中で、地方公共団体がその地域の特性に照らし、必要な事項について、その機関、または、その設立に係るものをやるときに、地方自治のやっているということを述べた上で、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重しなさい、地方公共団体の役割を狭めてはいけない、そのような附帯決議を出しているほどです。

ですから、今回、国の法律に沿って施行条例とおっしゃっていますが、本来、そういうものを地方自治体に押しつけてきたというやり方に対して、地方自治体は地方自治の本旨に基づいて、本来、今でもです、今でも個人情報の保護は自治体の事務ですから。自治事務のやる、本体の自治体として、自分たちがやるべきものとして施行条例をつくれということそのものに2,000個の問題はあると。だけでも、法律は決まっちゃったから、やるけれども、地方自治の本旨に基づいて、我々は、個人情報保護条例はそのまま残すんだと。国が後追いで来たものに対しては適用させていくけれども、これはあくまで地方自治体が本来、責任を持つべきものであるということをちゃんと名前に残さなければいけないと私は思っています。

そのことは最大限尊重されなければいけない、そういうものが国会の附帯決議に残っています。そういう国会の附帯決議を最大使って、最大個人情報保護は自治体責務であるということを通じる名前にしていただけたら、内容はそのとおりですばらしいものですから、すばらしいものというか、よく練り上がっているものだから、私は名称を個人情報保護条例として、趣旨ではなく目的、これが自治体の自治事務であるということを残していくという修正案に賛成をし、原案に反対いたします。

○【高原幸雄委員】 国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案については、反対。

これは、もともと国の個人情報の保護に関する法律を土台にしてつくられているという点で、その枠を超えることはできないと。例えば国会で議論になりました、いわゆる自己情報コントロール権が国の法律の中にはちゃんと入っていないと、こういう問題がありますので、私たちは反対を致しました。

デジタル庁の創設によって、関連法案が個人情報を大規模に集める手段としているのがマイナンバー制度の利用拡大です。政府が管理、運営するウェブサイト、マイナポータルでは、行政手続の利用を促して、そこに入り口として集まる個人情報を活用していくと、これが国の狙いだと私たちは思っておりますので、同時に、修正案については、内容は市の法律施行条例と変わらないという点では、いずれも反対を致します。以上です。

○【稗田美菜子委員】 修正案については反対、原案については賛成の立場で討論させていただきます

す。

ここに至るまで、まず、修正案を出していただいた提出者については、本当に心から感謝を申し上げます。これがあったからこそ、様々な議論が深まったと思います。もともと、当局としても丁寧に進めてきたということもありますけれども、繰り返し質疑の中で私も聞かせていただきましたが、これまで国立市がつくってきた、積み上げてきたものがそこには明確にあって、それが大きく変わってしまうことへの懸念がやはりあると。今、いる職員さんたち、今いる理事者の方々はそれを知っているけれども、これが20年後、30年後、50年後、100年後となっていくときに、施行条例として残っている場合と、例えば、今の現行の条例の国立市個人情報保護条例として残っている場合では、そのスキルでどこまで通じるのかなという問題提起だったと私は思いました。

それは非常に納得できることだと思いますし、確かに他の委員からの質疑の中で、市長もこれまでの国立市としての取組が、どう引き継いでいくかが問題なんだということでもありました。疑念は多分市当局そのものもお持ちのことだと思いますし、それが議会としてここまで深く議論できたということだと思いますので、まず、修正案の提出について本当に議論を深めることができたと思いますので、本当に感謝申し上げます。

その中で、ここまで、まず原案を一生懸命、これまでの保護条例をどうやったら残すことができるのかとあって、法律に基づいた中で、どうやって国立市らしさを残していくのかということについて、丁寧に議論してくださって、ここまでの条例案をつくっていただいたことには本当に感謝を申し上げます。それと同時に、ここから先、質疑の中でも取り上げましたけれども、どうやって運用していくのかというのが大きな問題だと思います。審議会からも付言がたくさんついておりました。

それは、これまでのことが見えなくならないように、国立市らしさをいかに残していくかということとを明確にしていくための提言だと思いますし、それが今、ここで試されていることだと思いますので、ぜひそこについては、きちんとした形で取り組んでいただきたいと思いますし、それについての報告も、可能な限り議会に向けてもしていただけたらと思います。以上をもちまして、修正案につきましては反対、原案につきまして賛成の討論とさせていただきます。

○【藤江竜三委員】 修正案に反対、原案に賛成の立場で討論いたします。

原案については、市の独自規定が、法の目的、趣旨等を阻害することはないというような答弁を頂きました。ぜひともそういった形の中で、個人情報を保護しながら、そして、国の定める目的というものを達成していただきたいというようにも考えております。

そういった中において、今回、修正案が出されたわけですが、この修正案ですと、目的ということで、目的の中身を見ますと、国の定めるところの目的と重複するところがあるのではないかと。このようなことが考えられます。修正案が出された方は目的、重複してもよいんじゃないかという考え方でしたけど、そうではないだろうという話もあるということは、やはり考えなくてはいけない点の1つだというように考えます。

そして、一番大切なところは、目的が国の定める目的と、修正案の目的が根本的に異なっているのではないかといった疑義があるという点でございます。法の最終的な目的としては、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」というところが目的かというように考えておりますけれども、この修正案では、「公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」となっております。私は、やはり個人の権利利益をしっかりと保護していくということを、しっかりと目的とうたっていくのが適切であるというように、法の理念の下で、そういった運用をしていくのが適切かと考え

ますので、修正案に反対し、原案に賛成したいと考えます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。まず、修正案に対し、賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって修正案は否決することに決しました。

それでは、原案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。（「上村さん、原案反対って言いませんでしたか」と呼ぶ者あり）

いやいや、修正案に賛成だから。（「修正案と原案を比べたら、修正案に賛成なの」と呼ぶ者あり）問題ないと思う。（「原案に反対」「じゃあ、反対に回っても」と呼ぶ者あり）もう今、決しましたので、よろしいですか。（「遅いわ」と呼ぶ者あり）はい。



議題(4) 第49号議案 国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第49号議案国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それでは、国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について、補足説明を致します。あわせて、総務文教委員会資料No.50、No.51、第49号議案資料をお開きいただければと思います。

国立市議会議員及び国立市長の選挙における一般運送契約以外の自動車借上料及び燃料供給量、ビラの作成費、並びにポスター作成費に係る公費負担の上限額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

今回の条例改正では、公営に要する各経費の限度額について、物価の変動及び消費税が8%から10%になったことにより、公職選挙法施行令の改正が行われ、当市においても、公費負担の上限額を引き上げるために行うものです。

まず、条例第4条第2号、ア中、自動車の借上料1万5,800円を1万6,100円に改め、同号イの燃料供給量について、国立市独自に規定しておりますので、3万857円を3万4,650円に改める。算出根拠は、過去3回の市議会議員選挙において、1日の使用量の一番多い候補者の22リットルとし、1リットル当たりの単価を今後の燃料高騰に対応するため、225円としました。計算しますと、22リットル掛ける225円で、1日当たり4,950円掛ける7日間で3万4,650円としました。

次に、第8条のビラの作成費については、7円51銭を7円73銭と致しました。

次に、第11条のポスター作成費のうち、1枚当たりの印刷費を525円6銭を541円31銭に改め、企画費については、平成26年に公職選挙法施行令の負担上限額より、10万円下げた金額としていることから、今回の改正でも公職選挙法施行令の31万6,250円より10万円下げて、21万6,250円に改めるものでございます。

最後に付則としまして、この条例は公布の日から施行する。この条例は施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 簡単に、ガソリンの225円の根拠ってなんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、まず、現状が160円ぐらいであるということなんですけど、大体今、セルフで入れている金額があると思うので、大体、通常でいくと180円程度になるのかなと考えております。その中で、実際には、燃料負担はフルサービスの燃料のところではか入れられないということで、また、それより若干高くなるということと、あと、掛け売りになるので、どうしてもその分の手数料が20円程度は高くなるのではないかとということで、大体220円ということで、幅をもたせて225円としたところで、委員会の中では250円とか200円とかいろいろ案は出たんですが、今回、225円ぐらいまでは、今後のことも考えて許容範囲としているところであります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。フルサービスのところじゃないと、登録しないと受けられないと、登録できるところがフルサービスあるということと、それから掛け売りだから、その手数料がかかるということで、220円に幅を持たせて225円。

あと、ポスターの企画費以外は法を根拠ということでよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 今回の改正については、そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】 私も何点か値上げの根拠について伺いたいと思うんですけども、そもそも標準の単価とかというのがあるんでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 標準の単価というのは、一応公職選挙法施行令の中では、大体160円、140円とかそのぐらいだとはあるんですが、ただ、これ実勢価格、国立の場合は独自にしておりますので、独自の価格でいくとなると、幅を持たせてということで、一応、225円ということで設定させていただいたということです。

○【重松朋宏委員】 すみません。燃料費だけではなくて、全体なんです。国の公職選挙法施行令なり、あるいは、東京都選管なり、一定の何か標準とするようなものがあって、それぞれの単価設定がされているのかなと思ったんですけども、そういうわけではないということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、公職選挙法の施行令の中で、国の選挙の公費負担の限度額が改正されたことによるので、そのものを標準規定としているところでございます。

○【重松朋宏委員】 それぞれの単価で標準として示されているものについて、国立市が独自に標準よりも下げて規定しているのは、総務文教委員会資料№50を見ますと、燃料供給量の上限額とポスター企画費、この2つであるということよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】 それ以外についても、国立市として、独自に標準よりも下げたり、場合によっては上げたりということは可能なんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 基本的には可能であると考えられますが、ただ算出根拠がどこにあるかというのを見極めますと、かなり難しいというか、これから先、検討していくことの中では難しいんじゃないかなと考えております。

○【重松朋宏委員】 当然、可能であっても、きちんと御説明できないと目分量で上げたり下げたり

というのはできないということだと思うんですけれども、今回は、物価変動と消費税の増税を踏まえたものだと思うんです。だとするなら、なぜ、例えば運転手の雇用は1万2,500円で変更ないのか、1日の選挙運動の車を動かせる時間、12時間で、東京都の最低賃金がこの間、ずっと上がり続けてきて、時給1,072円なので、フルタイムで運転してもらおうとすると、単純計算で1万2,500円を超えるんですけれども、そのことを考えますと、運転手の雇用、あるいは、ハイヤー方式の委託運送契約についても改定されていてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、なぜなのか伺います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 ハイヤーのほうについては、特に利用が少ないからということもあるんじゃないかなと思うんですけど、これは国のほうで、内容については、細かくはこちらのほうでやるんです。そういう形で示されたということで、それに合わせてということをやっているところなので、運転手の借入れとか、その辺のところについては、どういう算出かというのは、そこまではしていないんですけど、公職選挙法の改正に合わせてということにしております。

○【重松朋宏委員】 基本、国のほうの標準に合わせたということですね。それは、例えば、ビラの1枚当たりの作成単価であったり、ポスター作成の企画費についても、国が提示してきたものを一旦適用した上で、国立市独自に減額するものは減額、同じ金額で減額した結果だと見てよろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】 先ほど単価の、運転の燃料費の単価がリットル225円になった経緯は、選挙管理委員会の中でも200円とか250円とかいろいろあったということなんですけども、225円というのは、国のほうで出してきた金額なんでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、私ども選挙管理委員会で独自に算出したものでございます。もともと3万円程度も、こちらのほうで算定したものであるので、それに合わせて、今回は、燃料はどこまで高騰するか分からないんですけど、その幅を持たせて行うということで、今後、例えば国が改正されたとしても、実勢価格はどこになるかということも含めると、改正しなくても済む場合もあります。また、下げるということも発生してくる可能性もあるということで、今回は、今後の物価高騰、燃料費の高騰を見た上で、かなり私どものところと国の基準からすると半分近くになっているので、その中で、国のほうでのあれは、リッター単価としては、そんなに高くない金額ではあると思うんですけど、算出根拠としては、ただ、国立市として、上限額をこれぐらいまでは持たせようがいいんじゃないかということで、委員会の中で、議論した中でそうになりました。以上です。

○【重松朋宏委員】 燃料供給量については、この単価も国立市独自で、これまでも考えて、検討してきたということなんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 燃料単価については、平成25年か、その時期に1回3万円まで下げておりますので、これも6万か7万円、6万幾らくらいのやつを半分近くの3万円に下げておりますので、これも独自の算出としてしているところです。

○【重松朋宏委員】 単価そのものを独自に算出したということなんです。以前、改定したときは、前の直近の3回分の各費目の公費負担額、各候補者の公費負担額の一覧を全部出してもらって、一番どれぐらい請求して支出しているのかというのを見て、燃料供給量の金額が、たしか5万円以上だったけれども、ほとんどの人が1万円前後で、一番多くても3万円ぐらいだったので、この金額になったと思うんです。そのことから考えると、いくら後払いだとしても、リッター225円って大分高いんじゃないかなと思うんですけれども。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 高いか低いかということはあるとは思いますが、これは上限額なので、あくまでも今後、上がったときに、やはり幅を持たせておかないと、立候補者の負担が大きくなることを考えると、少しは高めにしておいたほうがということも考えて、今回はこの金額にさせていただいたということです。

○【重松朋宏委員】 ただ、実態としては、事前に事業者と契約する際に、リッター幾らという形で契約結ぶわけですね。なので、そうすると、基本上限額いっぱいの単価で契約することになるんじゃないですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 ガソリンの場合は店頭価格があるので、それから極端に高くなるということはないとは思いますが。ですから、リッター当たり225円だから225円で契約するというということはないと考えています。つまり、もともとの実勢価格が160円であれば、それに手数料が入って180円とか190円ぐらいの金額になってくるのではないかと考えているので、そこまでのリッター当たりというところでいくと、高くなるということはないんじゃないかなとは思っています。以上です。

○【重松朋宏委員】 でしたら、事後的にもチェックはされるということによろしいですか。実際に225円まで上がることはない、あるいは200円を超えることというのはあまり考えられないんですけども、そういうときに、ただ、上限額がリッター225円と設定されると、この金額で契約書を交わしてしまうと思うんです。候補者の立場からしても、あるいは、事業者の立場からしても。だけど、それは実勢価格とちょっと乖離し過ぎですよということを逆に言えないんじゃないですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 ガソリン代については、実勢価格があるので極端に高くはできないとこっちは考えているので、逆に言えば、その金額以上で、225円で高いということであれば、それ以上になる可能性もありますし、200円までいかないということも補償できないわけですね。ですから、やはりその金額でというところで行くと、店頭価格が極端に高くなって、例えば店頭価格が160円なのに225円といえ、60円も70円も乗っているわけですから、そこまで行くとすれば、それはこちらのほうもあれですし、逆に言えば、候補者のほうもどこまで高くなるかということも含めて、確認はさせていただきたいと考えております。

○【重松朋宏委員】 それは事後的にというよりも、事前の説明会のときに、リッター価格を上限で、物価変動などを見て225円としてはいるけれども、実勢価格を見て契約を交わすようにと事前に言う必要があるんじゃないですか。実際に、追及するときには、単価と実際の走行して使った燃料のリッターを掛けて出てきた金額で請求が来ると思うんですけども、ほとんどは、恐らく1日最大当たりの使用量は使わないけれども、単価は225円で契約してしまう場合があり得ると思うんですよ。そういうことがないように、ある程度、実勢価格を見ながら契約するように、事前に説明しておく必要があるんじゃないですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 ガソリンの価格については、ガソリンスタンドの結局、あれもあります。今でいけば、セルフとかが多くなっている中で、ガソリンスタンドも少なくなっている中で、契約できるスタンドが少なくなっている中で、実勢価格は、その中で、市内であれば、1社ぐらいいしかないということなので、それであれば、実勢価格になって、それにプラスされてくるんじゃないかと考えています。それについては、説明は致しますけど、あくまでも業者のほうの単価なので、それに合わせてということになってきますので、その中でということにはなってくると思います。

○【重松朋宏委員】 先ほど、1社ぐらいいしか、セルフのところが多くて1社ぐらいいしかないというのは、それ、ガソリンの契約を、燃料の契約を結べるような事業者が、市内だともう1社ぐらいいしか

ないということなんですか。普段はセルフでやっているけれども、契約してセルフの金額より大分多いリッター225円で契約する契約書を交わすというようなことは無いということではよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 あるかないかと言えば、それは分からないところです。ただ、今言っているセルフのところで契約はできない。あくまでもフルサービスというところと言うと、例えば、セルフ以外のところで、給油する方がいて、ちゃんと給油していただいてというところではないと、伝票払いとか、そういうところで、あるいは後払いというのができないので、そこについては、そういう契約になってくる。そのところがどういう単価を出すかというのは、そのところの金額になってくると思いますけど。

○【重松朋宏委員】 ふだんセルフだけでも人がいて、そういう契約ができるガソリンスタンドは市内にもあると思うんですけども、そこは結構、セルフの実勢金額は安いほうで、そういうところであっても、上限を225円にしましたということを前提だと、225円で契約するというのが現実であり得ると思うんですよね。いくら後払いだと言っても、それは不公正なんじゃないかと思うんですけども。

○【遠藤直弘委員長】 重松委員、同じ質疑になっているので、もう少し違う質疑にしてもらっていいですか、するなら。

○【重松朋宏委員】 事前の実勢価格と乖離することのないようにという、指導といいますか、説明というのはされるんでしょうか、されないんでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 先ほども言ったとおり、セルフのスタンドは、もともと契約は多分できないと思うんですよ。つまり、そういうスタンドしかできないので、そのところで、例えば、安くしてくださいとか、高いのでと言われたときに、ほかで契約できれば、今度は市外に行くようになってしまうので、そうなると、逆に今度、候補者の方は困るような状況になる可能性もあるので、それについてこちらから指導するということはなかなか難しいんじゃないかなと。逆に言えば、そこで、例えば、では、やりませんということになってしまうと、逆に候補者に迷惑がかかる状況にもなりかねないので、こちらとしては、そこまでのことはなかなか言えないのではないかと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 私、セルフかどうかということを行っているんじゃないで、候補者に対して、候補者が持っていくわけですよ、公費負担の書類は。候補者に対して、契約をするときに、そのガソリンスタンドの実勢の価格と、あまりにも乖離した、225円に近い金額で契約するということについては、控えるようにということぐらいは言えるんじゃないですか。

○【遠藤直弘委員長】 選挙管理委員会事務局長。全部説明してあげてもらっていいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 すみません。ガソリンについては、市内でいけば、今は1社しかないわけです。セルフであるか、セルフでないかというよりも、セルフそのものが現金かカード払いとか、そういうものしかできない中で、掛け売りというのはもともとできないわけです。

そうすると、フルサービスをやっているところのスタンドで契約するしかないということになってくるわけです。ですから、候補者が、例えば市外に行く可能性もありますけど、市内で契約するとすると、そこで契約するようになってくるので、例えば候補者がもっと安くしてくれとか、これ、実勢価格と違うんじゃないかと、表示された金額が違うとなったとき、ほかに行ってくださいと、逆に候補者のほうが言われてしまうことにもなりかねないですし、価格について、こちらから候補者に対して、何か下げてくださいとかということはいえないと考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいですか。事務局長、どういう仕組みでお金が交付されるのかも、ちゃんとしっかり説明してもらっていいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 ガソリンについては、1リッター当たりの金額を事前に契約して、その上で、期間中にガソリンを入れていただくということで、伝票払いということになります。伝票払いで1週間、7日間を、使った金額を、実績というか、給油伝票と一緒につけていただいて、それを候補者が出してもらうのと、今度はガソリンスタンドのほうから、こちらのほうに請求を出してもらうと。請求はあくまでもスタンドのほうからの請求になりますので、請求していただいて、その上で、請求した金額に対して、こちらからガソリンスタンドに振り込むということになります。その中で、伝票を作って請求をして入ってくるまでの期間のこともある。その部分で手数料もかかってくるということになってくるので、なかなかセルフであると、多分、人もいない中で、給油したのがどの車かも分からない。例えば、その中であれするということもあるので、逆に言えば、そういう人がいて給油するようなところでないと、ちゃんとナンバーを確認して、選挙用の自動車に給油しているということの確認も必要になってきます。そういうところも含めて、そういうサービスをしているところじゃないと給油ができないということになりまして、それで、最終的に請求書を作って請求してくることになるので、その手数料もかかってくるということで、リッター当たりに乗せてくるということになっております。以上です。

○【重松朋宏委員】 だったら、私、225円の根拠は何なんですか。私、そうやって契約、これまでの、実際の実勢の過去3回の選挙での契約の、実際の契約というのは、市の契約の上限額と、ほぼほぼ一緒なんじゃないかなと。契約単価です。リッター単価って大体、市のほうで上限を変えると、大体それに合わせて契約することになるんじゃないかなと思うんですけども、そうではないんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そうではなく、大体、1リッター当たり、例えば、前回の31年であれば、大体154円からぐらいの金額でやっておりますので、その当時の、31年だったら多分リッター当たり120円とか130円程度だったと。120円か130円ぐらいの中で多分やっていた中で、実際には、そこから20円ぐらい乗っかって、140、150円ぐらいの単価になっていたということになっていると思います。逆に言えば、そうすると、前回であれば、上限額が3万八千円の中、請求金額が2万3,700円程度になっているので、それであれば、別に上限額にきているというわけではないということになっております。

○【重松朋宏委員】 分かりました。必ずしも市が設定した上限額どおり契約しているわけでは、実際としてもないと。けれども、今般、ガソリン代が高騰していて消費税も上がったので、225円というのが妥当だという結論に、選挙管理委員会の中ではなったという整理でよろしいですね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】 最後に、実態に合わない部分が、今回の見直しする公費負担の部分だけではなく、幾つか出てきていると思うんですけども、今後、市独自に規定することというのは可能なんでしょうか。例えば、これからEV、電気自動車が主流になってくることもあろうかと思うんですけども、EVの場合は、だったら燃料代という形では、なかなか契約できないんじゃないかと思ひますし、あるいは、最低賃金が上がっていく中で、運転手の雇用が1万2,500円でよいのか。あるいは、ハイヤー方式の金額は、この金額で妥当なのか。まだまだ今後、引き続き検討したほうがいい内容があろうかと思ひますけれども、それらについて、国のほうではなくて、市のほうで独自に検討するというのは可能なんでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 可能か可能でないかといえば、可能ではあると思うんです。ただ、算出根拠についてかなり難しくなるのではないかなということと、公職選挙法施行令の中で、ガソリンであればガソリンと決めてあったところが、例えばE Vというか、電気自動車が普及してくれば、そちらのほうに燃料というか、電気代としてなってくるということであれば、それに合わせて、改正もしていくようになってくると思う。あと、それ以外のところで、例えば国の基準よりも上げていく理由がどこにあるのか、下げる理由はどこにあるのかということを含めていくと、その検討は、極端に国立が例えば人件費が高いとか、そういうあれがあったりとかすれば、そういうことも検討は必要になってくるとは思いますが、今の段階では、よりどころとしては公職選挙法施行令に合わせて改定していくというのが私どもの考え方で、その中で、当該でも含めて、国立市だけガソリン代とポスターの企画費を下げているので、それについては、今回も維持していくということになっているということでございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。

225円、選挙カーの燃料費の225円については、掛け売りができるところに契約をすることと、それがフルサービスでないとできないということなどを考えると、実際、今のところはどんなに上がったとしても、ハイオクでも180円とか190円の世界の中では、確かに225円って高過ぎなのかなと思いますけれども、状況を考えれば、掛け売りであることとかフルサービスだとかということを見ると上限がここで、ガソリンの公費については、燃料費の公費については、スタンドから領収書も当然、どれだけ燃料を入れたかということも当然領収書が必要ですし、そこに直接、お支払いするといったことですので、上限としては、これで済みます。

あと、22リットルの根拠とかも、過去にいろいろ調べた中でのことだと思いますが、他の委員からもありました、最近の車は燃費が非常に良いですし、いろいろな車が出てきています。絶えず研究をしたほうが良いと思いますし、他の委員から、これもありましたけれども、今年10月から最低賃金、1,072円になりました。それで計算すると、単純に1日当たりが1万2,860円と、12時間、休みなく仮に運転したとして、1万2,860円です。1,072円で12時間計算すれば、それで考えたとしても、オーバーしていくのかなという感じはしていますので、ほかの部分を含めて検討を開始しなきゃいけないのかなという時期が来たんだと思います。

今回の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法の改正に伴う、公職選挙の規則のところに伴う改正ですので賛成と致しますが、全体を見て、検討については、なるべく早く着手していただければということをお願いしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 私も、本条例案については賛成いたします。

それは、そもそも選挙公営制度において、適正な公費負担は必要だと考えるからです。ただ、今回の値上げ後の単価については、やや疑問に感じるところはあります。それはなぜかと言いますと、かつては、私もポスターのまだ企画費と分かれていない頃などは、かつては上限いっぱい契約して請求していたことは、正直、ございます。

燃料費については、私、しばらくずっと請求していなかったもので、実態をよく存じ上げなかったんですけれども、先ほどの答弁で、市選管で設定した額の上限いっぱい、単価で請求してくるという

ことはないという答弁がありました。

ただ、有権者に対して、きちんと疑念の目で見られないようにするためには、公費負担について、事後公表はきちんとしていくことは必要ではないかと思います。そうした上で、金額全体としては結構大きいかもしれませんが、これは民主主義のコストで、必要なものなんだということをきちんと説明していくことが必要ではないかと思います。

また、市独自で、ポスターの企画費と燃料供給量の上限額についても設定していることについては、他市の議員からも国立市はすごいねと言われるぐらいですので、大変評価しております。ただ、実態に合わない部分が幾つか出てきておりますので、市独自であれ、あるいは、国や都選管を含めて、問題提起であれ、検討していただきたいと申し上げまして、本条例改正については、賛成いたします。

○【藤江竜三委員】 本条例案には賛成の立場で討論いたします。

先ほどから議論になっているガソリンの単価225円なんですけども、私はかなり妥当な線なのかなと考えております。例えば、ガソリン価格が上昇したことによって、国から補助金が入っているといったこともあります。もしそれがないと、ガソリン単価、リッター当たり215.8円まで上昇したかもしれないというような報道もありました。そういうことを考えますと、225円でもぎりぎりだった、補助金がなければぎりぎりな可能性があるということもあります。ということを考えても妥当なのかなと思います。

それで、他の委員が指摘してくださった、12時間乗り続けることはなかなかないかと思いますが、最低賃金を下回る可能性がある、これのほうが、私は問題かなとも思います。ぜひともこの辺りについては、国のほうにも市選管から声を出していただいて、最賃は下回ってしまう可能性が近づいているよとかということを、ぜひとも声を出していただければと意見をして、賛成の討論と致します。

○【高原幸雄委員】 この条例案には賛成を致します。

ガソリンの単価について議論ありましたが、結構事業所、ガソリンスタンドとしては、選管との契約が非常に複雑というまではいかないんですけど、非常に苦情が出ています。それで、契約を結びたくないということも実際言われましたから、その辺をもっと簡素化していただきたいということを申し添えて、賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後6時11分休憩



午後6時25分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(5) 第50号議案 国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

議題(6) 第51号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議題(7) 第52号議案 国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

議題(8) 第53号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第50号議案国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案から第53号議案地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案まで、4件を一括議題と致します。

なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第50号議案から第53号議案につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

総務文教委員会資料No.53、地方公務員法の改正に伴う定年延長についてを提出させていただいておりますので、この資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございます。資料No.53の1の地方公務員法の改正趣旨についてを御覧ください。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題に的確に対応するためには、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、経験等を継承していく必要がございます。今回の条例改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律等が、令和5年4月1日から施行されることを踏まえ、定年引上げに伴う関係条例の規定を整備するものでございます。

次の資料の2になります。各条例案における主な改正内容ですが、(1)の第50号議案国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案は、①常勤職員の定年を現行の60歳から65歳に引き上げること、また、引上げに際しては、令和5年度、2023年度末より2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度、2031年度に65歳とする措置を講じるものでございます。また、このことに伴い、2ページの②になりますが、60歳以降の職員の多様なニーズに対応するため、従前の再任用制度と同様に、60歳に達した日以降、定年前に退職した職員を本人の希望で、短時間勤務の職で再任用することができ、定年前再任用短時間勤務制を導入いたします。

あわせて、3ページの③ですが、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を設け、原則60歳の役職定年に達した管理監督職にある職員を、その意に反して降任させる措置を講じます。また、④の職員に対する情報提供及び勤務の意思の確認ですが、60歳になる年度の前年度には、60歳以降の任用や給与措置等の必要な情報を提供し、その勤務の意思についても確認に努めます。

次に、4ページの(2)第51号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案ですが、①定年引上げ後の60歳を超える職員の給料月額については、60歳に達した日の後、最初に迎える4月1日以降、60歳前の7割水準とする措置を講じるものでございます。なお、2つ目の黒丸でございますが、役職定年制の対象者の給料月額につきましては、後任及び7割措置による減額と二重の減額とならないよう調整額を支給する措置を講じます。

次に、(3)第52号議案国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案は、①になりますが、60歳を超える職員の退職手当の基本額について、ピーク時特例制度により、7割水準に減額する前の号給を基に算定すること等の措置を講じるものでございます。

最後に、7ページの(4)第53号議案地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備に関する条例案は、今回の定年延長に関する各法律、各条例の改正に伴い、引用規定の整理等が必要となる職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の懲戒の手続および効果に関する条例、国立市職員の育児休業等に関する条例、公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例、国立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、一括して改正を行うものでございます。

定年の延長につきましては、組織としての活力や職員のモチベーションをどのように維持、向上しながら制度を運用していくのかも重要な課題と考えております。実際に働く職員の声も丁寧に聞きながら、より効果的な運用を検討してまいります。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 67歳の私が質疑するんですけども、今回の国家公務員に準じてやっている職員の定年が、10年かけて65まで行くという話なんだろうと思うんですけども、問題は、定年を延長しているにもかかわらず、60で線が引かれる管理職も、管理職の上限が出される。第50号議案の私の疑問点は、定年を引き上げるのに管理監督職勤務上限年齢制限ですか、年齢制。これが定年を上げるんだったら何で60の線引きを残すんですかと。その理由は、組織の新陳代謝というんだけど、全然意味分らないですね。

これが何か私にとってはすごく変な制限だなというところについて、これ説明していただきたいのと、なおかつ、操作をするというんだけど、第51号議案では、60歳を超える職員の給料は7割水準とすると。たまたま役職だったら、二重減にならないようにするよと言うけど、60歳を超えた職員の給料を7割にするって、それ、定年を上げているんですよ。何で7割で、60過ぎたら人の能力がなぜ7割になると判断できるのかというの、67歳の私としては、めちゃくちゃ頭にくる話なんですよ。今日は私、頑張って皆さんと同じように言いますけど、私だけが能力落ちるとは思わないです。ほかの議員と比べて、私が7割しかもらえないといたら私は怒るだろうと思います。

だから、当事者から見たら、もう理不尽、理不尽。いいんだか、悪いんだか分からない。最後の退職金だけがなぜか、これ、この解釈でいいのかどうか分からないんだけど、退職金だけが、それが61とか62で辞めようと、ちゃんと60のときの一番高いところの水準で計算しますよということになっているのかな。何で退職金だけは真っ当なというか、このつじつまの合わなさというのが、その理由が組織の新陳代謝とか、だったら、ということはどういうことですか。65歳以上の人がいたら、組織って新陳代謝できないんですか。もっと公務員を増やせばいいじゃないですか、若い人を活用して。何で同じパイで考えようとするんだろうと思う。60歳過ぎたら能力が落ちるみたいな、こういうやり方というのは本当にばかにしていると私は思います。どうですか。

○【中道職員課長】 3点、御質疑いただきましたが、まず、定年が延長するにもかかわらず、役職の部分は60でどうして線引きをするのか、これは確におっしゃるとおりだと思います。今回、これ法改正の趣旨は、高齢期職員の知識と経験を組織の中で十二分に活用していくという趣旨でございます。そういう観点から言うと、当然ながら、管理職の年齢も伸ばしてしかるべきであろうかとは思いますが、今回これ、実は条例を上程する前に職員の中、あるいは近隣市でも意見交換をしたんです。高齢期の職員の観点もあれば、一方で、若年層の現役世代の中には、高齢の方がずっと役職にとどまることによって、自分たちのポストがなくなるんじゃないか、そんな御意見もありました。ですので、そうしたところも踏まえての新陳代謝という理解をしてございます。

ただ、委員さんおっしゃったように、当然ながら、組織の中では、後進がいなくてとか特殊な

事情によって、管理職が60歳以上の方が引き継ぐしか、継続するしかできないという場合も当然ながらあろうかと思いますので、その場合は特例を設けて、役職定年のところの特例の措置をさせていただくというところでございます。

それから、7割水準のところでございますが、基本的に地方公務員法の改正につきましては、民間との情勢適応をした国家公務員の基準に倣って、今回、7割水準としております。ただ、これも委員さんおっしゃったように、今までと同じ働き方で、知識と経験を生かしながら7割水準に落ちてしまう。これは当然ながら高齢期職員のモチベーションを下げってしまうことにもつながりかねませんので、当然、これから高齢期の職員が増えていくに当たっては、そうしたモチベーションを低下させないように、より慣れた職場への配置であるとか、あるいは高齢期の、当然ながら60歳過ぎて皆が皆、フルタイムで働くことを希望されない方もいらっしゃるから、お体の加減であるとか、そういったことにも配慮した職場への配置、そういったところも踏まえて、7割水準に落ちるというところのモチベーションを何とか維持していきたいと考えています。

それから、3つ目の退職金のところに関しましては、おっしゃるように、これについては、ピーク時特例という形で、60歳時点での最高級のところでの基本額を算出して、不利益が生じないようにしております。この点だけなぜやっているかと言われると、7割水準のところと少し矛盾するところもあろうかとは思いますが、基本的には、全体的に7割水準のところ、それから退職金のところも含めて、高齢期の職員の不利益が生じないようにというところの考えでございますので、あくまでも国家公務員法の改正、それから地方公務員法の改正に倣ったような形で、組織の新陳代謝、あるいはモチベーションを下げないような運用の仕方をしっかり考えていきたい、そのように考えてございます。以上です。

○【上村和子委員】 私はモチベーション下がると思いますよ。67歳の私が言うから、当事者性を持つから、本当にばかにした話だと思う。多分、その感覚って皆さんたちが60を超えなきゃ分からないんですよ。何で60過ぎたら、ほかの人から、あなたは上限で管理職を降りなさいとか、本人の意に反して降格していいとか、給料は、あなたは定年延長ですけども、7割で決めるって、プライドが傷つく。モチベーション下がるに決まっているじゃないですか。

なおかつ、若い人に言いたいです。上がいるから、パイがないから、自分たちが上に行けないから、上の人がいなくなしてほしいという考え方で仕事をしていても、全然主体的な能力は伸びないです。自分で力をつければいいんですよ。力をつけたら若くても部長に採用するでしょう。能力主義にいくなら、本当に能力主義にいればいいじゃないですか。変なところで年功序列で、変なところで年功で、年で違いを出していく。私は年齢差別だと思いますよ。

何で降格だって、降格だってマイナスじゃなくて子供を産みたい、例えば課長がいたとする。そうしたら、課長職だったら子供を産めないから、主任、主査に戻りたい。そういう制度にすればいいじゃないですか。ワーク・ライフ・バランスを入れて、その人の人生設計に合わせて働くという職員の体制を公務員がやらなければ、民間がやっているわけだから。それで、年齢を差別してはいけない。これは、60歳で、60歳のあなたは、自分が言うならともかく、市役所が60歳のあなたと61歳のあなたは能力が落ちますから、能力以外の、能力とは言わないわけだ。高齢者のキャリアは利用したいわけだ。年齢差別でしょう。年齢差別じゃないんですか、定年なのに。そこを質疑します。年齢差別じゃないんですか。

○【中道職員課長】 大変お答えしにくい部分ではあるんですが……（「私の質疑に答えてください。

そらさないでください。私はこれ、年齢差別だと思うからです。定年は延ばすと言うなら、再任用だったらまだ理屈がつく。定年を延ばした、定年を延ばして正職と認めているのに、60と61で、年だけの違いで、給料を7割方カットするというのは年齢差別じゃないんですかって聞いた。これにイエスかノーで答えてくれということ。もし課長が答えにくかったらいいです。市長でも副市長でもいいです。私、年齢差別そのものだと思います」と呼ぶ者あり)

○【遠藤直弘委員長】 ちょっと答えづらそう。 (「答えてくださいよ」と呼ぶ者あり) 行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 私も大分近づいてきていまして、あれなんですけども、今現在も、今回の定年延長以外にも再任用の仕組みというのがありまして、その中で、一定程度というんでしょうか、処遇の関係の変更というのがあります。そうした中では、今回の差別か、差別でないかというのはなかなか申し上げづらいんですけども、一応許容の範囲かなとは認識はしております。

○【上村和子委員】 許容の範囲って何の許容の範囲ですか。では、分かりやすく質疑変えます。藤崎部長が60歳になりました。たまたまそのときに、あなたの定年が61歳か、もしくは62歳に延びたしましょう。藤崎さんが行政管理部長だしましょう。余人に持って代え難き、だから、あなたには、引き続き行政管理部長をしてもらいます。ただし、あなたは60歳超えたから、申し訳ない、7割の給料をカットします。こういう話を決めたということなんです。

そのときに、あなたは理不尽と思わないかということをお前は聞いているんです。あなたの状況の違いは、60歳のあなたと61歳のあなた、その違いしかないんですよ。それが、違いのために、3割カットされるということは年齢差別じゃないかと聞いているわけです。あなたは、でも許容範囲だと言った。何で許容なんですか。

○【藤崎行政管理部長】 恐らく7割というところと、やはり役職定年というところはセットで私は受け止めていますので、そういった意味での、大本の要は60歳退職時の給料の7割というのは、1つのラインとしてはありなのかなとは感じているというところがあります。

それと、あと今回の7割措置というものも、これは基本的に国のほうで言っているのは、当分の間の措置と位置づけられています。当分の、これは国家公務員法の改正附則に設けられた検討条項というところなんですけれども、基本的には60歳の前後の給料表が連続したものになるようにしていく検討が必要だということも言われています。恐らく改定までの過渡期というんでしょうか、そういった意味では、課題というものは国も認識をしていて、そういう検討をしていかなければいけない、そういったことが示されておりますので、過渡期としての考え方だと受け止めております。

○【上村和子委員】 私は今リアル感を持って、藤崎さんにとっては、少し先の話だからぴんときないんだと思う。自分の身になったときに感じるんです。同じ仕事量をさせられて、年齢だけで7割になるというのは、再任用でもつらいです。既に皆さん方はそういう現実の例を幾つも出しているじゃないですか。再任用の職員さんたちの善意を利用して、同じ仕事をさせて、部長職をさせて、しかし、給料だけを減らしている。それは働いているその人たちの善意に頼っているんです。そういう犠牲を強いながら働かせるやり方は変えなきゃいけない。

私は、だから今日、定年を延ばすんだったら、年齢差別だけは絶対やめたほうがいい。給料も差別しないほうがいい。もっと、全世代型で考えたらいいです。20歳から60歳までの間で、いつでも高齢期本人が希望したらできる。しかし、能力があったら若い人だってどんどん部長に、年功序列制はもう壊れているでしょう。年功序列制、壊せばいいだけじゃないですか。能力で、職員課があるんだも

ん。若くやる気のある人だったら、部長や課長や、飛ばして採用すればいいじゃないですか、異動を。今、そういう改革をしないと、職場は本当に新陳代謝とか活性化しないんじゃないですか。

会計年度任用職員からでもすごく優秀な人材は正職員に入れていくとか、何で既成路線の中で、まだ日本的な働き方の中でしか考えられないんですか。こういうことをやっていたら、年寄りには安く奉仕せいという感じになっていきます。仕事というのは生き生き働くものです。だから理屈に合わないことはやめていただきたいと思って聞いているんだけど、許容範囲だとか、一番最後の質疑をします。何で許容範囲だと思ってしまうのかという、それは本当は60過ぎたら働かないほうがいいと思ってるんですか。辞めたほうがいいと思ってるからですか。それとも、60過ぎた人は安くていいと思ってるからですか。自分の中の頭の中にある先入観というのは何なんですか。藤崎部長は許容の範囲だと言った。なぜ許容の範囲と言えるんですか。自分がそこを許しているものは何なんですか。中道さんから聞きたいです。それは60歳で定年したほうがいいからですか。

○【遠藤直弘委員長】 いいですか。質疑でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 やはり今後、高齢期のそういう経験とか、そういう職務、そういったものはきちんと生かしていくべき、もう時代に入っているとは考えております。今、いろいろ御意見いただきましたけれども、恐らく許容範囲ということで私が受け止めている部分というのは、恐らく既存の、今ある再任用の仕組みとか、そういったものの比較対照の中で、恐らく、自分としてはそういう感覚を持っているんだろうと、今の質疑のやり取りの中で、それは改めてきっとそういうことなんでしょうと思ったところです。ですから、そういったことで、受け止めているということでございます。

○【高原幸雄委員】 一括ですので、今も議論になっておりました、給料3割カットで7割と。役職手当もなくなると、これは二重にね。一部緩和措置はされますけど、今、上村さんの質疑を聞いていて、本当に年齢で輪切りで切っていくというのは、やはり仕事に対する職員のモチベーションも下がるし、意欲も下がるしということがあるんですけど、私、もう1つ突っ込んで聞きたいのは、7割というレベルで示されている根拠というのは何かというのを聞きたいんです。

○【中道職員課長】 まず、地方公務員法の改正は国家公務員の改正、法律の形と準じているところでございます。国家公務員のほうは民間企業であるとか、そうしたところのいわゆる高齢期職員の退職後の再雇用というところの金額を照らして7割水準であろうかというところで、今回の定年延長の7割水準になっております。

○【高原幸雄委員】 7割というのは民間の再雇用でしたっけ、今、言われたの。それってデータあるんですか、何か。

○【中道職員課長】 あくまで一般的に言われているところでございます。今、手元にデータがあるかといったら、データはございません。

○【高原幸雄委員】 それで、仮に、こういう地方公務員法の改正がされた場合に、今、例えば、50号、51号については、財政的な問題が絡んできますよね。それから52号、こういうものをずっと見ると、市のシミュレーションというか、そういうものというのが、これから考えるんでしょうけども、それは職場のいろいろな配置の問題を考えて、職場の環境を考えて、そういうものというのは体制取れるんですか。

○【中道職員課長】 今回、提出資料の2ページ目のところ、2ページの②定年前提任用短時間勤務制の導入というところで、下に表がございましてけれども、当面のところ、制度移行期間、令和13年

度までの間、一番左の定年年齢として、縦軸のところに括弧して5人、9人、7人、10人となっていますが、これが今後の定年退職者の数でございます。これに加えて、例年、普通退職者といって、定年に達しない方の退職も一定数出ておりますので、そうしたところの退職者と定年退職者の数を見比べながら、委員さんのおっしゃっているような職員の年齢層のバランスであるとか、そうしたところを計画的に採用を含めてやっていかなければいけない、そのような認識ではございます。

○【高原幸雄委員】 それから、51号の場合の財政支出のシミュレーションというのももうできているんですか。

○【中道職員課長】 お答えから言うと、まだそのシミュレーションはできておりません。ここの丁寧な検討をさせていただければと思っています。以上です。

○【高原幸雄委員】 だって、2ページの定年退職の人数がわっと出ているじゃないですか。これに合わせて、退職金の数字を落としていけば、7割支給ということもあるんだけど、そうすれば、財政的な変動というのは出るんじゃないですか。

○【中道職員課長】 そうですね。今も、実は60歳、定年前の59歳になった時点で、意向を確認して、何人がフルタイムで残るか、あるいは短時間になるか、あるいはそのまま退職するかという意向は確認をするんですが、ここ数年で言うと、再任用される方は非常に少ないというケースもありますし、短時間を望まれる方、あるいは辞めてしまう方というのもあります。

ですから、その辺のところも含めてのシミュレーションになろうかと思いますので、それは先に検討させていただければと思います。以上です。

○【高原幸雄委員】 最後に、さっき藤崎部長が当面の間という言葉を使いましたよね。それは、どういうことなんですか、意味は。当面の間というのは今後何年間とか、何か規定があるんですか、決まりが。

○【中道職員課長】 今、国のほうから説明がありますのは、先ほどほかの委員さんからもございましたように、そもそも7割水準が望ましいのかということでは、今後、きちんと検討しなければいけないということで、今回、定年延長につきましては、第50号議案にもございますように、2年に1歳ずつ引上げになりまして、令和13年度に制度が完成する形です。ここまでの間に何らかの国の方針から考えが示されるということで当面の間としてなっております。以上です。

○【重松朋宏委員】 まず、本条例改正は国立市の職員ですよ。これまで文化・スポーツ振興財団ですとか、子どもの夢・未来事業団ですとか社会福祉協議会など、市の職員に準じた給与体系や処遇を取ってきた外郭団体についても、今後、同様の制度がつくられていくと見てよろしいんでしょうか。そちらにも波及していくと見てよろしいんでしょうか。

○【中道職員課長】 外郭の団体につきましては、現状は市の給与体系が当然ながら基本にはなっておりますが、まだその辺は検討できておりませんので、今後、丁寧に精査してまいりたいと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 そこで、内容を見ていきたいと思うんです。定年延長を順次行いつつ、再任用制度も存続ということなんですけれども、待遇はどうなりますか。条例を見ますと、現在の再任用と、新たな定年前再任用短時間職員の給料表は、金額的には一緒だと思うんです。延長した職員は60歳水準の7割と、再任用職員は今、多分3分の1ぐらい、半分か3分の1ぐらいだと思うんですけれども、そのようになると見てよろしいでしょうか。期末・勤勉手当についても何か。

○【中道職員課長】 まず、60歳以上の職員の期末・勤勉手当の支給割合でございますが、基本的に

は再任用職員以外の職員に係る支給割合が適用されるという形になりますので、割合的には定年前と同じ支給割合になります。以上です。

○【重松朋宏委員】 給与については、いかがですか。

○【中道職員課長】 給与につきましては、そこまで大きな差はないのですが、ただ、定年が延長されるということは再任用とは違って、雇用がずっと継続されているという形になりますので、例えば給与以外の扶養手当であるとか地域手当とか、手当関係がこれまでなかった、再任用の職員にはなかったものが追加されるという形になります。以上です。

○【重松朋宏委員】 変わらないということは、再任用職員も今、大体60歳の7割水準ということなんですか。基本給の部分。

○【中道職員課長】 人にもよります。そうですね、再任用職員はあくまでも再任用職員の給料表に基づいてなっておるんですが、今回、定年延長されると給料表に基づく、60歳時点の給料表の7割水準という形になりますので、人によるといったところでしょうか。ただ、決して今の再任用のときに比べて低くなるということはないです。以上です。

○【重松朋宏委員】 すみません、定年延長の職員は60歳水準の7割ですよ。再任用で、再任用は短時間再任用、1種類のみになるんですよ。60歳水準の同じく7割程度なのかどうか。

○【中道職員課長】 まず、大前提としまして、現在の再任用制度につきましては、令和5年3月31日をもって廃止となります。そして、その上で、制度が完成する経過措置までの間は、今の再任用制度が継続していくと。令和13年までの間です。これは継続、存続をするんですが、基本的には、それ以後は、先ほど委員さんがおっしゃったように、短時間再任用を選択するか、あるいは定年を延長して65歳までいくかという形になります。以上です。

○【重松朋宏委員】 私、誤解していました。当面、今の再任用と定年延長段階との2つがあって、将来的には、定年延長か短時間再任用となる。短時間再任用と定年延長は、手当は違うけれども、給与水準としては、どちらも60歳水準の7割ということでしょうか。

今の経過の途中の期間の再任用の給与水準って、私は60歳水準の半分以下じゃなかったかなという記憶があるんですけども、それはどうですか。

○【中道職員課長】 まず、半分以下ではないです。7割より少し上というところでしょうか。以上です。（「7割より少し上」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません。先ほど、7割より上と言ってしまったんだけど、7割より少し下という形でございます。

○【重松朋宏委員】 というのも、ただ、再任用職員は1週当たりの勤務時間が、正職員よりは少ないということなんですけれども、それで、同一価値労働同一賃金の原則で、再任用、もしくは短時間再任用と定年延長を選ぶのとで、処遇がそれなりに変わってくるというのはどうなんでしょうか。もちろん、60歳までの待遇と延長後の待遇がいきなり7割に落ちるということも含めて、同一労働同一賃金原則から大分外れることになるんじゃないかなと思うんですけども。

○【中道職員課長】 まさに定年延長の議論となる大きな1つでございます。もちろん今回、趣旨としては、高齢期職員の経験と知識を十二分に生かしていくというところはあるんですけども、当然ながら、同じ職場で、例えば同じ昇級、階級で残ったときに、全く同じ働きをしていて、60歳前の職員よりも7割ということになると、当然ながらモチベーションも下がるでしょうし、その点、各市との意見交換の場合も非常に大きな課題として認識してございました。

市としまして、そうした職員の役割を明確化することによって、決して手を抜いていいというわけではないんですけれども、より知識、あるいは経験を活用できる部署への配置であるとか、そうしたところも含めて、モチベーションを維持していくということは考えないといけないかと思っています。

○【重松朋宏委員】 先ほど、藤崎部長が許容の範囲だとおっしゃったのは、多分、感覚としては分かるんです。今は、60歳を迎えて、再任用か退職するかという選択肢が、それに定年延長という選択肢が増えたので、許容の範囲かなと、感覚としては、まさに当事者年齢層なので分かるんですけれども、ですけど、本来の在り方からすると、やはりおかしいかなと。

だから、国のほうも当分の間ということにして、抜本的な見直しは将来的に必要なということだと思えるんですけれども、それを国に任せるのではなくて、市独自でできないんでしょうか。資料によりますと、「地方公務員法第24条に定める均衡の原則に基づき」とあるんですけども、これ、第24条はこういう文章になっています。「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と。生計費のことなども考えると、市独自でも、当分の間を待たずして全体的な給与体系の見直し、考えられるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○【藤崎行政管理部長】 確かに生計費というところは1つの要素として定められているということはございますけれども、実態としては、国とか、そういったものの給料表の、そういう均衡といったものを意識して、実態としては定められてきているという経過がございますので、なかなか独自というのは、特に移行期に当たっては、なかなか難しいのかなと考えております。

○【重松朋宏委員】 最後に、市長にお聞きしたいと思うんですけれども、移行期が、どれぐらいが移行期、当分の間なのかというのも分からないですよ。恐らく10年は、当分の間というのは10年以上先だと思えます。ですけど、65歳までを定年延長するということは、これまでは60歳まで働くのが標準で、それ以降については、例外的に年金受給年齢まで再任用、再雇用という形で働くということだったのが、65歳まで働くのが標準ということになるわけですから、65歳までの給与カーブ全体を見直すか、あるいは、職員の半分以上は時給制で、昇給のないパート職員で占めていることを考えると、同一価値労働同一賃金の考え方から、年齢給を、もう本当に大きく変えて、正職員もかなり、職務給的な給与体系に大きく変えていくのが筋なんじゃないかなと思うんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○【永見市長】 物すごく難しいお話だろうと思います。それは、公務員であるがゆえに難しさがあると。これは市民の税金で給料が払われているということになりますと、全体として、まず、納税者が納得する、働いている人たちの納得だけの問題ではなくて、納税者の方々が、これだけの給料をこのカーブで払うことに対しての妥当性といいますか、それを合意形成が図られる水準はどのなのかということを考えなければいけない。

今、それは、今の言葉で言うと、均衡の原則という形で、国、都道府県、市町村というところを横並びにすることによって合意形成が図られるだろうという論理立てになっていると思います。ところが、これを国立市が独自でやったときに、国立市だけではなくて、都税も入ります、様々な税が入ります。その人たちの一般財源となる税、例えば消費税ですから、全国から地方消費税交付金になると。その全ての納税者とは言いませんが、多くの納税者が理解し得る、その給与体系が、国立市のものが全国のモデルになるものがつくれるのかどうなのかという難しさが一方であると。なかなかそこ

の公務員の給与体系の在り方というのが、なかなか市町村、国立市ではなかなか開発できていないというのが現状です。

一方で、先ほど来、問題になっていますように、もっと言うと、定年、役職定年という制度は、ある意味で言うと、役職については、部長さんはもうお辞めになったらというふうに、等しい制度になりかねないということがあります。それは、7割で、給与に見合った仕事という一般職の仕事になります。もう一回、窓口で、あるいは事務で、60で部長をしていた職員が、20、30の職員と一緒に同じ事務ができるかという、これは経験的にはなかなか追いつかない。そうすると、じゃあどうするんですかというような、モチベーション低下以上に、ある意味で言うと、肩たたきにならないようにしなきゃいけないと、そういう制度であると思います。

ですから、今回の制度、これは法律改正によって提案させていただいておりますけれども、本当に様々な課題を抱えていると思っています。ですから、まずは、職員のモチベーションを落とさないような形、そして、できれば、定年延長の問題だけではなくて、先ほど来、かねてより問題になっている働き方改革における自由な上下の行き来の制度の在り方とか、もっと言うと、しょうがいしゃ採用が進まない1つの理由として、今1表しか、2表しかないわけです。これをどうするのかという課題だっただけ残っているわけです。そういうことについても、少しずつでも検討できたらと思っているのが本音でございます。

○【稗田美菜子委員】 では、何点か、伺います。この定年延長によつての新規採用はどのように影響するのか伺いたします。

○【中道職員課長】 これも非常に今回の大きなテーマでございまして、制度が完成する令和13年度までは2年に1度、いわゆる定年退職者が出ないこととなりますので、当然ながら、これまでのように、同じような新規採用ということはできないと思つておるんです。ただ、当然毎年度、定年退職者と同時に普通退職者も複数名出ます。そうしたところを鑑みながら、新規採用というのは図っていかないと、将来的なところで年齢バランスの崩れてしまうところがございますので、そこはきちんと検討してまいりたいと思っています。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。定年延長が2年ずつで延びていくので、定年退職者が出る年に、基本的には新規採用をするけれども、それ以外の年については、定年退職者が出ない年については、普通退職者が出て、例年出ていたりするので、その枠の中で、新規の方の募集をするということによろしいんですか。

○【中道職員課長】 失礼いたしました。定年退職者が出る年と、それから出ない年に関しても例年、普通退職者も生じますので、そのところで、定年退職者が多い年には少し多めに新規採用者を採るとかというところでの毎年度、必ず何らかの形で新規採用はできるものと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。何らかの形で毎年新規採用はできるということで分かつたんですけど、そうすると、やはり何らかの形とは言つても、今、御答弁の中にありましたけど、採れる年と採れない年にすごく差があると、結局、その層に大きな差が出てしまつて、しっかりとした層を育てていくということができなくなってくると思うんです。

今回の定年延長の中での、最初の、総務文教委員会資料No.53の中の1番の中に、「能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要である」と明確に述べたわけですね。だから、知識とか経験とか高齢期、たくさんの経験を積ま

れている職員さんを、その経験をしっかり継承して、受けていく人たちが必要なわけですね。そこについて、結局何か今のお話だと、どれぐらいできるのかなと思うんですけど、そこについては、どのような対策とか、どのように考えているのかお伺いします。

○【中道職員課長】 何らかの形で新規採用はありと先ほど申し上げたんですが、ここは各市、共通なのでございまして、国立市ではどういう戦略を取っていくかというところもあらうかと思います。例えば、2年合計して10名の退職者が出るという見通しの下で5名ずつ採用を進めるであるとか、あるいは、新卒の採用だけではなく、今も十分に行っておるんですが、経験者のところ、足りない年代のところを特に集中的に採っていくとか、その辺、中長期的な視野を見越して採用は行っていきたいと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それは、そのとおりだと思うんです。それが今、どれぐらい職員課としては見えているんですか。さっき、どれぐらいの人件費がかかるのかとか退職手当はどれぐらいですかと、あまり具体的に計算できていませんというお話だったんですけど、もうこの段階で、少なくとも、あと10年ぐらいですね。10年の中でどうやって戦略を取るのかというのは見えていないといけなかなと私は思うんですけど……。いいバランスでやっていくんだと思います。そうじゃないと困りますし。だけでも、それが何か戦略的だったり、一生懸命やるというのは分かるんですけど、それがもう少し具体的に見えてこない、何か大丈夫なのかなと不安なんです。どの程度まで、どうやって議論されているのかお伺いします。

○【中道職員課長】 具体的なところで言うと、正直申し上げて、今現在ではできていないところがあります。ただ、課題として認識しているのは、先ほど総務文教委員会資料No.53の2ページのところに、ここ数年の退職者の数というところを表の中で、縦軸で示しておるんですが、この中にも例えば技術職の職員、あるいは一般職の職員であるとか、部署によってばらつきがあるところもありますので、そうしたところも踏まえて、戦略的に練っていかなければいけないというところがございます。ですので、そうした職員の専門性というところも含めて、そこは今後、しっかりとスピード感を上げて検討を進めてまいりたいと思っています。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。次の質疑に行きたいんですけども、3ページにあります特例任用については、例外規定を設けてということです。どれぐらい例外になっていくのか、お伺いいたします。

○【中道職員課長】 今回の法改正の趣旨は、組織の新陳代謝というところもありますので、すべからず全ての職について、管理職の例外規定を設けられますよということではないものでございます。ですので、例えば先ほど申し上げた技術職であるとか、あるいは、今進めているプロジェクトの中でどうしても、例えば部下との間に年齢差の隔たりがあつて、すぐに後進がいまいかというような特殊な事情がある場合にのみ、例外規定を設けることができるとなっております。

今現在、これで、国立市の中でどうした例外規定を設けていくのかというところにつきましては、今後の運用を見ながらというところではございますが、一応、条例の改正の中では、今後そうした柔軟な運用もできるという形での改正の形にしてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。今後の運用を見ながらといったことで分かったんですけど、もう1個、組織の新陳代謝を図っていくということも今、御答弁にあったんです。どうやってそれは確保されるんですか。

○【中道職員課長】 やはり当然ながら、今、60歳以下の職員の中でも昇任の意志を示した者という

のはそんなに少なくはございません。ですので、高齢期の職員と、それからその配属となる職員のバランスなんかも考えながら、その後の、いわゆる経験の引継ぎ、知識の引継ぎがきちんとできるような職場体制も含めて、この制度を運用していきたいと考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 昇進試験を受けている人って、ここのところ、増えているんですけど。

○【中道職員課長】 そんなに年度によって大きく増減があるわけではないんですが、一定数、昇進試験を受けている職員はおります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 一定数受けているというのは分かっているんですけども、そこに対して、やる気が出ている人たちが年々増えてきているという状況なのかどうか、お伺いいたします。

○【中道職員課長】 昇進試験を希望する職員に関しては、基本的には論文を出していただいたりとか、そうした意思表示を職員課のほうでも確認をするんですが、受けている職員に関しては非常に熱意を感じていることは認識しております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 受けている人は、熱意はあると思います。熱意があるから受けようと思っているんです。じゃなくて、人数です。人数が増えてきている、増加傾向なのか、昇任試験を受けたいという方たちが、要するに、部長職とか課長職とか課長補佐とかそういうのになりたいという方たちが、どんどんどんどん年々、増えてきている状況なのか、そうでもない状況なのかお伺いします。

○【遠藤直弘委員長】 数字ありますか。大丈夫ですか。待ちますか。ないなら、待ってもらったほうがいだろうから。大丈夫ですか。では、別の質疑で。

○【稗田美菜子委員】 すみません。そうしたら、後でいいので、その数字ください。今じゃなくて大丈夫です。

そもそも、これは組合との交渉が入っていると思いますけども、その点については、きちんと組合の皆様で妥結しているのかどうか、お伺いします。

○【中道職員課長】 今年の7月来、職員組合員さんとは丁寧な話を進めてきていまして、今回、上程させていただいた内容のことにつきましては、妥結を見ているところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。全体像として、知識とか技術とか経験などを継承していく必要があるという話をされながら、お話を聞いている限りでは、それが継承していくような姿が、私にはなかなか描きづらいんです。どうやって継承していくんだろうというのが見えないんですけど、それをもう少し具体的にイメージできるといいなと思っているんです。そういうところについて、どういう取組を具体的に考えているのか、お伺いいたします。

○【中道職員課長】 これは近くにいて見ながら学べというところもなかなか難しい部分が出てきておりますので、例えば職場内でOJTであるとか、研修も含めて、そうした知識、経験を引き継いでいくような仕組みを、周りの職場全体としてもフォローしながら進めていかなければいけないとは考えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。もし先ほどの御回答があればいただきたいですけど、なかったら、最後に1点だけ。この制度を導入するに当たって、組合の中での向上もそうですけども、どんな御意見が、何か特に職員課に寄せられた意見とかがあれば、それを教えてください。なければ、組合の中で御意見があったことがあれば、交渉の中であったことを教えていただければと思います。

○【中道職員課長】 まず、先ほどの昇進試験の数でございますが、今、詳しい数は手元にないので後ほどと思いますけれども、間違いなく増加傾向にあるということは確かでございます。

それから、組合との意見の中でどういったことがあったのかということでございますが、やはり一

番大きかったのは、役職定年をすることによって、60歳以上の職員が、例えば課長である人が課長補佐に降りてきたときに、いわゆる現役世代の60歳未満の職員の課長補佐との同じ待遇になったときのモチベーションをどう保持していくか。あるいは、60歳超の職員の課長補佐、あるいは係長がいることによって現役世代のポストがなくなってしまうんじゃないのかというところを懸念され、これは別に60歳以上の職員を否定しているわけではないんですが、きちんと同じ階級ではあっても両者の役割を明確にすべきだというような御意見がありましたので、それについては、丁寧に検討させていただくということで回答してございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。

○【上村和子委員】 第50号議案と第51号議案に反対、第52号議案には賛成の立場で討論いたします。

私は本当にこれを見たときに、私自身は人間の尊厳に関わるなど実は思いました。これだけソーシャルインクルージョンのまちをつくっていくというのに、言葉に対してもっと敏感になってほしいと本当に思いました。それは国家公務員が変わったときに、定年が延長された、その理屈をそのまま適用されていますけれども、組織の新陳代謝を高めるためにやるって、新陳代謝という表現を何で平気で使えるかなと思いました。

新陳代謝というのは、古いものがなくなって、新しいものになっていく、それで組織を活性化するという細胞なんかによく使います。人間の集団で、新陳代謝を高めるために、年を取った人間を追い出していくような考え方というのは、実は排除以外の何物でもない。それが結果的には若い人たちにとってもよくないと思いました。

今回、年齢で違いをつけていったことは年齢差別と言いました。人権の視点で労働というものを考えてみたらいかがでしょうか。仕事と同一労働同一賃金というのはどういう意味で使われてきたのか。働き方改革と言うならば、年齢を重ねていったら、1日4時間でもいい、5時間でもいい、5時間働いて、こういう労働の仕方があって週3働くと。残りは自分の地域の中で豊かな暮らしをしていきたい。だから、あなたのお金はこれで見合っとうなんですと、そうやって個々に応じて、その人のライフプランに合わせた労働賃金の在り方、そういうものがなされるべきだと思います。

今、少子高齢化になってきて、日本の労働形態を変えなきゃいけない時代に入ったと思います。その研究をしないまま、高齢化になるからという理屈だけで、高年齢の雇用の安定法というのをつくった。もともとその法律は何で生まれたかといったら、年金を遅らすため、年金を65歳にするためには働いてもらわなければ困るという状況の中で、その引き合いの中で働かせようという政策が生まれていった。今は70歳までです、定年延長。何でこんなに働かなきゃいけないんだ、この国はと私、思います。抜本的にワーク・ライフ・バランスというならば、本気で国がやらなければ、若い世代も不幸だし、年をとって年金が当てにならないから年金を、生きるために働かなきゃいけないということで多少体を無理しても働く人たちが増えていつている。その人たちに、あなたのキャリアを生かしますという美辞麗句を重ねて、その実が7割しか払わない。役職も降任する。そういう改革を今、国立市がやろうとして、やろうとしていながら職員のモチベーションは重要課題だと言い切る。

私、他人事だからだと思います。自分がその年齢になってみて考えてください。私は自分が67歳、67歳の私は、今の私のリアルというのは、47歳のときの私が思った67歳とは違います。リアル感が全然違う。だから、自分の年齢になってみて初めて分かることが、47歳の私には分からなかった。だか

ら今、私は、67歳の私が一生懸命言わなきゃいけないと思っています。それ以外の若い人たちが、そうじゃないという考え方を言っても、それもその世代が言うことだから大事だと思います。

でも、そのときに、年齢だけであなたは給料が7割になっていいとか言わないでほしい。必ず当事者の尊厳を大事にしてあげてください。そして、7割にするのに、あなたはとても能力があるからといって重労働を押しつけないでください。管理職というのは、物理的に大変なだけじゃなくて精神的に非常に大変です。その職を、7割のお金で使うようなことはしないでください。

私は、ソーシャルインクルージョンのまちをやりたいならば、ソーシャルインクルージョンの市役所をつくらなきゃいけない。そのときには、働いている人たちが、どんな世界の人たちも、自分の労働と自分の生き方と、自分に払われる対価が変わる、そして選択できる、自分は人と比べなくていい、年齢の上の人と比べなくてもいい。オンリーワンの働き方をここで精いっぱい能力が出せる。そういう市役所をつくらないと、チームプレーできないんです。

私は、今回50号と51号を、本当に多分47歳のとき、私は議員でした。多分、これほどの熱量を持って訴えることはできなかったです。それは、私の夫も同一労働同一賃金じゃなくて、一般企業でしたけれども、全く同じ職種で再任用という形で、ほぼ5割です。5割削減です。その中で一生懸命働きましたけど、分かりました。本当は自分が勤めている会社が好きだったのに、だんだん、だんだんそうじゃなくなっていくという様子を見てきました。好きじゃなくなってくるんです、理不尽な目に遭うと。

だから、国立市役所で働いた人たちが61になっても62になっても、63になっても、この市役所が好きだと、ここで働き続けたいと、そう思える職場を本気で考えてほしい。そのことが、国立市民にとって一番幸せな状況なんです。どうか競わせないでほしい。若い人と、年を取った職員と、ポスト争いのようなところに持っていかないでほしい。だから、そういうことを心から言って、最初の2つは反対、そして、最後の退職は賛成と致します。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 52、53が賛成。

○【上村和子委員】 言いますね。50と51号が反対。そして、52号が賛成。53号が賛成とします。

○【高原幸雄委員】 50号は賛成、51号は反対、52号、53号は賛成ということで、討論を致します。

職員の働く体制を、こういうふうに定年退職の年齢を含めて変えるという、今も他の委員のほうから指摘ありましたが、年金の支給に関わって年齢を延ばす、こういうことも関係してくるのかなというのは、そのとおりだと思うんです。

特に51号の、今まで議論になっておりました、同一労働同一賃金と、こういうことで考えていますと、年齢によって7割支給ということになると、これは大変な差別にもつながることだと思いますので、これについては到底認められないと思います。やはり国家公務員もそうなんですけども、国の国民の働く条件や年齢というのは、確かに国民の寿命が延びている、健康で長生きする人が多いということも関連するのかもしれませんが、しかし、しっかり働いたら働いた分の賃金はしっかりとこれまでどおり、支払うというのがもう大原則だと思うんです。ですから、根拠も何も示せない、1つのデータはあるけどもと言うけども、これも民間企業のデータで、それさえもはっきりしない中で、こういう条例改正をすべきじゃないということを申し上げて、討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 すみません、もう一度確認です。50号は丸で、51がバツで、（「52、53が丸と」と呼ぶ者あり）丸、丸でよろしいですね。

○【稗田美菜子委員】 50号、51号、52号、53号、全てに賛成の立場で討論させていただきます。

質疑の中で、たくさんの方が、皆さん懸念していることが同じなのかなと思いましたし、私が一番心配しているのは、運用の中でこれから頑張っていくという御回答がたくさんあったんですけども、それがきちんと見えてこない、幾ら組合の皆さんと妥結をしたからといっても、職員さんの疑問とか不安はなかなか晴れないんだと思います。

もともと60歳で定年をして、そこから先、仕事がなくなってしまうと、定年退職をすれば、例えば新たに再任用という形で仕事があったかもしれないけれども、今回については、再任用制度も令和5年の3月31日でなくなってしまうと。例えば、私の知り合いでもそうですけども、50歳を越えて新しく職を探しましょうというときになかなか職が見つからないと。そういった中で、そうであるにもかかわらず、年金受給は65歳と。働くことができるにもかかわらず、働くことができなかったりとか、まだ年金をもらえる年齢に達していないとかということは、もう大きく社会の中で問題になっています。

そういった中で、市長の御答弁の中にもありましたけれども、すごく希望者が少なくなってしまうような制度ではない形で、今回、提案をしていただいたんだと私は理解をしました。大切なのは、これから先の運用の部分だと思います。若い方にとっては、もちろん頑張れば自分の思うような仕事ができるということもそうですけれども、例えば、自分よりもどう考えても経験が多いよねという人が職場にいれば、なかなか言い出せないという人もいると思うんです。そういった方たちが、そういう人たちに気軽に相談をして、例えば、しばらく自分は育児に専念したいから、この職を大好きだから仕事もしたい、けれども、家庭のことも大事にしたいといったときに、経験がたくさん豊富な人がそばにいて、そういうときだったらこうすればいいんだよ、そういう時には自分がフォローするよというような職場環境になっていかない限りは、制度として導入しても何の意味もないと思うんです。

組織の新陳代謝というのは確かに必要だと私も思っています。ですけれども、それは無理やり組織が動かしていくことじゃなくて、それぞれの職員さんたちとか、それぞれの個人が自ら選んで、結果そうなっているということが望ましいわけじゃないですか。あなたは、もう仕事が、年齢がこの年齢なんだから、仕事はもう抑えなさいなんていうことはあってはいけません。ですから、私は運用のところをしっかりと、その運用について、私は本日、この委員会で議論をしたかったんですが、これからきちんと組み立てていくということを、担当の課長がおっしゃっていたので、それをしっかり応援したいと思います。そこについて、私は大きく期待をしていきたいと思っていますので、国立市役所にとって、いろいろな、どんな人でも働きやすい職場になっていくようなことを強く望みまして、第50号、第51号、第52号、第53号の全てについては、賛成の討論とさせていただきます。

○【藤江竜三委員】 50、51、52、53、全て賛成の立場で討論いたします。

そもそも定年延長自体がいいのかというところに疑義を持っているところなんですけども、地方公務員法の改正の趣旨にのっとって条例改正していくというのは妥当かなと考えているところであります。

その上で、2年置きに定年延長をしていくというような形の中で、新規採用について、私はすごく危惧していて、新規採用者が多い年と少ない年という形になってくるかと思っています。そして、それが恐らく国立市だけではなくて、他市と同じ時期に固まりますと、新規採用で難しい、受ける側にとっては難しい年と簡単な年が生まれてくるのではないかということを懸念していて、そうなってくると、新卒者にとっては不利益ですし、市としても、その年は人が集めるのも難しいし、その次の年は人が余っているのに採用ができていくというようなことになってしまいます。その辺を戦略的に考えてい

ただいて、むしろほかの市があまりやっていないときに人が集められるほうが、多分優秀な人材が集まりやすいのかなと思いますので、その辺りをうまく工夫の中で、国立市の新規採用を考えていってほしいということをお願いいたしまして、賛成の討論と致します。

○【重松朋宏委員】 委員の皆さんのおっしゃることが一々もつともで、大変、迷ったんですけれども、4つの条例案、全て賛成したいと思います。というのは、今のままがよいのかという問題でもあるんです。今でも、60歳で定年退職して再任用するか、退職するかというのが迫られる。再任用で管理職というのものもある。そもそも職員の半分以上は昇給もない、非常勤職員が占めているという不条理もある。

これが、選択肢が増えるとも言えるし、不条理がまた増えるとも、見ようによっては言えるんじゃないかと思います。ちょうど我々の団塊ジュニア、ベビーブーム世代が、10年後に65歳までの延長になったときに、ちょうど、今で言う60歳を迎える、まさに藤崎部長や我々ぐらいの世代が、当事者第一世代になってこようかと思うんですけれども、それから考えても、現状でよいとも言えないし、この当面の間の経過措置とはいえ、このままやっていくのが、この条例の下でやっていくのが良いとも言えないというのが印象です。とにかく定年延長ありきで、いびつな印象を持ちました。これは国立市がというよりも、日本全体がそうなっていると思います。

それはなぜかという、この先の見通しがないんです。当面の間、これでいくけれども、その先、どういう働き方になるのかというのが、やはり見通しが出てきていない。恐らく民間の事業者は事業者ごとに見通しを持って、変えていっているところはやっていると思うんですけれども、全体としては、恐らく民間の共通の見通しがあるわけではない。となると、結局、地方自治体などは均衡の原則、横並び体質で、いびつだというのは分かっている、それが固定化されるというのが見えているので、すごく私もじくじたる場所があるんですけれども、それを換えられるとすれば、政治の力しかないんじゃないかと思います。

国政であれば、官僚が先を見越して、既にいろいろ動いていて、突破力のある大臣や総理大臣が誕生したときに、一気にこう動いていくのかもしれませんが、それにつられて、自治体も引っ張られていくのかもしれませんが、自治体が自らやっていくとすると、事態を動かせるのは市長しかいません。納税者を納得させるにしても、新たなモデルを制度設計するにしても、市長しかいませんので、ぜひ考えていただきたい。もし次の市長選に立候補を考えているのであれば、選挙のときにきちんと公約の中に打ち出して、有権者に対して説明をした上で導入していくというのが筋だと思います。

そのときには、単に制度を変えるというのではなくて、65歳まで働く非常勤職員も含めた公正な同一価値労働同一賃金に基づいた国立市の働き方改革を、きちんと選挙公約にも打ち出していただきたいと思いますし、そのときには労働の中身、生活するために、ずっと賃労働し続けなければならない、今の労働そのものの意味も含めて、変えていっていただきたい。なぜなら、今でも市役所には、1,000人前後の人が毎日働いているわけです。その人たちに希望の持てるような、働いていける、先ほど上村委員がおっしゃったような、働きたいと思えるような市役所をやはりつくっていただきたいということを申し上げまして、4つの条例案については、賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第50号議案についてお諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第51号議案についてお諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第52号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、第53号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 7 時 4 2 分休憩



午後 8 時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(9) 第 5 4 号議案 国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第54号議案国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。教育部長。

○【橋本教育部長】 それでは、第54号議案国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。本条例案は、新しい学校給食センターを開設することに伴い、位置、名称、設置目的等を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。なお、資料と致しまして、総務文教委員会資料№62、国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表を提出しておりますので、併せて御参照ください。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。初めに、設置条例の題名につきましては、くたち食育推進・給食ステーションに改めるものでございます。新しくできる施設については、市民の方全体を対象とした市の食育の拠点の1つとして位置づけることとしておりまして、より一層、食育に力を入れていきたいということから食育推進という言葉を入れてございます。また、ステーションにつきましては、現在のセンターという言葉と和訳の意味合いはさほど変わらないところでございますが、施設、設備をはじめ、運営方法が変わることから、未来に向け、今まで培ってきた経験、責任や実績のある伝統及び学校給食に対する思いの高さを残しつつも、従来からある給食センターという名称のイメージや概念をよい意味で刷新し、初心に戻って業務に精励してまいりたいという意味も込めて、ステーションを使用しているものでございます。

次に、第1条でございますが、これまでの条例では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置するとだけになっておりましたが、新たに、「将来にわたって全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を継続して提供する」、「顕在化する食に関する課題の解決並びに子どもたちの健やかな成長及び市民の食を通じたより豊かな生活の実現に貢献する」を加筆する形で改めるものでございます。

次に、第2条でございますが、位置については、現在の所在地から新しい学校給食センターが開設

される国立市泉1丁目3番地6に改めるものでございます。次に、第5条でございますが、新たに食育に関する事業を追加する形で改めるものでございます。次に、第6条でございますが、現在の給食センター運営審議会を国立市学校給食運営審議会に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、1として、この条例は令和5年8月1日から施行することとしております。また、2及び3は、国立市学校給食運営審議会に名称変更することに伴い、経過措置及び委員報酬について定めているものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 説明をお聞きしましたが、2ページの第5条第1項を次のように改めるということで、学校給食の運営について適切な実施を図るため、国立市学校給食運営審議会、以下、審議会を設置するとなっているんです。運営審議会に今までも市民参加ということで、いろいろな市民の意見を反映させるということで市民が入っていたと思うんですけども、今後どうするのかという点で、まず、市民をぜひ入れてほしいと思うんですが、そのことをどんなふうに、給食センターとしては考えていますか。

○【土方学校給食センター所長】 現在の給食センター運営審議会のメンバー構成につきましては、各校の代表者、18名のうちの11名が保護者となっております。あと、学校医の代表の方、あと、薬剤師の代表の方がいらっしゃいます。あとは先生、教諭方がいらっしゃるのと、あと学識経験者となっております。半分以上は市民の方ということになっております。

○【高原幸雄委員】 それは今後も変わらないということですか。

○【土方学校給食センター所長】 失礼いたしました。今後も、このメンバーは満たすということで入れさせていただきました。

○【高原幸雄委員】 それから、もう1つなんですけど、この中に、いわゆる今度PFIでやったときに、SPCの企業というか、事業所というか、そういうところもぜひ直接市民の声を聞くという意味では大変大事なことだと思うので、ぜひ参加をしてもらうということでは、どんなふうに考えていますか。

○【土方学校給食センター所長】 この話につきましては、既にSPCのほうとも話をしまして、私たちと同じ事務局というような形で参加していただいて、御意見があれば、それにお応えするということは、前向きに協議をしております。

○【稗田美菜子委員】 では、順番に質疑させていただきます。今回の学校給食センター設置条例の一部を改正するということで、学校給食センターがくにたち食育推進・給食ステーション設置条例として変わっていくと。ここの中でうたっているように、給食を中心として食育推進をしていくといったことで、食育の拠点となる場所になっていくのかと理解します。

食育の基本、規定となっていくところ、拠点となっていくところにおけるビジョンは、今回、配られている総務文教委員会資料No.49にあります、食育ビジョンの中でうたわれているという理解でいいかどうか、お伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 学校給食に関わる部分、給食センターの現在に係る部分に関しましては、食育ビジョンに具体化されたものを書いてあるということで、認識はよろしいかと思います。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、学校給食じゃないところの食育の部分がほかにもあるということですか。

○【土方学校給食センター所長】 あくまでも、これは給食センターのほうでつくったものですので、本来、市のほうの、全体のほうの関係もあるかと思うんですが、それがまた、市長部局のほうになるかと思うんですが、そちらのほうと連携しながら、今後やっていこうというような内容になってございます。

○【橋本教育部長】 少し補足をさせてください。ビジョンをつくる時も、各課との連携ということを意識して、14ページ以降に、各部署と連携して行う食育の取組ということを幾つか書かせていただいております。ですから、こういうことを一つずつ、協議しながら進めていきたい。

また、SPCとも、これ我々の中で、一緒にどういう取組ができるかということも、しっかり協議しながら、食育の推進というものについて考えていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 そうしますと、SPCの部分は、また別に、別途できてくるという理解でいいんですか。

○【橋本教育部長】 SPCと今、細かな協議をしておりますので、例えば、提案の中でも出ていたんですけど、アレルギー食の児童生徒と保護者に何人か来ていただいて、その中で料理教室みたいなところを、アレルギー食の料理教室みたいな、そういうネットワークづくりとか、そんなようなことも出ておりますので、そういうことを整理して、また、お示しできる部分というのは出てくるのかと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あくまでも、これビジョンなので、細かなことももちろん書いてくださっているんですけども、ビジョンですので、細かなことについては、これ以外のところもたくさん出てくると思います。基本的にはビジョンという意味では、この中に大まか網羅されているのかなと理解をしているんですけど、それでいいんですか。

○【土方学校給食センター所長】 あくまでもビジョンですので、未来的な構想という部分なんですけど、今、現段階で新しい給食センターにおいて、最終的に手をつけるべき、一定の期間はかかるかもしれないんですが、他部署との関係に関しましては一定期間かかるかもしれないんですが、まず、これからやらせていただいて、そのうち、また、ほかの方向に展開が広がっていければなと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。まず、これから始めていくということで理解いたしました。

この中について、お伺いしたいところが何点かあるんですけども、この中でよく出てくるのが動画配信とかデジタル化配信ということが出てくるんです。この中、よく読んでいくと。どうしても給食ってその場で食べてとか触れ合って、触れ合ってという変かもしれませんが、その場で、共食、共に食べる給食みたいなことも触れている反面で、動画配信とかデジタル化配信とかよく出てくるんですけども、それはどういうことをイメージされているのかということと、今も触れましたけれども、基本的にはみんなでやるとか、みんなで食べるということが大事であるということから、これはスタートしているんです、策定の背景として。なので、そこは動画とかデジタル配信でセパレートした状態なのか、一見矛盾しているのかなと思ったりするんですけど、その辺はどういうことなのか、お伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 まず、動画につきましては、実際、各学校に行ったときに、各教室で栄養士の講話する動画を流したことがあるんですが、不思議とその日は、残菜率が非常に減るんです。ですので、やはり当然一人一人のクラスに行けないものですから、動画で一斉に流すというの

は非常に効果的だと思っていて、そういう部分では、今はネットの社会でもありますので、動画を通じた部分というのは非常に大きいのかなと思っております。

また、給食センターの食育に関しては、例えば、武蔵野市が新しく、これ、給食センターでできたんですが、ヨーロッパの方ですかね、ユーチューバーの方らしいんですが、その給食センターの1日というのをユーチューブで流して、既にもう440万回再生いつているそうでございます。また、日本の方もそれに感化されて、武蔵野市が作ったんですが、その方も14日間で40万件を超える、動画再生件数にいつていると。こういうふうに今、デジタル化、いわゆるユーチューブもそうなんですけど、動画とか、そういうところが非常に有効な活用の食育になっているというのは事実なものですから、そういうことを生かしていきたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。幅広く発信をしていきたいということで理解しました。

それから、この中でよく出てくるのは、生きた教材である学校給食という言葉がよく出てきます。生きた教材である学校給食、生きた教材であるというのは、大分幅広い意味があると思うんですけど、どういうことを意味しているのか、お伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 生きた教材というのは、文部科学省がよく使う言葉なんですけど、学校給食は学校教育の一環として行われている、食に関する指導を効果的に進めるための、学校給食は生きた教材として大きな教育力を持っていると言われておりまして、結局、座学で教えるのを食べてみる、そして栄養バランスのとれた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進と、それを直接支える意義を持ち続けているという意味合いで、文部科学省は使われております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。文科省の中で使われているものと同様の意味で、国立市の中のビジョンの中でも使われているということは理解をしました。

それから、この中で、学校と連携した児童生徒への食育のことに触れています。先ほどありましたけれども、栄養士さんのお話の動画を流したら、残菜率がすごく減ったということもあります。栄養士さんとの連携は非常に重要だと私も思っています。これは具体的に、学校を栄養士さんが訪問したりとか、直接子供たちから意見を聞く時間みたいなものも増えていくということなのかどうか、お伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 現在は給食センター、5名の栄養士がおります。専ら栄養士業務に全力を挙げて集中をして、仕事していくということが基本なんですけど、今、現状、調理員さんや配膳員さんの労務管理、これも強いっていることもあってなかなか集中できていないという状況もございます。

今、年に数回程度しか行きづらいんですけど、学校訪問に関しては、先ほど申しましたように、行った先では、不思議とその日の残菜率は減ります。また、実はつい最近調理員さんにも行ってっております。調理師さんにも行ってもらいますと、調理員さんは、ふだんは給食センターで調理場で作っているものですから、直接、児童生徒の声を聞くことはないんですが、そこで児童生徒の生の声を聞いて大変励みになるということもいただいております。こういう部分では、特に、新たに、新しい給食センターやアレルギー対応という大きな業務負担もあるんですが、出歩くとか出向くとか身近に感じていただけるとかというような栄養士の集団というのを、人的拡大も含めて組織体制の強化というのがかなえたいという部分もあるんですが、それをやることによって、食育推進を行っていけると思っております。

○【稗田美菜子委員】 栄養士さんだけでなく、調理員さんも伺うことで、いろいろな機会が増

えているといったことは理解しました。それと、食育ビジョンの中によく出てくるんですけど、家庭への情報発信なども、割にうたわれています。食の問題の点在化とか、いろいろな課題がある中で、給食のセンター、給食ステーションが食育の拠点としてもあるとはいうものの、家庭への情報発信というのは、具体的にどうなっていくのかなというのが気になるんですけど、その辺はどういうものを想定されているのか、お伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 まず、私どもが考えているのは、一生懸命食育をやっても、結局、一日のうち給食を食べるのは1回ということで、ほかの2回は御家庭で食べるということが基本だと思っております。そういう部分では、私たちにやれる範囲には限りがあって、保護者の方たちともお話ししながら、一緒に食育を学んでいくということが大変必要だと思っております。

また、新しい給食センターになったら、今、例えば子供を、幼児とか乳児を抱えている親御様は、離乳食講習会とか1歳6か月健診の栄養相談というのは多分、保健センターのほうでやられるかと思うんですが、新しい給食センターになりましたら、例えば、新しい給食センターのほうでも、栄養士もいますので、そういうところができたりして、保護者の方とも話せたりする可能性もあります。そういうところでは、あとは地域包括支援センターのほうにも栄養士さんはいらっしゃいますし、各保育園にも栄養士さんはいらっしゃいます。そういう方たちと連携して、御家庭内の方たちに、先ほど言いましたけど、出向く、出歩くというような形で、訪問したりとかしながら、お話を聞ければと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。積極的に活動していくといったことで、こういうのがいいんです、家庭ではということではなくて、家庭の中でどういう工夫ができるのかみたいなこととか、家庭の中でどういうことがあるのかということの意見を聞くということなんだということで理解を致しました。

それから、あと、数点あるんですけども、この中のビジョン、総務文教委員会資料No.49の中の8ページのところに、「学校生活を豊かにする給食時間」というのがあって、「季節や行事、記念日に合わせた献立を積極的に取り入れます」と、これ、郷土料理とかいろいろな季節の料理というのは、なかなかおうちの中でできなかったりとか、そういうことに触れる機会が少なくなっているということ懸念されて、そういうことをやっていくという話なんだと思いますけれども、とは言うものの、実は、そういうのは子供たちはあまり面白くなかったり、ハンバーグとか単なるスパゲティとかカレーとかのほう子供にとってはうれしかったりするんですよ。

その辺が、子供の意見を聞くことも大事だけれども、大人として教えたいとか伝えたいということもありますよね。そういったところについては、ここはうまく書いているといたらあれかもしれませんが、積極的に取り入れて、「児童生徒が待ち遠しくなるような楽しい給食時間にするため、献立内容や食材選定を工夫します」と書いてあって、私はこれ、ぜひ教えていただきたいという感じなんです。子供がなかなか郷土料理とかあまり好きじゃないので、どんなふうにやっていくのかなというのが、すごく大事なことだと思うんです。季節の料理とか、お野菜とかをしっかり食べさせたいと思ってなかなかうまくいかないんです。どんなに工夫したって、彼らはすごい勢いで見つけ出します。スプーンとかおはしとかではじいて好きなところだけ食べるみたいな、それを何とかしていきたいみたいな、そういうすごく単純なことも含めて、給食だと実はうまく食べられていたりするという、そういうことが家庭でも知りたいと思いますし、子供がどういう食事をしたら喜ぶのかということも含めて、家庭としては知りたいと思っているはずなんです。そういったものを、ここでは様々、

一例でしかないですけども、工夫をしているということですけども、子供の思いと大人の思いの間をどういうふうに工夫していくのかというのを伺います。

○【土方学校給食センター所長】 まず、基本的に献立を立てるに当たっては、当然、好きなもの、嫌いなもの、食べられていないお子様はいらっしゃいます。当然おいしいものは食べていただけるんですが、苦手なものでもチャレンジしていただけるようなメニューの工夫をしています。

そういう中で、ちょっとでも食べられるようになればとは思っているんですが、あとは先ほどお話ししました季節、二十四節気とか、例えば、つい最近では、11月8日、いい歯の日です。かむかむ系の給食を作ったりとかというような行事を行ったり、あとは第3学期になりますと、小学校6年生や中学校3年生に、2学期にリクエスト献立をとっていまして、これまでの学校生活でもう一度食べてみたい給食ってありますかと聞いているんです。それを各学校のリクエストで出していただいて、3学期にお出しするということで、最後はそういう給食を食べていただいて、いい思い出の中で卒業、巣立っていければという工夫もしておるところでございます。

また、今は企画段階ですけど、例えば1月に入ったら、全国で学校給食週間というのがございまして、日替わりで図書館とコラボして、絵本の題材にしたコラボ給食を出していこうとか、そういうこともやっておりまして、3学期は特に子供たちにいい思い出の中で、進級、卒業していただければと思っているところではございます。具体的にどういう食材とかレシピというのは、私もよく分からないので、また、栄養士のほうに聞いてください。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。本当に栄養士さんはすごく頑張っているということはよく分かっているんで、分かりました。ありがとうございます。

あと、数点だけ聞かせていただきたいんですけど、同じ8ページの中で「手作り給食の充実」という項目があります。手作り給食ってすごく大切ですし、冷凍食品とか、そういうものに頼らないという意味では、非常に大事なところかなと思うところではあるんですけども、その一方で、実は手作りということに対して、すごく家庭の中でプレッシャーに感じる人も少なくないんだと思います。

私も小さな子供を育てていますが、なかなか手作りできなくて罪悪感みたいなものを感じるんです。親として、務めができていないんじゃないかみたいな。全然感じる必要はないのに、同じことを感じた友人にはそんなこと全然ないよと言えるんですけど、自分がそうになると、あ、この1週間、何も作れていないかもとなるんですよ、不思議と。

そうすると、ここに書いてあることは、すごく分かりやすく、「基本的には冷凍加工品を使わず、可能な限り、食材の手作りや手作り調理等を行い」と書いてあるんです。だけれども、後半の部分で、「多くの献立で家庭的な給食を目指します」というのが、家庭的って何なんですかというところが私は引っかかりました。どの家庭もいろいろな事情があって、様々な中で頑張っているんです。それは別に否定するわけではないと思います、ここでも。全然それを否定しているわけではないと思います。ただ、一番最初に給食で、みんなでお食事を食べるようにしましょうとか、そういうことを言っている中でも、ここだけ急に、何か急にあれって私は少し違和感を感じてしまったんです。そういう意味ではないんだと思いますが、これはどういう意味で入れられたのか、お伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 決して、この家庭的という言葉は、ポジティブ、ネガティブ、どちらにとって選んだものではございません。手作り給食に関しましても、全てが手作り給食にできるとは、私たちも、新しい給食センターになっても思っておりません。中には、献立の関係でどうしても難しいというときもあるかと思います。ただ、今、御存じのとおり、中食とか外食が多くなってい

る中で、多分御家庭ではそういう方もいらっしゃるだろう。だったら、せっかくだったら給食だけでも手作りをという部分で、多分、お子さんたちは、これが手作りなのか、あるいは、これは冷凍加工品なのかは、多分味を食べてみても分からないと思います。ただ、私たちの思いとしては、やはり1食ぐらいはという思いの中で、手作り給食をやらせていただくという部分でございます。

先ほど重ねてになりますけど、家庭的なという部分は一般的な話であって、別にポジティブ、ネガティブの御意見ではありません。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そこに責任を感じなくていいという意味をおっしゃってくださっているんだろうということは非常によく分かるんですけど、率直に言えば感じるんですよ、読めば。そこは御理解いただきたいと思います。本当に感じなくていいことなんだと思います。だって、忙しくて、家庭、お料理している時間、お料理して時間に追われていららして子供に怒ってしまうよりは、できたものを温かい状態で、同じ机に座って一緒にお食事したほうがいいのは分かっているんです。分かっているんですけど、どうやったらこの子たちに自分ができることがあるかなというのがどうしても頭から離れなくて、やはり日本の中には手作りにこだわるみたいなのが、冷凍食品とかでもあるじゃないですか。手作り風とか、そうなんです。社会がそうなっているんだと思うんです。だから、決してこれがネガティブじゃないということは非常に分かっている、私も分かっているつもりです。ただ、そういう人がいるということは御理解いただきたいと思います。

最後、1点だけお伺いしたいんですけども、最大80人収容可能な試食室とキッチン設備があります。これ、一番最初、これだけ盛りだくさんのビジョンをつくっていますので、一生懸命いろいろ活用しようとなっていくんです。ですけれども、もう2年後、5年後、10年後となっていくと、全然使わなくて、試食のときに使うと、それもなかなかなくなってくると、職員さんたちの食事の場と。それもまた全然変わってくると、物置みたいになっちゃう可能性は非常に高いところだと思うんです。ここをきちんと活用していくということが、ステーションとして大事なキーポイントになってくると思うんですけれども、それは短期的も含めてですけども、どういうふうに活用していくのか、お伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 現在は食育ビジョンでも、上の会議室を使うというのは限られているかと思うんですが、これからは独自で、私たちが独自で使う分にはそんなに回数、増えていきたいと思います。せっかく食育推進・給食ステーションと名づけたということがありますので、市長部局とも連携を図りながら、横断的にいろいろな部署にも使っていただきたいと思っております。保護者の方は当然なんですけど、老若男女問わず、使っていただける、会議でも結構ですし、職員課の講習会でも結構なんですけど、他部署も使っていただくような、そういうような進めはやっていきたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。今のだと、他部署にたくさん使っていただかないと、給食センターであまり使うような機会がないと聞こえたんですけど、そういうことではないんですよ。基本的には使っていくということでもいいんですよ。確認のためにお伺いいたします。

○【土方学校給食センター所長】 そのとおりでございます。

○【藤江竜三委員】 少しだけ質疑します。今、コロナで給食を黙食をするというようなことをやっていて、文部科学省のほうからそれをだんだん緩めていいよというような通知が出たという報道を見たんですけども、国立においてはどのようにしているのかを伺いたいと思います。

○【橋本教育部長】 今、我々もその情報はしっかり理解しているところなんですけど、具体的にど

ういうふうにしていこうかと、今、内部で協議をしております。まだ、すみません、はっきりと、どんな工夫をしながらできるかというのが、なかなかまだ決め切れていないという部分がありますので、もう少し整理した中で、対応を皆さんにお知らせできたらなと思っております。

○【藤江竜三委員】 食育ビジョンの中で食を楽しもうとなっていて、やはり食事中に会話を楽しむというのは、非常に重要なところだと思います。ぜひとも子供たちにも、そういった環境を適切に提供していただければというように思います。ニュースを見ているところだと、3年も黙って食べていると、しゃべっていいよと言っても、なかなかそんなの急に言われてもしゃべれんよみたいになってしまうというような報道も見ました。少しずつ、食事は楽しいんだというところを、感染状況はあるかもしれないので、適切な措置というのは本当、どこまでやるのかというのは難しいかと思うんですけども、その辺り、適切に判断して行ってほしいと思います。

○【上村和子委員】 結構みんな、稗田委員とか、すごく詳しく聞いてくれたので、私も市民からのメールを頂きまして、食育となったら、こういう家庭が理想的家庭であると、朝御飯もちゃんと作って、そしてみんなでいただきますと言って食べて、それで、食材も気をつけて、そういう家庭教育まで、家庭にまで言及するような、そういうふうに受け取られかねないというところがやはり見受けられます。その中に、道徳的といいますか、それが言葉的に、食のありがたさとか感謝するというような表現も、自然の営みに感謝すると、これ、食のありがたさを知り、自然の恵みに感謝することを学ぶためにというふうに、今後もこのような取組を推進していきたいというんだけど、これって食のありがたさを知り、自然の恵みに感謝するというと、ありがたさとか感謝とか、そっちのほうに目的がシフトしてしまう。それはすごく、ある意味、食育の持つ危なさの側面だと思うわけです。

そこのところをやはり意識して、表記上も一体何が大事なのかと、食育ビジョンの中で大事にしたいことは何なのかというところを、もう少し限定化したほうがいいというか、私は家庭の中で食べられない子もいる、そして、できない子もいる、そういったものを学校給食の中で、共に食べるとか、そこで栄養をしっかりとるとか、その子自身が食べながら、そういう自分の中の栄養としていくということをもって、もっと——例えば朝御飯が食べられない子がいたら、給食というか、食育センターでおにぎりを作って、朝、私はおにぎりを出してもいいと思います。夕御飯を食べられないという子がいたのだったら、夕飯だって弁当という形で出してもいいと思います。それが、サポートしていく、様々な家庭の状況の中で、あなたたちはこうなさいと、道徳的、しつけ的に行くのではなくて、ここの拠点を生かしながら、様々な食の困難を抱える人たちに対して、給食だけではなくて、食の支援の提供をしていくんだという、そこの側面のほうが、もっと力を入れて書かれるべきではないかと私も実は思っています。そこについての見解を伺いたいんですけど。

○【橋本教育部長】 この食育ビジョンの素案をつくった時も、パブコメの中で今のような指摘があったと我々も認識しております。我々とする、やはり皆様、市民の方々が選択をしながら、要は、食の自由さというんでしょうか、そういうところはしっかり持つてもらう、そこは我々もしっかり認識しながら、表現というのは、少し整理しながら来ている経過もございます。

ただ、今、質疑委員さんがおっしゃったように、まだこれを見ながら、そういう御意見もあるという今の御質疑だと思いますので、これはまだ案の段階で、最終的には整理するので、その御意見を踏まえて、また、内部の中で、どういうところがいいのか、悪いのかと、そういうところも含めて検討したいと思います。

○【上村和子委員】 食育の中に教育部門が入ってきて、教育が家庭まで要望してくると、少し個人

のところまで、あなたの家庭は、例えばいい家庭と悪い家庭がありますみたいな、そういうふうに、悪い家庭には指導しましょうかみたいに読まれかねないという現状があるわけです。ですから、これはそうではなくて、支援するんだという意味での食育の拠点なんだということは明確にしたほうが、私的には——私が引かかる箇所も幾つもありました。

特に、例えばネグレクトを受けている子供も、言いたくはないだろうと思います。お母さんが御飯作ってくれないとか、お母さんは駄目だと言いたくないとか、だから、そういう子が孤食にならざるを得ないような状況とか、そういう様々な状況があるし、さっき、稗田委員も、さすがいいところついたと思うんだけど、やはり罪悪感を持たせてしまうという、そういう意味では言っていないかもしれないけど、罪悪感を持ちながら子供を育てる親もいるでしょうと。だから、どんな環境になっても、子供だけじゃない、本当に食べるのが困難だったら、お母さんもお父さんも、例えば、食育のところに来て、みんなで家族で食べればいいじゃないですかという、これ、子ども食堂のときは、その発想なんです。

ですから、親も支援すると、子供も支援すると。それで、なおかつ、食べるならば安心なものがいいという形で、食材管理と言いながら、子供は学校給食の中で自らが学んでいけばいい。自分の体はどうやってできるのかということを知っていけばいい。押しつけではない。知ることによって自然に沸き上がって、体験していく中で食ってありがたいとか、食で私たちの体は成っているんだとか、自然にいただきますはこういう意味なんだとか、教えられるんじゃないで、勝ち取って、実感していくというような、そういったビジョンがしっかり貫かれることが大事じゃないかと思いました。このことは、もう一遍、検討していただけるということですから、しっかり検討していただきたいと思います。

あと、幾つかこの中に出てきていないのが2つ、私が今回、こだわっている中身があるんです。3つあります。3つ質疑します。中身です。私自身は、安全な、まず、地産地消で、国立で給食センター長はすごく頑張ってきて、地場野菜の導入というのは、かなり精力的に頑張ってきました。現時点で何%の地場野菜の導入で、それを今後、書かれていないんですけど、何%ぐらいまで持っていきたいかが1点目です。できましたら、地場野菜の中に、国立の基準もあるかと思うんですけども、私自身は体に、有機農業とか有機野菜というようなものを入れるということも積極的に検討してみてもどうかというのがあります。まず、この2つに関して、地場野菜の導入をめぐるのビジョンについてお聞かせください。

○【土方学校給食センター所長】 地場野菜に関しましては、まず、平成30年度に関しては、使用率が12%台でございました。去年、令和3年度については、18%台まで持ってきております。これは、野菜を入れていただいている、地域自給くにたちの方々の御協力が非常に大きいかと思っております。これを来年度、2学期に給食センターを開設するに当たって、今、若手の農家のお話を進めております。その方たちの御協力を頂ければ、私としては、何とか18%から一気に30%台に持っていきたいと思っはいるんですが、なかなかすぐさまとは難しいと思っています。今、協議の中では、いきなりお店を広げるんじゃなくて、徐々に徐々に成功するためにやっていきたいと思いますという話もさせていただいております。今、若手の農家の方、あるいは農協の方とも御協力いただきながら、前向きな協議を進めておりますので、そういう部分では、将来的には30%台を目指していきたいというところでございます。

また、有機野菜につきましては、なかなか品数の量的に、5,000食を賄うという部分と、あと若干

お高めだという部分もあります。これは検討の余地は当然あるかと思っておりますので、市内に有機野菜を作っていらっしゃる方がほばいないということもあるんですが、そこの兼ね合いもございます。前向きに検討したいと思っております。

○【上村和子委員】 あと、すみません。給食センターがセンターという名前じゃなくて、給食ステーション——これ、誰か聞きましたかね。センターじゃなくてステーションにした理由というのは何なんでしょうか。誰か聞いたっけ。聞いていないよね。

○【土方学校給食センター所長】 これは教育部長の補足説明と重複する部分があるんですが、ステーションにつきまして、現在のセンターという言葉と和訳の意味合い、これはほぼ変わりはないところでございます。ただ、センターは中心とか中央という意味合いも含まれてございますので、給食という言葉に関わるということに限って言えば、今度、新しい場所は、専ら行う場所で、業務でございますので、打点が行くところでございますが、市における食育推進にも関わりとなると若干違和感があるという点と、先ほど部長が申しました、施設、設備をはじめ運営方法が変わることから、未来に向けて、今まで培ってきた経験、責任や実績のある伝統及び学校給食に対する思いの高さは残しつつも、従来からある給食センターという名称のイメージや概念を、よい意味で刷新し、初心に戻って業務に精励してまいりたいという意味も込めて、ステーションとさせていただきます。

○【上村和子委員】 そうすると、今回、条例を見たときに、給食センターというものはなくなるわけですね、名称は。そうすると、給食ステーションで、食育推進拠点となっていくときに、そのときの食育というのは、給食よりほかのものも扱うと、そのそういうものになるんでしょうか。どうしてかといったら、それ以外に、例えば高齢者とか幼児とか、そこに向けても提供するとなったら、今、教育委員会に給食センター長というのはいるんだけど、もう教育の部署を越えていくと思うんです。教育委員会の管轄する給食と、例えば子ども家庭部とか高齢者がやっているところとかが、市長部局のところもその兼任をしていくわけなので、そのセンター長、施設長という名前をするとやっているんですけど、施設長は今の給食センター長とは違う、もっと広範な事業を扱うようになるから組織改正も必要になってくるんじゃないですか。

○【橋本教育部長】 まずは、教育委員会の立場とすると、市長部局としっかり連携をして、食育の推進をしていきたい、そういう思いを持っています。いざ、実際に、事業をかなり軌道に乗せて拡大をするようなことが場面として出てくると思います。そういう中で施設長というよりは組織として、人事措置としてということも含めまして、どういう形がいいかというのは、これはまた、行政管理部と我々も相談させてもらいながら、庁内の中で議論すべきかと思っているところでございます。

○【上村和子委員】 ということは、今回、条例改正してやる場所は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例だから、この条例でやる範疇の食育推進というのは給食だけではない、もっと広いものを扱うけれども、取りあえず、その施設長は当面は給食だけをやると、そういうことになるんですか。それとも、給食だけじゃなくて、給食を超える食育推進といったら何をやるんですか。

○【橋本教育部長】 これが、施行が令和5年の8月ということで、案としては出させていただいております。ですから、我々とするとしっかり連携をしていくつもりではいるんですが、8月以降の体制に向けて、人事措置なのか組織なのかというのは、これ、庁内の中で、どういう形がいいのかということは、合意形成というのは必要なのかなと思っているところでございます。

○【上村和子委員】 まだ決まっていない。例えば給食だけじゃなくて、また、給食のお昼だけじゃなくて、私がさっき言いました、朝はどうするんですかとか、夕御飯はどうするんですかとか、高齢

者の人はどうするんですかとか、今言いましたよね。行く行くはこういったものもここで考えていきたい、実行していきたい、つくってきたいとか、そういうことなんですか。

○【橋本教育部長】 個別具体的なところというのは、今、この時点でどうするかというのはなかなか難しいと思っています。ただし、この場所をどういうふうに生かしていくかという視点は、我々はしっかりと議論して、将来に向かって、よりよいものにしていくことは必要ですので、いろいろな可能性も含めて、それは議論すべきなのかなと思っていますところでございます。

○【上村和子委員】 書かれていないんですけど、遠い将来でもいいんですけども、例えば給食センターのところに隣接とか、どこでもいいけど、そこで作ったものが食べられるカフェができる、食堂ができる。もしくは、今、ハーベストがなくなりましたけれども、ハーベストの後にカムカムキッチンの市役所版をつくるとか、そういったことまでも考える余地はあるということなんですか。こういうふうに名称を変えるということは、そういうことを想定して、もう視野に入っているということですか。

○【橋本教育部長】 まず、1つの例を出させていただくと、これ、議会のほうでも御意見出ていると思うんです。学童への配食という問題があったと思います。これはオプションの中で、できるような形で今、体制づくりをSPCともできるという話は出ています。ただし、どういうふうに運営していくのかというのは、これ、子ども家庭部のほうの学童の所管ということもありますので、そういうことを一つずつ積み上げながら、よりよい利用方法、そういうものを考えていきたい、そのように思っているところでございます。

○【重松朋宏委員】 まず、給食センター設置条例の一部改正ということなんですけれども、一部改正にとどまらず、なぜ大幅改正になっているのか。つまり、給食センターを移転改築するので条例改正をしたというのが最初のきっかけですけども、単に名称、位置の変更だけではなくて、これを機会に食育ビジョンを策定して、設置目的、事業も拡大していくということで良いのかどうかということと、それから、本条例改正案の中には、学校給食のPFI委託のことについては、直接は明記はされていない、入っていないということでよいのか。2点伺います。

○【土方学校給食センター所長】 かなりの変更点は存じております。全部改正に近いのかもしれないんですが、これも文書法制課とも協議をしたんですが、こういうものは一部改正というので、条例案を出すということで、お話、協議が整っております。また、PFIに関しましては、これ、施設のことなので、給食の運営方法とかに関しては、条例では触れていないということでございます。

○【重松朋宏委員】 私どもの会派は、給食センターの移転改築については賛成していますけれども、PFI委託については反対してきた経緯がありますので、この条例案、改正案の中には、PFI委託のことは、どのように運営するのかということについては入っていないということで、確認しました。

そこで、この内容なんですけれども、給食センターの愛称を給食ステーションと呼ぶのではなくて、これから給食センターとはもう言わないで、もう全て給食ステーションと、これから言うていくということではよろしいでしょうか。

○【土方学校給食センター所長】 施設の正式名称は、今、お話しになったとおりだと思います。また、その業務をつかさどる組織がまだ決まっていないというのも、先ほど部長の答弁でも差し上げたところでございます。今後は、正式名称で呼んでいただくのか、あるいは食育ビジョンにも書かれておりまして、パブリックコメントもとりましたが、愛称名をつくっておりますので、そちらのほうでお声かけしていただくのかというのは、まだそこまでは話が行っていないところでございますが、

基本的には正式名称かと思っております。

○【重松朋宏委員】 食育ビジョン案では、カムカムキッチンという愛称も出していますよね。つい給食センター、給食センターと我々も言うてしまうんですけども、これからはそうではなく、国立市は給食ステーションだと、これ、その愛称がカムカムキッチンだということで、しっかり徹底していただきたいと思います。でないと、かつてのE電のように、給食ステーションと言いながら、結局みんなセンター、センターと言うてしまうということになりますので、そこは、せっかく変えるのであれば、しっかりと徹底していただきたいんですけども、食育ビジョン案、まだ、案の段階なんですけど、これは、いつ案が取れて、正式な食育ビジョンとなるのか、この中が全部、給食センターなんですよね。当然、これも全て給食ステーションということで一本化して、給食ビジョンとして、これから打ち出していくということによろしいのか伺います。

○【土方学校給食センター所長】 今、御提案させていただいている条例案につきましては、来年の8月1日ということでございます。このビジョンにつきましては、皆様の御意見を頂きましたら、できれば来年1月の教育委員会のほうにお諮りしたいと思っております。その時点で、新しい給食センターが8月1日に施行して、一定程度たちましたら、当然改定の時期を迎えるかと思っております。食育ビジョンも既に直さなくちゃいけないところも出てきておりますので、一定期間、8月以降を終えたところで、第1次の改定のときに、新しい給食センターという部分は現行の名前に変えていきたいと思っているところでございます。

○【重松朋宏委員】 8月と言わず、たしか、この条例の施行が8月1日からということなので、正式に給食ステーションとしてスタートするのは8月1日ということなんですけれども、もう最初に策定するときから給食ステーションと徹底したほうがいいと思います。でないと、結局あまり使われないうまま、みんなセンター、センターと、センター長と言っちゃうんじゃないかなと思うんですけども、そこで、給食ステーションに施設の長、その他必要な職員を置く。施設の長というのは、今で言うところのセンター長、建物の長ではなくて、組織としての給食ステーション長ということで、ステーション長、駅長なんだろうけれども、ということによろしいでしょうか。

○【土方学校給食センター所長】 現在のところ、組織がどうなるかまだ決定していない中で、多摩地区の学校給食で、共同調理場、いわゆるセンター方式をとっている市が14市、実はあるんですが、武蔵野市というのは財団形式で、羽村市が瑞穂町との一部事務組合ということで、こちらの施設の長と思われる職名は事務局長でございます。一方、国立を含む12市に関しましては、課の名称はちょっと違うんですが、その施設の長で、課長とつく職名の方がいられるのが8市、センター長、所長と言われるのが4市でございました。また、小平市なんかは給食センターの所長が課長補佐職ということもございます。このようなことから、あえて、今のところは所長にこだわらず、柔軟に運用できるよう、施設の長を置くとしているんですが、当然、給食ステーションの責任者になるということになるかと思います。

○【重松朋宏委員】 国立市の場合、共同調理場は1つなので、その施設の長が組織としての長でもあるということで、ステーションの施設の長ということで、その名称がどうなるかは関係なく、明確になっていくものと思います。

そこで、第1条の「将来にわたって全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を継続して提供する」。全ての児童生徒というのは、公立小中学校の児童生徒以外にも含む、小学校就学時から高校生程度年齢の高校生の生徒も含まれる、未成年の子供と見てよろしいでしょうか。

○【橋本教育部長】 まずは、我々、国立市立の小中学校というのがターゲットになってくると思います。その後に、どういうものが付加できるかという、なかなか今の時点でどこまでというところは難しいので、そういうところの中で、どこまでできるかということ、例えば、先ほど一例として学童というものを outsourcing させていただきました。学童というのは、これ、私立のお子さんでも通えるというところがありますので、そういう中で、どういう形でつくるかというところ、どういう立てつけができるかというのは今後の検討になるかと思っております。

○【重松朋宏委員】 討論の中でも申し上げたいと思いますけれども、やはり将来に向けて、市立の小中学校だけではない、全ての、誰も取りこぼしのないような、給食の提供というのも展望に入れていただきたいと思います。

最後の質疑です。2021年の6月議会で、一般会計補正予算の附帯決議がついていますけれども、その項目の3、「学校給食の将来を見据え、そのあり方については、子どもたちや保護者の意見を反映した新しい方式なども取り入れる可能性を考慮し、丁寧な検討を今から進めていく」というのは、今後、給食ステーションが開設された後、具体的に実施、検討というのはされますでしょうか。

○【橋本教育部長】 その項目で、まずは我々とする、食育ビジョンをつくることから始めようという考えで、今、これの作成をしている最中でございます。それで、当然これができた後、どういうことが有効なのかとか、新しい仕組みというのはどういうものがあるかということも含めて、そこはしっかりとできるところから検討をしていく、そういう今、考えているところでございます。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私はこれ、賛成の立場で討論をさせていただきます。少し悩みましたけれども、どこで悩んだかということ、2つあります。1つは、PFI方式で、今回の、この次の泉ですか、設置場所、泉1丁目でやるところの、SPC方式という形で入る、そのことについては、私も認めがたい、反対しておりますので、その立場で反対という意思表示をするかということが1つありました。もう1つは、読んだときに食育ビジョンの中に、やはり家庭教育とか、家庭に対してとか個人に対して感謝の心とか、家庭に対して教育するんだという、そこが少し見え隠れしている、これはとても危ないと1つ思いました。そういう2つの点があって、どうかなと思っておりました。

本日、質疑をする中で、学校給食センター設置条例の中には、SPC方式の部分は入っていないということが1つ分かったことと、それから、家庭に言及するような、または子供の状況が、このうちはいけれども、このうちが孤食だとか、そういう個々の生活状況に言及するようなところに関しては、また、道徳的な、食のありがたさを学んだりとか、自然に対する感謝というものの、それが目的化するというような、そういう表現については、再度検討するとおっしゃったので、そこを信頼いたしました。それで、賛成を致しました。必ず、今言った部分は検討してください。そして、全ての人たちが、このビジョン、この条例によってできる食育推進の給食ステーションによって、食の支援が受けられるというような未来に向けての計画をつくっていただきたいと思います。

もう1つ、今日はしませんでしたけれども、食育の中には、一応環境教育も入るだろうと思っております。少し入っていましたが、食品ロスの問題とかはありましたけれども、自分たちが食べたものが、例えば残ったりとか残菜をどうするかとか、そういったものが循環していくというような、そこまでのビジョンがより明確に入るといいかなと思いました。

また、センター長、センター長とは言わないんですね、ステーション長が中心となってやるだろうという、恐らく地場野菜の給食への導入については、30%を目指したいということもいいことだと思います。

いますし、有機農業についても、課題はあるけれども研究したいというのもいいことだと思っております。

総合的にSDGsの視点がここで賄えるということが重要だと、貧困をなくしていくという意味でも重要だと思います。ここで気づいたわけですが、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例ということで、学校という言葉がなくなりました。条文の中には、もちろん学校給食というのが入りましたが、名称、条例名から学校という言葉が消えました。ということは、給食ステーションという表現の中に、学校給食だけではなくて、高齢者の給食とか、それ以外の食の支援に当たる給食ステーション、給食をととても幅広く捉えたものの名称に変わったのだということがよく分かりました。

当面、これについて具体的に、学童からやっていきたいということですが、最終的には、老若男女と書いてありますので、高齢者の人も、様々な人が給食ステーションによって、食のサポートが受けられるというものも期待いたします。以上をもって、賛成の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。

くにたち食育推進・給食ステーションでは、様々なことをとにかく取り組むんだということはよく分かりました。盛りだくさんなのもよく分かりました。大切なのは、それをきちんと一つ一つ実行していくことだと思いますし、同時にそこにはどれだけの人員がかかるのかなとか、どれだけの費用がかかっていくのかということもきちんと見据えていただきたいと思います。けれども、ぜひ、せっかくですので、様々な、これだけ丁寧につくっていただきましたし、つくったところで事前のヒアリングでは、栄養士さんがすごく頑張ってくつて、関わって市内業者さんが頑張つて、このビジョンについてはつくっていただいたといったことだったので、その思いなどもぜひ本当は委員会の中で聞けたらよかったのかと思いますが、これの実現に向けて、ぜひ引き続き頑張つていただきたいと思います。

学校の給食につきましては、新型コロナで学校が休校したときに、その重要性が非常に強く現れたと思っています。食はとても大事なことは分かっておりますし、それが家庭の中で頑張つていかなきゃいけないみたいなプレッシャーも正直あるのは、どこの家庭も一緒のような気がします。御答弁の中で、給食は1日のうち1回で、ほかは家庭ですと。だから家庭も頑張つてとは言わずに、家庭に対しても情報発信をしていくといった御答弁がありました。その発信はヒアリングも合わせていくといったことだったので、ぜひ丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

家庭の中だけでは完璧になんて絶対にあり得ないと思います。ただ、質疑の中でも申し上げましたが、実は、それが日本社会の中で案外求められていて、手作りとは言いませんが、うちの中でやるのが当然でしょうみたいな風潮があるんです。逆に言うと、本当に、さっき質疑の中で繰り返してになってしまいますけれども、それができていないことに対するプレッシャーとか罪悪感みたいなものが、わりに多くの方の中であるということは、ぜひ御理解いただきたいと思います。

例えば、離乳食とか高齢者の減塩食とか低糖質料理というのを紹介されれば、頑張らなきゃと思うんです。真面目に一生懸命、そういうことを市は頑張つて教えてくれているんだしたら、じゃあ、私が頑張らなきゃいけないのかなと自然に思うんです。例えば、朝御飯と一緒に食べなきゃと言われて、朝御飯を家族で食べようと思って、みんなより少し早く起きて、一生懸命頑張つて準備するんですけど、例えば子供たちの学校の用意とか、幼稚園の用意とか、あるいは、お弁当を作ったりとかしていると、実は自分は立つて台所でパンをかじっておしまいみたいなことは、もう普通にありますよね、

多分。そういうことを、例えば、おたくのお子さん、朝御飯を食べていないから、しっかり食べさせてくださいなんて言われちゃった日には、もう何を頑張っているんだろうと、もう絶望しちゃうわけです、こちらとしては。そういう家庭もある。そうじゃないところもちろんあるけれども、そういうことを言わずに一生懸命やっている家庭もいる。そうやって言われたら、さらに睡眠時間を削って、さらに早起きするんです。子供のために、家族のためにと。そういうふうに取り受けるという人たちがいるということ、食事ってそういうものなんです。すごく命に近づいているものというか、ほかのもの、ほかの例えば勉強とか、勉強だったら、多少できなくてもいいとは、言っちゃいけないかもしれないけど、でも、食事については、何とかやらなきゃと思うんです。勉強は教えてあげられないけど、御飯のことだったらできるとか、そういうふうに普通に思うんだと思うんです。

ですから、簡単なメニューとか、時短メニューとか、栄養バランスがとれるものはこういうものですよというのを紹介するだけじゃなくて、そもそもそういうものを紹介してくれるなんて、アプリとかで山ほどあるんです。使い方とか、これを使うと本当に時短できるんだよとかと、いっぱいあるんです。そこにそもそも対抗することも難しいと思いますので、そうではなくて、さっき学童の配食なんて話もありましたけれども、市だからこそできるサポートを、ぜひ給食ステーションだからこそ、カムカムキッチンだからこそ、やっていただきたいと思います。

食育ビジョンの中には、給食センターの運営委員の話とか、献立作成委員会とか物資納入登録業者選定委員会とか、そういうものもしっかり位置づけられているので、学校給食については、国立の今までの歴史をしっかりと引き継いでいるということで、とてもしっかりやっていくんだなということはいくつも目に見えました。同時に、栄養士さんとか調理師さんの話も今回、出ました。子供たちと直接やり取りすることで、残菜率が減少したりとか、よりよい影響が出ていることが分かりました。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

栄養士さんについては、ぜひお願いしたいんですけれども、各学校に担当の栄養士さんをつけていただきたいと思います。例えば、1つ、アレルギーといったら、アレルギーというのは様々な注意が必要で、様々な注意というのは、全てが危ないという意味じゃないんです。量によってアレルギーが出る子もいれば、そもそもゼロか100みたいなことじゃないんです、アレルギーって。アレルギーを持っているか、持っていないかということが分かっている人もいれば、分かっている人もいないから、初めて家の中で、保護者の方が分かっているものではないものを食べるのが給食だったりするわけです。なので、実はそこには、多かれ少なかれ、いろいろな危険が潜んでいるので、担当の栄養士さんが必ず学校について、この子はこれぐらいのレベルで、これぐらいのアレルギーが出ちゃう可能性があるということを直接やり取りしていただきたいと思うんです。うちの例で言ったら、うちの子供は小麦粉のアレルギーを持っているんです。小麦粉っていろいろなものに入っていて、例えば、ふりかけとかにも入っているんですよ。だから、旅館とか朝御飯でうっかり食べちゃうとすごく出ちゃうとか、うちの子は割に軽度なので、ぶつぶつが出る程度で大丈夫なんですけど、まさかふりかけに小麦粉が入っているなんていうことは本人も分かっていないし、ましてや、学校の先生だって分かっているとは限らないんです。だから、栄養士さんが、例えばふりかけだって空中に舞うんですよ、当然。それが影響しちゃう子供もいれば、全然大丈夫という子供もいるんです。

だから、小麦粉アレルギー1つとったって、そのレベルが本当にすごく幅の広いことなので、この子はどこぐらいなら大丈夫ですということが、きちんと家庭だけじゃなくて学校でも分かる。給食ステーションでもちゃんと分かるという状況をつくっていただきたいと思います。

もう1個、栄養士さんを各学校につけていただきたい理由は、アレルギーの子だと、おかわりができないんです。中学年とか高学年とかになると、専用の容器に入ってこれだけは食べられますよというのは分かるんです。だけど、ほかの子供たちは、大きな食缶とか大きな配膳のものから、おなかすいたら、じゃあ足りないからこれをもらうができるんですけど、個別に対応してくださっている分、おかわりができないんです。そうすると、今、どれぐらいの量でお腹が足りているんだなということも分からないんです。

だから、そういったことを含めて考えると、ぜひこれから、今までと違って、労務管理とかということがなくなってきた、栄養士さんがいろいろな活躍ができるというのが、この食育ビジョンを含めて、新しい給食ステーションではできるということですので、積極的に栄養士さんについては、保護者との連携も含めて、各学校に担当の方もつけていただきたいと思います。

あと、要望ですけれども、調理についても大切な食育だと思います。給食を作るということを小学生とか中学生とか、中学生であれば職場体験もいいと思います。大きな窯でどうやって作るのかということも含めて、ぜひしっかりと検討していただきたいと思いますし、食育と給食のきちんとした真ん中にあるステーションになっていくように、努めていただきたいと思いますということを申し添えまして、本議案の賛成の討論とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】 国立市立学校給食センター設置条例の一部改正条例案について、新たに名称が、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例と名前が変わって、給食の内容についても、私たち、この条例の中で、位置として、第2条の給食ステーションの位置は次のとおりとするということで、国立市泉1丁目3番地6、これについては、これまでもずっと議論がありましたとおり、災害、いわゆる浸水被害想定地域として、この地域があるということで、やはり公共事業として行う給食ステーションについては、ここに設置すべきではないということを申し上げて、反対討論と致します。

○【重松朋宏委員】 質疑の中で、本条例の改正は、PFI委託が前提ではないということが確認できました。確かに、15年間の運営契約期間が終わった後、PFI委託になるとは限らないというよりも、大抵は、そこでまたPFIで立て直すということではなくて、大抵は、ただの民間委託に切り替わっていくんですけれども、私は市の直営に戻すとか、あるいは、市が関与する、コントロールできる財団運営にするという可能性も諦めていないです。それができる条例だと思います。それは、これから国立市が、食育も含めてですけれども、給食ステーションとして、様々な事業を取り組んでいける可能性のある条例になっていると思います。

そこで、「将来にわたって全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を継続して提供する」ということは、全ての就学児から、高校生だけではなくて、生徒でなくても、高校生程度年齢の18歳未満の、以下の未成年にも給食提供できる可能性というのをきちんと残していると私は解釈いたします。

2021年の6月議会の補正予算の附帯決議にある、「子どもたちや保護者の意見を反映した新しい方式」、これは、私の中では自校方式、もしくは親子方式です。新しい方式ですから。今後、学校改築が進んでいく中で、順次、自校方式、あるいは親子方式が進んでいけば、徐々に給食ステーションで作る量が減ってきます。そうなれば、調理能力を今、給食がない市内の私立の小中学校であったり、あるいは、都立高校などに、あるいは、高校ではないフリースクールであったりに配食していくということも検討してよいと思います。

食育基本法、そもそも食育基本法、議員提案なんですけれども、提案されたときには自校方式が推

奨られておりました。そして、最初の食育推進基本計画では明確に、「単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る」と明記をされています。実際、2000年代には、さいたま市ですとか埼玉県、戸田市など、それまでセンター方式をしていたところから自校方式に転換するというのが、結構、首都圏でも進んでおりました。私はそのことについては諦めておりませんし、20年、30年先に国立の公立小中学校は自校方式、あるいは親子方式、そして、私立の小中学校やフリースクールや都立高校などでも、給食が提供されるということも全くの夢ではないと、可能性というものに期待を致しまして、本条例案には賛成いたします。

○【藤江竜三委員】 賛成の立場で討論いたします。先ほどの質疑の中で、コロナの対策について質疑したんですけども、直近の課題としては、やはりこれなのかと思います。コロナの中で黙食をしてきた子供たちが楽しい給食をどのようにしていけるのかということを、こういった食育ビジョンの中でも、今後、どうしていったらそういった環境になるのかといったことを考えていただいて進めていただけたらと思います。

また、地場野菜の活用というところも、こういったところで考えていただいているという点は高く評価したいと考えております。以上で、賛成討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 9 時 14 分休憩



午後 9 時 29 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(10) 第56号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第10号)案

(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金)

○【遠藤直弘委員長】 第56号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第10号)案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、消防費、教育費、諸支出金を議題と致します。

当局からの補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第56号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第10号)案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして補足説明申し上げます。

初めに5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は、総務文教委員会の所管するものは、追加が6件、変更が1件です。庁舎2・3階系統空調機モーター修繕については、設備の不具合を速やかに復旧できるよう、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を266万円とする債務負担行為を追加するものでございます。

第一中学校小荷物専用昇降機改修工事については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、部品の調達に時間を要するため、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を784万3,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

第二小学校改築工事については、建築工事が期間を令和5年度から令和8年度、限度額を30億

9,464万2,000円。第Ⅰ期電気設備工事が期間を令和5年度から令和6年度、限度額を1億4,572万6,000円。第Ⅰ期機械設備工事が期間を令和5年度から令和6年度、限度額を1億8,321万7,000円。プール解体工事が期間を令和5年度、限度額を1,964万7,000円とし、いずれも改築工事に着手するため、債務負担行為を追加するものでございます。

徴収支援システム機器等賃貸借については、部品供給に遅れが生じているため、リース開始時期を2か月遅らせることに伴い、限度額を2,199万8,000円に変更するものでございます。

次に、第3表地方債補正のうち、総務文教委員会の所管するものは追加が1件です。歳出予算の補正に伴い、その財源として、第二小学校改築事業債、起債限度額2億290万円を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、公立学校施設整備費補助金を増額するものでございます。款16都支出金、項2都補助金は、都の補助交付決定に伴い、中学校の部活動における外部指導者配置支援事業補助金を追加するものでございます。項3委託金は、歳出の補正予算に対応し、参議院議員選挙費委託金の減額を行うものでございます。款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。款20繰越金、項1繰越金は、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。款22市債は、歳出に連動し、第二小学校改築事業債を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、決算見込みにより、職員人件費等を増額及び減額するものでございます。

20ページから23ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。20ページ、21ページをお開きください。燃料費高騰により、庁舎等維持管理に係る光熱水費を増額するものでございます。22ページから25ページにかけてが、項2徴税費です。22ページ、23ページをお開きください。決算見込みにより、職員人件費等を増額及び減額するものでございます。24ページ、25ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費です。決算見込みにより、職員人件費等を増額及び減額するものでございます。24ページから27ページにかけてが、項4選挙費です。26ページ、27ページをお開きください。参議院議員選挙終了に伴い、選挙管理事務員報酬を減額するものでございます。項5統計調査費は、決算見込みにより職員人件費等を増額するものでございます。26ページから29ページにかけてが、項6監査委員費です。28ページ、29ページをお開きください。決算見込みにより職員人件費等を増額及び減額するものでございます。

54ページ、55ページをお開きください。款9消防費、項1消防費は、今年度の委託金確定により、都消防委託金を減額するものでございます。

56ページ、57ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費は、教育カウンセラー有資格者を増やし、児童生徒への支援を拡充するため、教育カウンセラー関連負担金を増額するものでございます。56ページから59ページにかけてが、項2小学校費です。58ページ、59ページをお開きください。第二小学校の改築工事に着手するため、第二小学校改築工事請負費を追加するものでございます。項3中学校費は、燃料費高騰により施設運営、維持管理に係る光熱水費を増額するものでございます。58ページから61ページにかけてが、項5学校給食費です。60ページ、61ページをお開きください。燃料費高騰により施設運営、維持管理に係る光熱水費を増額するものでございます。60ページから63ページにかけてが、項6社会教育費です。62ページ、63ページをお開きください。燃料費高騰による施

設運営、維持管理にかかる光熱費の増に伴い、芸術小ホール指定管理料を増額するものでございます。項7 社会体育費は、燃料費高騰による施設運営、維持管理にかかる光熱費の増に伴い、総合体育館指定管理料を増額するものでございます。62ページから65ページにかけてが、項8 公民館費です。64ページ、65ページをお開きください。燃料費高騰により、施設運営、維持管理に係る光熱水費を増額するものでございます。64ページから67ページにかけてが、項9 図書館費です。66ページ、67ページをお開きください。燃料費高騰により、施設運営、維持管理にかかる光熱水費を増額するものでございます。

68ページ、69ページをお開きください。款12 諸支出金、項2 諸費は、令和3年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 大きく2つだけ質疑します。まず、5ページ、債務負担行為補正の中の第二小学校改築工事について、一連のものがあります。大体足し算すると大きく34億ぐらいになると思います。また、58ページから59ページの小学校教育環境整備事業の中の第二小学校改築工事において3億1,000万入っております。これ全体通して、ほかに二小の改築工事に当たっては総事業費として43億円ほどだというふうにお聞きいたしました。私が聞きたいのはこの改築工事に当たって樹木の伐採、最終的に現段階では今ある既存樹木がどれくらい切られるのか。それで、そのことの環境影響については考慮したか、それから、できるだけ残すという方策については今後も努力がされるのかという、この3点伺います。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。二小の改築に当たって、まず残せる樹木というのは存置の数、中高木で約70本、伐採を残念ながらしなければいけない樹木と致しまして約100本、新しく植える樹木と致しまして、約350本という計画となっております。

樹木を切ることによってどのような影響が出てしまうかというふうなことからなんです。二小の改築に当たりましては、なるべくこれまで二小で培ってきた環境というのを変えないで、樹木を生かしていきたいという計画を持って進めてまいりました。その一つと致しまして、新たな二小の敷地東側に既存の樹木を有効活用した緑道、こちらを整備していく計画となっております。そのほか既存の桜の木の接ぎ木ですとか、そのほか既存の芝生、こちらを承継していくというような取組も今行っているところでございます。なるべく既存の樹木は切らない、そのような活用をしていくというふうな方向性を持って今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 今の中で伐採される中高木が100本あるということですが、この伐採に当たってのお金は大体幾らかという計算はできていますか。伐採だけでいいです。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。ちょっと入札前ですので、詳細な金額のほうはちょっとお伝えすることできないんですけども、大体、中高木で切る本数、100本ぐらい切る中で、2,500万以上はかかってくるだろうというふうに考えております。以上です。

○【上村和子委員】 では、討論でこれに対する意見は言います。もう一点伺います。

21ページですが、女性等相談支援事業費の中で、女性パーソナルサポート事業委託料61万円が追加補正されています。これはアウトリーチ支援が増えたということで、実態と発展のためということで補正になったものです。この実態とこの事業の効果についてまず答弁を伺いたいと思います。

○【吉田市長室長】 今回の補正予算の増額につきましては、アウトリーチ支援対象者が増えたということで、支援に係る人件費等を計上しております。増加した支援者の実態ということですが、やはり多子世帯、それから10代や20代の若年女性が増えているという点がございます。また、この支援は自宅等に支援スタッフが入っての生活支援ということになりますので、例えばその体調のことから希死念慮までの幅広い相談の対応を行っていただいているというところです。また、日常の生活習慣を獲得するための支援、そういったことがありますので、やはりその時間と人が非常にかかるということが一つ挙げられると思います。

そして効果の発展というところですけども、やはりこれまでも繰り返しお話をしておりますけど、まずはその国立市だけの事業ではなくて、やはり広域的な取組としてほしいということです。そしてやはり民間支援団体に相談が増えておりますので、非常に過重な負担がやっぱりかかってきております。そのような状況が、私ども市のほうでも見えておりますので、やはり市としてさらに支援をお願いしてもいいか、ちゅうちょしてしまうというような場面も生じております。

支援の広域化、それから民間団体への負担増の課題というものは、ぜひとも国や都で女性新法も踏まえて、考えていただきたいというふうに思っておりますので、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○【上村和子委員】 本当に貴重な実践で、これによって救われている人たちがたくさんいるんです。聞くとところによると、この支援をしているNPOが東京都で表彰されたとちょっとうわさで聞きましたが、それは事実でしょうか。ちょっとどういう表彰されるのか、されたのかちょっと教えてください。

○【吉田市長室長】 この女性パーソナルサポート事業は市内の女性支援団体、くにたち夢ファーム J i k k a さんとの連携事業というふうになっておりますが、今の委員からもありましたけど、東京都の女性活躍推進大賞という、こちらは女性活躍推進に優れた取組を行っている事業所を表彰する制度ですが、今年度、令和4年度の地域部門という形でこの J i k k a さんが大賞を受賞されております。ちょうど本日12月12日の午後に東京都からプレス発表されました。この市との連携の女性パーソナルサポート事業も含めまして、これまでの地域の中での課題を持った女性への支援、これが高く評価されたものというふうに伺っております。

今月、12月24日、この人権月間におきましても、女性支援新法に関するシンポジウムの開催を予定しておりますので、先ほどお答えしましたその課題も含めまして、しっかりと議論して先につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○【上村和子委員】 ちょっとよく、すごい賞なんだと思うんだけど、すごい賞かどうか初めて聞くので、もうちょっと聞かせてください。これは東京都の女性活躍推進大賞、大賞って一番いい賞なんですか。それはここが一つだけ取ったんですか、その地域、ちょっと全体が分からないのでこの賞を受賞するというのはどんな意味が、意義があるのかというのをもう少し詳しく、吉田室長はこの女性活躍の賞というのがどういう賞かというのは御存じですか。

○【吉田市長室長】 まずは東京都内の事業所が全て対象となっております。いわゆる企業全てが対象となっておりますので、相当な数があります。当然ながらその中で、応募するまたは推薦された事

業所ということで、今回は約六十数者という応募があった中で、いわゆる大賞と優秀賞を含めて5者というふうに今聞いております。その5者の中の1つというふうに聞いております。

これまで過去に選ばれている事業所を見ますと、やはり大きな企業さんが非常に多くありますが、今回この福祉的な女性の支援というところで選ばれている事業者は、過去を見てもやはり非常に少ないといえますか、ほとんどないというような状況ですので、かねてからJ i k k aさんのほうが地域の中で取り組んでいただいている、その困難な課題を持つ女性の支援そのものが今回は高く評価されたものだというふうに伺っております。以上です。

○【上村和子委員】 聞くとところによりますと、この受賞のときには小池都知事自らが賞状を渡すというような場面もあるらしいんですけども、やっぱりそのことを東京都がぜひ政策に反映してもらいたい。今現在、このJ i k k aの女性パーソナルサポートについて東京都の補助は幾ら出ていますか。

○【吉田市長室長】 残念ながら都の補助というものは今いただいております。

○【上村和子委員】 賞状をもらうけれども、補助金0円。これ幾ら褒められてもちゃんと政策に変えてもらいたい。やっぱりそこをJ i k k aさんが直接、都知事小池百合子さんに言うというのがあるかもしれないけれども、大賞を受賞したということで、やっぱりそこに対して都補助もちゃんと新法に照らしてくださいよと、つけてくださいよというような動きはもっと後押しをしっかりとさせていただきたいと思うのです。これ、ぜひお願いしたいんですけど。

○【吉田市長室長】 この間も市のほうからは、予算要望というのは東京都に対して再三お願いをしているところです。今回この女性活躍推進のやはり担当者の方からも、毎年度国立市から要望が出ているということは担当の方もよく理解されておりまして、いわゆる国立市とJ i k k aさんとの連携事業というものは、やっぱり東京都の職員、担当レベルでも、そこは理解していただいているというふうに思っております。

ただし、これからの女性支援新法が令和6年施行される中で、やはり国や東京都から、都道府県からの助成というものが条文の中にも、法律の文章の中にも入っておりますので、ここからの議論に国のほうではなってきますけれども、ここでしっかりと取組を行っている自治体への助成というものについては議論を注視していくとともに、しっかりとまた再三の声は上げていきたいというふうに考えております。（「市長、直接手を挙げて言ったらいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○【永見市長】 今の件ですけども、過日、実は甲州街道の2車線化のときに合わせて幾つか直接小池さんと話をしています。その中にこのパーソナルサポート事業についても説明をし、そして、東京都からも財政支援を何とかならないのかということは直接私、話させてもらいました。ただし、小池都知事の直接の回答が国へよく申し伝えますと。ですから、こういう大賞を頂いたという非常に名誉あることと、トップがどこまで理解しているかというのはかなりギャップがあるなど。ですから、ぜひJ i k k aさんが表彰を受けられるときは、その辺のことを直接話していただけたらいいなと思っています。以上です。

○【重松朋宏委員】 私も端的に何点か質疑していきたいと思います。

○【遠藤直弘委員長】 今どことどこどこだけ最初に言ってもらえると。

○【重松朋宏委員】 選管、あと財政の方いただければ、順番に質疑していきたいと思いますので。

まず、本補正予算案は、予算書の21ページの庁舎等維持管理費をはじめ、電気ガス料金の高騰による補正がほぼ全ての施設に及んでおります、指定管理している郷土文化館や市民総合体育館なども含

めて。これ、施設ごと、担当ごとに分かれて補正予算の予算書に出てきているんですけども、電気ガス料金の高騰による光熱水費というのは、全体では大体どれぐらい増える見込みなのか。それから、来年度以降はどのようになりそうなのか、まず伺います。

○【**簗島政策経営課長**】 今回の補正予算の電気ガスの増額の見込みですが、これ、予算計上額で約1億3,000万円となっております。令和5年度予算については今調整中でございますが、2億から2億5,000万円程度は、令和4年度当初から伸びていくんじゃないかというところで、今試算しているところでございます。

○【**重松朋宏委員**】 国立市単独で全体で1年間ですと、次年度2億円強になると。これに対する国の補助はないのか。先日9日のニュースで、今月2日に成立した政府の第2次補正予算で交付税の財源が4,671億円増えたので、今年度は普通交付税の交付団体に国立市が入ったというようなニュースがありましたけれども、実際、今年度はどれぐらい交付される見込みなのか、来年度、国の補助もしくは交付税措置含めて、国からの支援の見通しというのはあるのかどうか伺います。

○【**簗島政策経営課長**】 まず、光熱水費に対する、物価高騰に対する市への助成というのはございません。交付税自体が単位費用を掛けてく形になりますので、各事業におけるその単位費用にどのくらい国のほうで見込んでくれるかといったところでしか図れないところがございます。ですので、基本的には、光熱水費の高騰に対しては、補助等はないというふうに考えていいかと思います。

今般の国の補正に伴う交付税ですが、国立市の場合は約1億円程度が交付ということで、情報が来ているところでございます。

○【**重松朋宏委員**】 今年度1億円ということで、大分、今年度分の光熱費高騰の1億3,000万円にかなり近い額が交付税として来ることになったということで、次年度以降も何とか直接の措置がなくても、期待したいところだと思います。

企画財政の質疑はこれぐらいにして、予算書の27ページの選挙管理委員会関連経費について、伺いたいと思います。投票区の見直しがされることになるんですけども、まず、パブリックコメントを受けてどのように変わったのか、それから、これはまだ正式に投票区の変更というのは決定されていないと思うんですけども、今後どのように事務を選挙管理委員会で正式決定して、事務を行っていくことになるのか、2点伺います。

○【**玉江選挙管理委員会事務局長**】 今回のパブリックコメントを受けて、投票区については、第9投票区である第一団地については、当初の予定では統廃合する予定ではありましたが、パブリックコメントの意見を受けて、ここについては存続ということで変更をして、委員会の中で決定しているところでございます。

また、今後の予定ですが、予算をお認めいただければ、今後、1月に規則改正を行い正式に委員会に諮って、正式に新投票区の規則改正を行って、それに合わせて委託業務を行い、システムの改修とかシステムの検証、要は有権者数がちゃんと振り分けてあるかどうか、その辺も含めた検証を行い、3月の1日が新しい定時登録ということになりまして、その後、市議会議員選挙も新投票区で、あとそれに合わせてポスター掲示場の検討も行っているところでございます。以上です。

○【**重松朋宏委員**】 ポスター掲示場の変更も単に図面の上で変更するだけではなくて、実際にその場所の近隣の地権者の方の承諾も得て、そこに設置するということについての事務も1月、2月以降、短い期間で行わないといけないということですか。

○【**玉江選挙管理委員会事務局長**】 変更したところはかなりあるのはあるんですけど、既存のどこ

ろもかなり残ってしまっていて、それ以外のところで何か所かということになってきますが、そこについて今実地を含めて検討しているところでございます。また、それを決定したら、委員会の中で執行計画の中でも決定して、最終的には市議会議員選挙で皆様のほうに地図と設置場所を明示していくということになっていくところですので。以上です。

○【重松朋宏委員】 分かりました。物すごく多いわけではないけれども、何か所か変更があるということで、かなりの事務量がこれから1月、2月、3月に入ってくると思いますけれども、何十年ぶりの見直し、50年ぶり、60年ぶりぐらいの見直しになるんじゃないかと、かなり初めての大きな見直しになりますので、しっかり進めていただければと思います。

パブリックコメントの中で、南部地区などで、かえって投票所が遠くなるという意見もあったんですけども、今回大きくこう見直した上で、今後運用していく中でまた微修正ですとか投票区を増やしたりだとか投票所を増やしたりだとかというような検討も、今後中長期的には、また、見直しが入っていくと見てよろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そうですね、それについてはまだちょっと未定ではありますが、委員さんと含めて検討して、委員会の中で検討していくことになると思います。各有権者の意見、また有権者の推移も含めて、今後また何回か選挙を受けた上で、検討はしていく必要があると考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 重松委員、引っかけるのはいいんだけど、ちょっと広がり過ぎちゃっているからこの予算の中でお願いします。

○【重松朋宏委員】 恐らく補正予算の中で投票区割りの見直しそのものについて入ってくるのは、これが最後ですよ。投票区を見直してそれに伴う予算が入っているということですので、確認しておきました。

次に、予算書の59ページの小学校施設改良事業費及び予算書5ページの債務負担行為補正の中の第二小学校の改築工事費について伺います。二小の改築が当初見通しと比べて、外構設計の変更が入って、スロープや昇降機の設置などの設計変更がありましたけれども、スケジュール的にはどうなんだろう。当初の見込みと比べて若干遅れる部分というのがあったのかどうかということと、それからもう一点、コスト的にはどうなのか、物価高騰もありますけれども、トータルで当初の見込みからどれぐらい大きくなることになりそうなのか、伺います。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。まず、当初の予定からどのくらい遅れたかという御質疑につきまして、改築マスタープランにおいては2021年、令和3年度当初に工事着工の予定でございましたので、そこからすると約2年遅れているというふうなところでございます。

コスト面についての御質疑でございます。こちらにつきましては、令和4年度の実施計画においては約40億円の試算でございました。その間の物価の上昇について、指数と致しましては約9.5%、こちら上昇しております。そうしますと差としては約3億8,000万円ほど増えているというふうなことがございました。今回の補正予算のほうで総工事費として想定をさせていただきましたのは、約43億円というふうなところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 スケジュールの変更はコロナ禍があったり、あるいは恐らく昨今の資材高騰、物価高騰等の影響もあったのかなというふうに思いますけれども、今回、設計変更で大きく、公立の小学校で全てにスロープが設置されるというのは、日本全国見ても結構珍しい、普通学校でここまでするというのはひょっとすると全国でも初めてのケースにもなるかなと思いますけれども、スロープ

の設置についてはそれだけ取り出して、どれぐらいのコストが増えたかというのはなかなか計算はできないと思いますけれども、大体どれぐらいの予算のボリュームで設置されることになるのか。担当者の肌感覚になる部分もあるかと思いますが、どれぐらいの予算規模になるのか伺います。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。まず、あくまでも増えるということではなく、40億という先ほど説明させていただいたんですけれども、V Eだったりをしましてそのお金は生み出しております。その上で、スロープにかかる予算としては、大体6,000万以上はかかっていると思われま。以上です。

○【重松朋宏委員】 国立市はJ R国立駅のエレベーターを市が負担して16人乗りでしたっけ。大型化するというのもしましたし、バリアフリー、さらにはソーシャルインクルージョンを実質的に担保するためのハードも含めて必要なお金として負担しているということをしかりと打ち出していただければというふうに思います。

それから二小の改築について、一般質問等でも再エネ施設については今後増設や蓄電池等についても検討するということなんですけれども、建物が完成してから、増設あるいは新設するということではなくて、これから2年間程度工事の猶予期間があるので、その途中で一部設計変更する等というのは可能なんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。まず、今回の設計なんですけれども、何度もお話にあったように、国立市公共建築物環境配慮整備指針というものののっとなっております。ただ、こちらの中には、そういった具体的な創エネ何%というのは記載されておられません。財政的に含めて総合的な観点で推進するよという文言もうたわれております。なので今回の二小に関してはどちらかという、コストを重視して検討したところは確かにございます。ただ一方で、そういった環境配慮に努めていかなければいけないというところもありましたので、25キロワットを将来的に持つことができる構造としております。

なぜ最初から25キロができないかというところなんですけれども、まず、施設で使う電力を上回ってしまつて、余剰電力が生まれるということになりますとシステムが止まります。なのでそのシステムが止まるということは、創エネをしないということになります。それを可能にするためには、売電だったりとか蓄電池というものが必要になってくるんですけれども、先ほど申しましたように、最初のオーダーとしましては、どちらかというコスト面を重視したというところがありまして、環境に特化した検討がよく進んでないというところが正直ございます。実際学校で使われる電力の推移というものの、これからは複合化する電力だったりとか不特定多数のものがかなり入ってきておりますので、そういったものを全てデマンド値を調査しまして、シミュレーションをかけ、より環境負荷に特化した形でのシミュレーションをしなければいけないというところがございます。

現状として急にやってしまいますと、もしかすると施設をただつけただけでゼロになってしまう可能性もやはりありますので、建築的な技術部門としましてはきちんとしたデータを基に、シミュレーションをかけていきたいというところがございますので、今後それを段階的にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 今後段階的にというのは、2年後建て替えが終わって使っていく中でということで、もしその上で段階的に整備するといつても、10年ぐらい先になってしまいますよね。

○【近藤建築営繕課長】 10年というよりは、全部の施設を見るというところになりますと5年ぐらいではあるんですけれども、現状としてまずは教育委員会の中では、校舎棟が稼働したときに様子を見

て、それだけでも十分増やす意味があるということであれば、その時点でも対処していったほうがいいのではないかという話は出ていますので、ちょっと随時検討はしていきたいというふうに思っているところです。

○【重松朋宏委員】 分かりました。二小については、そのような形で進めていくということなんですけれども、例えば庁舎含めて本補正予算では高騰する光熱費への補正で補填するという補正予算をつけています。そもそも省エネなどによってエネルギー使用量をなるべく減らしていく、あるいはすぐに対応できないですけれども、再エネ設備等を設置していくことによって購入量を減らしていくというようなことが、中期的にもできると思うんですけれども、それらの考えについてはいかがでしょうか。

○【津田総務課長】 お答えいたします。まず、比較的できやすいものとしましては、施設における照明のLED化の推進というのを考えております。今まで街路灯、公園灯などを中心にしておりましたが、今後、公共施設保全計画の改定予定や各施設の利用頻度などを含めまして、どのようなところの施設を対象にして進めていくというような、そのようなプランは現在考えております。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいですか。

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 賛成の立場で討論いたします。二小の建て替えから、学校の老朽化に伴う建て替えが始まりました。様々な教訓があったと思います。担当課のほうは、やっぱり最後までよく住民の声を聞いたというふうに私は評価をしています。様々な住民の声を聞きながら、住民と、市民と一緒につくり上げることの大事さをしんどい思いをしながら身につけられたのではないのでしょうか。

その中で、唯一やっぱりどうしても計画上クリアできなかったのが、私はこの樹木の伐採であったというふうに思っております。そういう意味では、二小はほかの学校に比べて大変多くの高木がある学校です。そこで樹冠被覆の下で視点で言えば、大きな木が花を咲かせ、紅葉し、そして、夏には木陰を提供してきたという、それが子供たちの学びの環境、住民の環境に、それから地域、自治体における地球温暖化対策の中でも貢献をしてくれていた。しかし、それが結果的に100本切られる、切られてしまう。根から取らなきゃいけませんから2,500万もかかると。その活用としてチップという形で残そうというのは悪くはないですけれども、もう一度、100本切ることは本当によかったのかという問い直しを次の学校の建て替え、公共施設建て替えのときには十分検討していただきたいと、このことをまず強く訴え、そして、今からでも1本でも残せるものがあるんだったら、大きな木は残していくというふうな努力を最後まで諦めないでやっていただきたいというふうに思っております。

それともう1つ聞きました女性パーソナルサポート、これ大変意義ある制度でこのJ i k k aさんが自分たちが訴え、アピールするんじゃなくて、周りからやっぱり若年女性支援の団体とかほかの団体等から、やっぱりJ i k k aの活動、活躍というのがとても意義があるというような評価を受けていたというふうに思います。そういう中で、国立市がNPOと連携しながら、これだって日本全国の中でこれだけ民間団体をサポートし、共に歩みながら政策を進めてきているという自治体はないと思います。先日はLGBTに関して賞を取られました。そして今回はJ i k k aさんですけれども、女性活躍大賞を取ったと。もう全国的にでも先駆的な実践を国立市がやっているけれども、唯一先駆的にとてもいいことやっているけれども、国の補助も、J i k k aに関して言えば、女性パーソナルサポートに対しては国もない、それから東京都もないという状況で、国立市だけが一生懸命出しているという現状があります。

やっぱりこういうことを国立市も、しっかり小池さんのほうには訴えたということですが、ぜひ国立市の自民党の議員さんや公明党の議員さん、今日いませんが、もう帰られていますけれども、立憲民主党さんのところで都議を持っておられるところは、ぜひ市長部局だけに任せないで国や東京都に評価をするんだったら金をくれじゃないけど、しっかりやっぱりその評価をするだけの施策に取り組んでくれというような動きをしていただきたいということを強く求めまして、賛成の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 それでは、賛成の立場で討論させていただきます。庁舎の燃料費が、庁舎につきましては1,430万円の増額といったことで、他の委員の質疑で分かりましたけども、全体では1億3,000万円ぐらいの増といったことで、来年の予測についてはもっと大きく増額していくといったことで、これから先、この燃料費の高騰についてある日突然解決するということはないと思いますので、国に申入れをするとか対策を立てていくということをぜひ積極的にしていただきたいと思います。

それから、女性パーソナル支援については、支援につきましての61万円の増額につきましては、アウトリーチ支援の対応件数が増えたといったことでした。若年層と多子世帯といったことですので、いろんな幅広い世代に向けて支援が広がっていて、それがきちんと国立市としてやっているということが伝わっていたあかしだと思いますので、大変な、困っている人たちの助けになっているということを見ると、ぜひもっと積極的に周知も含めて広げていっていただきたいと思います。また、他の委員の中でありましたけれども、J i k k aさんが表彰されたといったことで、大賞について先ほどインターネットで見ましたけれども、大抵のところはポーラさんだったりとか大きな会社さんでした。その中で、推薦をされて表彰されたといったことですので、とても喜ばしいことだと思いますし、そこからしっかり東京都がそれを評価して、お金につながるということとは私からも申し上げますし、私も政党人の1人ですので、しっかりそれは上に上げていきたいと思っております。

それから、職員さんの市内居住促進事業については9万3,000円の増額ですので、見込みが増えまして、市内居住を推進していくことについて、少しずつ広がっているのかなというふうに理解を致しました。住むところはどこでも自由ですが、災害時だとか多くのことを考えていくと市内に居住している職員さんが増えていくことは喜ばしいことだと思いますので、さらに積極的に増額も含めて、当局としては進めていっていただきたいと思います。

それから、選挙管理委員会のシステム設定等作業委託料についてですが、これは投票区の見直しに伴う選挙システムの設定変更と、それから検証作業のための49万5,000円だと思います。懸案だった、はっきりしていなかった投票区が第8投票区として設置されて、人数が多かった第10投票区は一部が第1投票区に編入、それからこれも懸案でしたけれども、第9投票区は存続することとなって、一定程度の改善にはつながっていると思います。今後はより近くで簡単に投票できるシステムなど、投票率を上げていく努力は積極的に行っていただきたいと思いますし、デジタル化などについても検討していただきたいと思います。

それから、第二小学校の改築工事についてですが、報告事項の中に挙がっていました資料と併せて、二小がどういうふうになっていくのかというのを詳しく見させていただきました。メディアセンターを学校の中心にと言っただけで様々な図書などのメディアと書いてありますが、これは前も言ったと思いますが、図書だけではなくて様々なメディアがここで学年を超えた交流空間となるようにしていくためには仕掛けがとても大事だと思います。矢川プラスのときにもお話ししましたが、居心地のいい空間であることがやはり大切だと思います。その中で光の強さだったり空間の取り方と

ということが重要になってくると思いますので、ぜひその辺もしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

それから二小につきましては、プールが体育館棟の屋上になりました。現状の国立市のルールにおきましては、日焼け止めは使用が禁止、ラッシュガードも原則禁止となっていると思います。そうすると屋根がないところでは熱中症対策ゼロになってしまうと思います。日よけを作るとかきちんと対応を考えないと、今もプールってなったときに、外よりも高い温度ですよね。空気、体温よりも高い温度になっているような水に入っていったりする場合もあると思います。プールの温度が必ずしも低いということはもうなくなっているような時代ですので、対策についてはきちんと立てていただきたいと思います。

それから環境負荷の低減については、新しい施設になりますので積極的に進めていただきたいと思っています。太陽光パネルももちろんですけども、排熱利用だったり、新しい技術はたくさんありますので、学校としてどういったことがより好ましい体系なのか、環境負荷がより低減するためにはどういったものが必要なのかというのを多くのデータが取れるチャンスになると思います。シミュレーションするのもいいと思いますし、新しい技術の利用もいいと思います。積極的に行って、環境負荷の低減を進めるための取組を行っていただきたいということを申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

○【藤江竜三委員】 まず、光熱水費についてなんですけども、環境負荷を下げるために、僕はあまりに高コストになるんだったら、別に環境負荷が多少かかってもこれだけ高くなってくると、安い、安価のほうを選ぶという選択もあるかと思いますが、そこはしっかりバランスを取っていただいて、財政的な現実的な線というものをしっかり探りながら、やってほしいというように考えております。

また、二小の建て替えについて様々意見があったところなんですけども、ぜひ工事の発注などでは分離発注や総合評価などを活用していただいて、地元の企業が育っていくような形も、多くの委員さん、言っておられる面でもありますけども、この点も考慮していただけたらというふうに思います。

そして、樹木についてなんですけども、植える場所については、よくよく考えていただけたらなというふうに思います。現在、例えば二小の北西なんですけども、歩道とすぐ近くに木が植わっているので、歩道の歩ける幅がちっちゃくなってしまっているようなところがございます。歩道ぎりぎりに植えるとやっぱり木は大きくなるんで歩きづらくなるということが、大学通りでも見受けられますけども、そういった木の成長を見越して、本当にここに植えて大丈夫なのかなというところまで考えていただけたらなというように考えております。

それと様々なところで最低賃金が変わったところなのか、幾つか報酬単価による改定による増というようなところがあったかなというふうに感じているんですけども、一般質問でもあったように家庭と子供の支援員というところで、謝礼が1,050円ということで、時給という給与のことで考えると最賃を下回ってしまっているというような話がありました。そういった最低賃金、謝礼だから最低賃金を下回ってもよいだろうということにはならないと思います。また、そういったところだと期末手当も出ないというふうになってくるというふうになると、謝金というのはある意味で安く人を使うための道具のようになってしまわないように注意しながら、その推移というものを考えていただきたいなということを申し上げて、賛成の討論と致します。

○【重松朋宏委員】 本補正予算案には賛成いたします。電気ガス代の高騰に伴う補正が約1億3,000万円、来年度は2億円が想定される中で、中長期的な省エネルギーあるいは再生可能エネルギー

一の大幅な導入についても検討してほしいと思います。これは第二小学校や庁舎だけでなく全ての施設において考えていただければと思います。

例えば、オークション方式で再エネ電気の最低価格を提示する販売者を選定できるリバースオークションという手法があります。兵庫県の加西市がやっております。また、初期投資ゼロの省エネ事業として、福岡市が10年以上前から先進的に導入、取り入れているのがESCO事業です。これはエネルギー診断して、最新の設備を導入するなどして光熱費を削減すれば、その浮いた費用の範囲内で設備投資の費用を賄うというもので、もし省エネできなければ市の側の支払いは生じないというものです。

また、公共施設を10年から20年の長期契約で屋根貸しをして、発電設備の設置と管理費用は事業者負担と。電気料金は定額になるので電力コストが削減されて、気候変動対策への貢献度も高いオンサイトPPAモデルというようなものがあります。これは初期投資や管理コストがゼロで、事務負担もゼロで、電気料金定額で再エネ賦課金もゼロと。非常用電源としても利用できるし、契約の満了後は設備が譲渡されると、さらに環境省の補助もあると、かなりこういいことづくめなんですけれども、その代わりかなり大規模に長期契約をしていかないというようなものなんですけれども、幾つか手法があります。特に昨今、新エネルギー事業者に、経営悪化が広がっております。それはなぜかという自前の発電設備を持たないで卸市場から再エネのエネルギーを買っていたりすると、卸市場の料金が高騰していくと、もう一気に経営が悪化するということになりますので、まさに公共施設の屋根というのはやはり地域の発電のポテンシャルのあるものですから、それを積極的に民間にも、地域の民間事業者にも開放していくことでウィン・ウィンの関係をつくっていくということも可能だと思います。ぜひ検討してってください。

それから、学校管理費をはじめ会計年度任用職員の報酬改定が幾つかいろいろ出てきています。それは時給が1,050円とか1,060円になっている小中学校の図書室司書であったり事務職員、それからスクールサポートスタッフ、それから一般事務員、図書館のカウンター員、それから図書の配架や蔵書の点検員、それから小中学校の用務員、それから学校給食の配膳員や軽作業員、その他所管課は異なりますけれども、保育園の給食調理員などが該当します。これらが今年の10月1日から東京都の最低賃金が1,072円になるので、最低賃金を下回るので、また、ちょっと上げるということをされているんだと思いますけれども、恐らく来年また最低賃金上がっていきますので、こういうたちごっこのような形で、最低賃金近くに張りついている会計年度任用職員の一番下のところだけ上げていくというのはそろそろやめる時期じゃないかなと。それ以外の会計年度職員の時給はほとんどここ10年変わっていません。ほとんどの嘱託員、臨時職員のときから変わっておりません。やはり全体的な見直しというのが正職員も含めてですけれども、そろそろ必要になってきているんじゃないかと。会計年度任用職員制度が導入されて3年目になる今ですけれども、全体的な見直しも含めて今後検討していただきたいということを申し上げまして、本補正予算案には賛成いたします。

○【高原幸雄委員】 本補正予算には賛成の立場で討論いたします。第二小学校の改築工事に関連して、以前から地元市民からの要望として出されておりました第二小学校の正門の近くのバス停のセットバックで、椅子とそれからベンチを設置してほしいという要望があるので、これについてはぜひ教育委員会のほうで検討されて、実現できるようにお願いしたいということを要望して、賛成討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(3) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(3)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、委員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、全庁的に感染症対策を講じつつ、引き続き業務に臨むことができております。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議——以降、対策本部会議と申し上げます——の経過と常任委員会の所管部におけます取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、総務文教委員会資料No.56により補足的に御説明させていただきます。

お手元の総務文教委員会資料No.56、1ページ目を御覧ください。まず、国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況についてでございます。資料には第37回から第39回までの対策本部会議を載せてございますが、第37回は前回の常任委員会で口頭で御報告させていただきましたので、この場では第38回以降の御報告をさせていただきます。

9月21日の第38回対策本部会議ですが、この時期は、都内の感染状況は拡大傾向にはないが、警戒が必要であるとされました。市内では10代未満の感染が割合的に最も多く見られていた頃でございます。この会議で、市として、入院中の方や70歳以上の方のフォローの継続、感染拡大の防止のために都が配付する抗原検査キットを有効活用することについて確認を致しました。また、消防署からは、熱中症の搬送も落ち着いて、病院の搬送もできているとの報告もございました。永見本部長からは、陽性になった方は減り切っていない。状況を甘く見ずに、まん延防止を徹底しながら業務を遂行していくとの指示がございました。

11月4日の第39回対策本部会議ですが、この時期は、都内での入院、重症患者数が上昇傾向にありましたが、都内の発生届の範囲が4類型に限定されたことに伴いまして、市内において、新規患者の把握も少なくなっております。この会議において、発生届が必要でない若年層の陽性の方については、都の登録センターへ登録することで市に情報が上がってくるため、積極的に周知すること。引き続き、保健センターや市役所の自宅療養支援室においては、陽性が疑われた際にどのようにすれば

よいのかについて丁寧に説明していくことが確認されました。また、市医師会長からは、今後のインフルエンザとの同時流行に備えていくことが必要とのコメントを頂き、消防署からは、9月以降の搬送困難事例は発生していないとの報告がされました。永見本部長からは、次の第8波に備えた体制を考えるようにとの指示がございました。

この後、資料にはございませんが、11月28日に第40回対策本部会議を開催し、相談件数が増加しているということを受けて、第8波に備えた対応として、抗原検査キットの配付について国立市薬剤師会へ協力を依頼していくこと、年末年始の対応について検討していくことを確認いたしました。本部長からは、感染拡大傾向にあるため、ワクチン接種や家庭での備えを盛り込んだ市長メッセージを市民に広く伝えていくとの指示がございました。

また、適宜、状況に応じた対応を検討するため、運営部会を9月から11月までの間に2回開催いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございますが、まず、行政管理部でございます。(1)自宅療養者への支援業務を含む全庁的な応援体制を組み、平日に各部交代で業務に従事する職員等の調整を行ってございます。(2)都内の感染症の感染者数の状況を踏まえまして、感染拡大防止に係る対策等の徹底について庁内に周知してございます。

教育委員会です。「学校で児童・生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」について、令和4年9月に改定し、第3版として再配付してございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、令和4年11月28日現在の状況について、オミクロン株対応2価ワクチン接種、乳幼児ワクチン接種、駅前接種についてをまとめて記載してございます。

最後になりますが、令和4年12月9日公表分の数字で、国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された療養中の方は111名でございます。

新型コロナウイルスが国内で感染確認されてから丸3年がたとうとしております。これまで市内において感染拡大予防のために、市民の皆様、事業者の皆様の大変な御努力が続けられてきました。その結果、生活の中に感染予防を位置づけながら過ごしていくことも定着してきていると思われます。今後、さらに日常の生活を取り戻していくためにも、状況に応じた感染予防について、市民の皆様、議員の皆様方の御協力を何とぞよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 1つだけ意見を言います。第8波になってさらに、第7波のときより医療機関につながりにくくなるといった可能性もなくはないなというように考えております。そういったときに、市民の皆さんがどの医療機関に当たればいいのかというようなことがあって、医療機関につながりにくくならないように、それを市のほうで見える化できるような仕組みができましたらぜひともつくっていただいて、市民の皆さんが医療機関とつながりにくくならないような体制というものができましたら構築していただけたらよいのかなというように考えていますので、御検討いただければと思います。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。所管外のは、意見ぐらいにしておいてください。高原委員。

○【高原幸雄委員】 報告では、日程が大分前の日程で推移していますけれども、第8波に入って、

最近の情報提供という形で見ると、学校における教師と子供たちの感染が、クラスターと思えるような状況が実は生まれているということが情報提供されていますよね。それについての対策をもうちょっと、どういう対策を取るかというのもあるんですけど、それをしっかり感染拡大防止に向けた取組というのを強めてほしいと要望しておきます。

○【稗田美菜子委員】 教育委員会のところで、本日の資料の2ページのガイドラインの改定のところでお伺いします。第3版を配付されていると思うんですけども、これはA3サイズの大きい形で配付されてるのかどうかお伺いします。

○【市川教育指導支援課長】 全ての家庭へ、保護者の方にA3判の両面刷りで配付をさせていただいております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。大きくして分かりやすく多分してくださっていると思うんですけども、ホームページ上にあるような、何が変わったかというのを併せて配付されているのかどうかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】 御指摘いただいたように、何がどう変わったのかというのが分かることが重要だと思いますので、それも加えて配付をさせていただいております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとは意見にさせていただきますけれども、物すごく細かくて、ルール化で、正直分かりにくい。学校のパターンはこうです。家庭のパターンはこうです。でも判断は家庭でしてください。どこまで判断すればいいんだという相談がやっぱり多いんですよ。

第1版も第2版も第3版もすごい似たような大きなA3判の両面刷りで、大事なところは二重で囲われていたり、四角で囲われていたり、網がかかっていたりするんですけども、そもそもぱっと見て、これが第2版だったか、第3版だったかって分からなくなっちゃうような構造ですし、うちの子は果たして行って大丈夫なんだろうかというのは非常に悩むところなんだろうと思うんです。なので、各家庭での判断に最終的になると思います。ただ、学校として、それを配付するのはいいですし、どこが変わったかというのをまとめてくださっているのもいいと思うんですけども、もうちょっと分かりやすい形で、全てのルールが載ってなくてもいいと思うんです。

家庭での判断は、ここを注意してくださいということがないと、例えば濃厚接触者だったら、濃厚接触者のところをどういうふうに判断しますというチャートがちゃんと出ているんです。でもそれ以外のところは全部言葉だから、どうやって判断したらいいんだろうって物すごく悩まれているようなんですね。それをもう少し分かりやすく、あるいは相談できる窓口があれば、それでもいいと思います。そういったところをもうちょっと親切にいただけたらありがたいと思いますので、ぜひ、ここから先、また変わっていくってことがあるのであれば、そこに向けて改善に取り組んでいただきたいということを伝えておきます。

それから、同様にその中で、学びの保障を一番最後に入れてくださっています。学校のオンラインの形式の学習を進めるに当たってというところで。例えば学級閉鎖みたいな特記があった場合には、クラスの中でオンラインでつながって、タブレットを持って帰っているの、オンライン上では自分と先生しか映らない。ほかのお友達たちとか生徒、同じクラスの子たちは小さなサムネイルみたいな形で並んでいるみたいなことで、多分今やっていると思うんですけども、どうやっても1人では難しい。特に低学年の場合は1人で対応するのは難しいケースが多いです。御相談をたくさん受けます。今、学校の中で学級閉鎖とか、学年閉鎖も起きている学校がありますよね。すごく感染が広がっていて、1つの御家庭で複数のお子さんがある場合に、自分でそれぞれやりなさいというのはとても無理、

特に低学年の場合は無理なので、親がついてという、親がついていられればいいですけども、ついてられない場合もありますよね。学校に来れる場合もありますけれども、どちらかという割に家庭に頼っているところがあると思うので、もし学校に行って、学校で受け入れてもらえるというのでやっていると思いますので、御家庭でお仕事をされていて親がいないとか、うちの中で1人では無理だという子供については、学校に行っても大丈夫というふうなシステムがあると思いますので、そこについてもうちょっとハードルを下げるといって、来ても大丈夫ですよ。感染対策しっかり学校で取れていますということをきちんと周知していただいて、各家庭でやっぱり頑張ってしまうんですね。なので、そこがもう少し学校に相談できたり、クラスの先生に相談できるという体制をしっかりと整えていただきたいということをお願いしておきます。

○【重松朋宏委員】 私からも1点。9月議会からの違いとして、全数届出が9月26日から見直されて、子供であっても感染された場合、自ら東京都のほうに登録をしないといけなくなりました。お医者さんが診断して陽性になっても、医者の方から東京都のほうに行くのではなくて、それぞれ対応は、半ば自己責任のような形になっています。それと同時に、学校の対応についても分かりづらくて、先ほどの対応のガイドライン、学校からは、子供を通じて、これまでA3の紙が何か月前に配られていたんですけども、それを常に持っているわけではないので、市のホームページで検索しようとすると第1版や第2版が出てくるんです。肝腎の最新版がなかなか検索かけても出てこなくて、じゃ、学校の教育委員会のところから見ていこうと思うと、とてもどこにあるのか分からないというようなことがありますので、PDFとして置いておくというよりは、学校として、こういうガイドラインをといるのを、分かりやすいところに分かりやすく表示をしておいていただけたらと思います。以上です。

○【上村和子委員】 総務文教に関わって行政管理部のほうにお伺いいたしますが、職員業務体制の調整という形で、自宅療養者への支援業務を含む全庁的な応援体制を組んだというふうなことがここだけ、あと周知徹底というのがあるんですけども、3年目に入って、恐らく職員の中での動きがちょっと変わってきていると思うんです。今現在どういうふうな職員体制を組むことが一番重要で、なおかつ、その中で見えてきた、例えば職員さんの疲労とか兼務とか、そういったものについてはどのように捉えてるかということをお聞きしたいのですけど。

○【中道職員課長】 まず、今般、第7波のピークが過ぎたところで、一旦、各部からの兼務の発令というのを、保健師さんであるとか、そうした職は置いておいて、コロナワクチンへの兼務であるとか、そうしたところは、一旦、停止をさせて、見合わせさせていただきました。これは委員さんがおっしゃったように、少し落ち着いたときに、まずは兼務かかっている職員に対して少し休んでいただき、各部の中で持っている事業をきちんと進めていただくと。ただし、今後も状況を見ながら、すぐに兼務に入っていけるような体制は全庁的に組んでいきたいというふうなところでございます。

職員としましては、今、兼務にしても、こういった応援の勤務にしても、同じ職員だけというにいきません。各部持ち回りであるとか、あるいは職員が同じ係の中で持ち回りをするような形で体制を組んでいただいて、基本的には緊急の対応で、すぐに対応できるような形にはしておりますので、職員の意識としては非常に高いものはございます。ただ、委員さんおっしゃったように、かなり長きにわたって、こうした兼務であるとか、緊急の対応が増えているので、職員の疲労的にはかなりたまっているところでございます。ですので、その辺も見ながら、ただ、繰り返しになるんですが、緊急事態ということで、全庁挙げて支援はしていかなければいけない部分なので、そこら辺は人員の交代で

あるとか、少しでも今手がすいているところにうまく柔軟に回していくとか、そういったところを考えていきたいと思っております。以上です。

○【上村和子委員】 これちょっと聞くのが難しいんですけど、職員、働く側から見たときに、しんどいとか、きついとか、そういったことが、兼務とかも含めて弱音を吐けないという、一番危機になっていけばなるほど、割と頑張りが無意識のうちに要請されて、あの人も大変だから、こっちも頑張らなきゃみたいな形で、なかなか弱音を吐けないうちに結構疲労してダウンしていったりするということもあると思うんです。

だから一番知りたいのは、今現状で職員さんたちの大変さとか、自分たちがそういう問題をどうやって解決しようとしているとか、その仕組みはあるとか、とてもしんどいんだということをちゃんと上司とかに言えているとか、ちゃんと職員課でそういうことに対して敏感に対応しようとしているとか、例えばメンタルヘルスで悩んでる人はいないとか、病気が増えていないとか、そういったものを集中して窓口をつくったり、過労の状況を調べたりとか、そういったことはなされているんですか。

○【中道職員課長】 これはコロナの対応だけによらずに、各部署の時間外の様子を当然ながら職員課では把握しておりますし、一定数時間が増えた職員に関しては、保健師を含めて面談をするようなフォローも入れております。もちろん、コロナの兼務がかかった職員が、えてして兼務が終わった後に本業のところで時間外が増えているということ、これは当然あり得るところですので、その辺はあまり長くなるようでしたら兼務の期間を調整させていただいたりとか、所属長にお話をして、少しフォローを入れさせていただいたり、あるいは人員の交代を考えさせていただいたり、その辺のところは今もしているところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 本当に福祉の、今日質疑しませんが、言葉が出ないとか、コミュニケーションにしょうがいがある人が、熱が出て保健所に電話したくないから、もういいと、籠もっているとかいうときに、国立市の職員さん、部長たちはよく動いてくれています。多くの市民が国立市役所に助けられているという実感を持っています。だけど、提供する側は休みなくて大変じゃないかなという、そここのところがしっかりフォローがなされますようにということで質疑いたしました。

年末年始、それから閉庁時の職員体制、コロナ相談に関しての体制というのは、今どうなっているのでしょうか。どういうふうに組まれているのでしょうか。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 年末年始の対応につきまして、相談については、これから第8波が増加するということで増える傾向があるということも考えられますので、市民が安心してというところでは、何かしらの対応を考えているところです。あと医師会も年末年始の対応について、ただいま協議をしているということを聞いておりますので、そこと併せて、できる限り市民の皆様が安心が届けられるような対応を今調整しているところでございます。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。ここで、私、職員の業務体制の中で年末年始というのをどういうふうに、閉庁時というのを、例えばローテを組むとか、それは、今、地域包括が答えられましたけれども、ほぼそういう関係セクションが動いていくという形で、年末年始とか閉庁時に関する職員体制、業務体制というのは、職員課のほうでは把握したり、全体を見て調整したりとかはしていないのでしょうか。

○【中道職員課長】 おっしゃるように、今年の年末年始に関していうと、健康福祉部の職員が中心となって年末年始の対応をしておったんですが、今回は全庁的に協力体制を組んでやっていこうとい

うところで今調整をしてございます。一部の職員に負担がかからないように、ここは職員挙げて体制を組んでいきたいと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 それは本当によかったです。それとまた、そういう体制ができれば、ぜひ市民に分かりやすく伝えてあげると、ハンディキャップを持っている人たちの特徴ですが、市役所が休みになると、途端に不安になる。市役所が開くと安心と。不安な人は、市役所が開いているときに、下のロビーに座っているだけで安心という人が結構います。ですから、そういう意味でも、大変ですけども、全庁挙げての年末年始、閉庁時、もう少し頑張っていたきたいと思っています。

あとは私の意見を言います。学校におけるところでは明らかにフェーズが変わってきたというふう——もちろん発症する人たちは多いけれども、私は、むしろコロナ禍の３年間、藤江委員が言いました、子供たちにどういう影響が出たのかということはすごく深刻。給食は黙食という形とかマスクが取れないとか、そういうふうに不安が３年間蓄積すると、子供たちに影響を及ぼしていると思います。そういう意味では、ウイズコロナですから、コロナ禍の中で、もう一度日常を取り戻すということに対しては、教育委員会の場合でも積極的に行ってください。

あと、フェーズが変わったということ言えば、ワクチン、それからワクチンの後遺症、それからコロナの後遺症、後遺症で苦しむ人たちが出てきていると思います。その後遺症に関しての情報もしっかり届けてください。それで治療薬についてもきめ細かに情報を出してあげてください。もう不安から安心、大丈夫という、そこに展開しなければいけませんので、ある意味、不安だけの材料ではなくて、ワクチン接種もそうですけれども、ありとあらゆる大丈夫につながるような情報提供、そしてそういう動きを期待しておきます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(3)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で、本日の案件は全て終了しました。



○【遠藤直弘委員長】 これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後１０時５３分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年12月12日

総務文教委員長

遠藤直弘